



愛媛県報

発行 愛 媛 県

印刷 岡田印刷株式会社

平成15年4月1日火曜日 第1444号外3

◇ 目 次 ◇ 訓 令

愛媛県庁事務決裁規程の一部を改正する訓令..... 1

訓 令

○愛媛県訓令第14号

庁 中 一 般

愛媛県庁事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成15年4月1日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県庁事務決裁規程の一部を改正する訓令

愛媛県庁事務決裁規程（昭和51年愛媛県訓令第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「部長」の下に「、局長」を加え、「NPO・ボランティア推進監」を「原子力安全対策推進監」に改める。

第5条第1項の表知事の権限に属する事務の部部長の項代決者の欄中「次長、男女共同参画局長、環境局長、水産局長、河川港湾局長及び道路都市局長」を「局長」に改め、同項の次に次のように加える。

局長	技術監	課長
	課長	課長補佐又は課長が指定した職員

第5条第1項の表知事の権限に属する事務の部課長の項代決者の欄中「NPO・ボランティア推進監」を「原子力安全対策推進監」に改め、同部NPO・ボランティア推進監及び循環型社会推進監の項決裁者の欄及び同項代決者の欄中「NPO・ボランティア推進監」を「原子力安全対策推進監」に改める。

第7条中「朱書し」を「明記し」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第4条関係）

知事の権限に属する事務に係る一般共通決裁事項

事務の種類	事 項	決 裁 区 分		
		知事	専 決 者	
			部長	局長
1 事務管理	1 県行政の総合的な企画、調整及び運営の基本方針に関する事。			
2 公文書に関する事務	1 条例の制定及び改廃に関する事。			
	2 条例の公布日の決定に関する事。			
	3 規則その他重要な規程の制定に関する事。			
	4 規則その他重要な規程の改廃に関する事。			
	5 重要な訓令に関する事。			
	6 軽易な訓令に関する事。			
	7 特に重要な告示、公告、公示、掲示その他の公表に関する事。			
	8 重要な告示、公告、公示、掲示その他の公表に関する事。			
	9 軽易な告示、公告、公示、掲示その他の			

	公表に関すること。				
	10 特に重要な指令、達、通達、通知、申請、照会等に関すること。				
	11 重要な指令、達、通達、通知、申請、照会等に関すること。				
	12 軽易な指令、達、通達、通知、申請、照会等に関すること。				
	13 ファイル管理表及びファイル管理総括表の作成（愛媛県文書管理規程（以下「文書管理規程」という。）第49条第1項から第3項まで）				
	14 完結文書の引継ぎ（文書管理規程第57条）				
3 公文書の公開に関する事務	1 公文書の公開の請求等に対する決定（愛媛県情報公開条例（以下この部において「条例」という。）第10条、第14条第3項、条例附則第3項ただし書の規定によりなおその効力を有するものとされている愛媛県情報公開要綱（以下この部において「要綱」という。）第9条第1項、第3項、第4項）				
	2 公文書の公開の請求等に対する決定に係る期間の延長等（条例第11条第2項、第12条、要綱第9条第2項）				
	3 公文書の公開の請求に係る事案の移送（条例第13条第1項）				
	4 公文書の公開の請求等に対する決定に係る第三者の意見の聴取（条例第14条第1項、第2項、要綱第9条第4項）				
	5 公文書の公開の請求等に対する決定に係る不服申立て等に関すること。				
	(1) 愛媛県公文書公開審査会への諮問等（条例第17条、第18条、要綱第12条）				
	(2) 処理の決定（要綱第12条）				
	(3) 第三者に対する通知（条例第14条第3項、第20条）				
4 愛媛県個人情報保護条例の施行に関する事務	1 個人情報取扱事務の登録及びその抹消（第7条第2項、第4項）				
	2 愛媛県個人情報保護審議会の意見の聴取（第7条第3項第3号、第8条第2項第6号、第3項、第9条第5号、第10条第2項）				
	3 個人情報の開示、訂正及び削除の請求に対する決定（第20条、第23条第2項、第30条、第35条）				
	4 個人情報の開示、訂正及び削除の請求に対する決定に係る期間の延長等（第21条第2項、第22条、第31条第2項、第32条、第35条）				
	5 個人情報の開示の請求に対する決定に係る第三者の意見の聴取（第23条第1項）				
	6 口頭により開示請求ができる個人情報の決定（第25条第1項）				
	7 個人情報の開示の請求等に対する決定に				

	係る不服申立て等に関する事。				
	(1) 愛媛県個人情報保護審議会への諮問等 (第36条、第37条、第41条第3項)				
	(2) 第三者に対する通知(第23条第2項、 第39条)				
	8 個人情報の取扱いの是正の申出及び再度 の是正の申出の処理(第40条第3項、第41 条第4項)				
5 組織及び人 事管理に關す る事務	1 行政組織に関する事。				
	2 権限の委任及び配分に関する事。				
	3 所属職員の事務の分担に関する事。				
	4 部長及びこれに相当する職以上の職にあ る者(地方機関の長の職にある者を除く。)の国内出張、休暇、育児休業等、職務専 念義務の免除その他服務に関する事。				
	5 職員の海外出張及び海外派遣に関するこ と。				
	(1) 部長及びこれに相当する職以上の職に ある者に係るもの				
	(2) (1)以外のもの				
	6 所属の課長及びこれに相当する職以上の 職にある者の出張、休暇、育児休業等、職 務専念義務の免除その他服務に関する事 。				
	7 所属職員の出張、休暇、育児休業等、職 務専念義務の免除その他服務に関する事 。				
	8 法令による立入り、調査、質問等を行う 職員の任免又は指定及びその身分を示す証 票の交付				
	(1) 所属の課長及びこれに相当する職以上 の職にある者に係るもの				
	(2) (1)以外のもの				
	9 審議会等執行機関の附属機関及びこれに 類するものの設置及び役職員の任免に関す ること。				
	(1) 附属機関の設置				
	(2) 役職員の任免(3に掲げるものを除く 。)				
	(3) 役職員の定型的な任免				
10 日々雇用職員(長期)の雇用承認に関す ること。					
11 審議会等附属機関及びこれに類するもの の運営に関する事。					
12 所属職員の超過勤務命令に関する事。					
13 扶養手当の認定に関する事。					
14 児童手当の認定に関する事。					
15 通勤手当及び住居手当の決定に関するこ と。					
16 単身赴任手当の決定に関する事。					
6 争訟に關す る事務	1 不服申立て等の裁決に関する事。				

7 その他の庶務事務	1 知事会議その他重要な会議の開催に関すること。			
	2 表彰に関すること。			
	(1) 知事表彰の被表彰者の決定			
	ア 栄典表彰候補者選考委員会における選考を要する表彰に係るもの			
	イ ア以外のもの			
	(2) 国の行う表彰の候補者の推薦			
	ア 栄典表彰候補者選考委員会における選考を要する表彰に係るもの			
	イ ア以外のもの			
	3 各種資料、統計等の作成、収集又は配付に関すること。			
	4 研修会、講習会、講演会等の計画及び実施に関すること。			
	5 歳入歳出外現金、有価証券及び物品の出納通知に関すること。			
	6 工事金の債権譲渡承認に関すること。			
	7 工事に附帯する地種組替えに関すること。			
	8 重要な工事の一時中止に関すること。			
9 軽易な工事の一時中止に関すること。				
10 公共団体の土木建築工事に関する調査、測量、設計、指導、工事の監督及び施行に関すること。				
11 市町村費又は私費をもつて支弁する土木工事施行に関すること。				
8 指導監督に関する事務	1 重要な許可、認可、免許、登録等の処分及び行政代執行に関すること。			
	2 軽易な許可、認可、免許、登録等の処分に関すること。			
9 地方自治法に基づく市町村に対する関与に関する事務	1 市町村に対する事務の運営その他の事項についての技術的な助言及び勧告並びに資料の提出の要求（第245条の4第1項）			
	2 市町村に対する第1号法定受託事務以外の事務の処理については是正等の要求（第245条の5第3項）			
	3 市町村に対する自治事務の処理については是正等の勧告（第245条の6）			
	4 市町村に対する法定受託事務の処理については是正等の指示（第245条の7第2項）			
	5 市町村に対する法定受託事務の管理執行の是正等についての勧告、指示及び裁判の請求（第245条の8第3項、第12項）			
	6 市町村に対する法定受託事務の管理執行の是正等の代執行（第245条の8第8項、第12項）			
	7 市町村の行う法定受託事務の処理基準の決定（第245条の9第2項）			
	(1) 重要なもの			
	(2) 軽易なもの			

	8 市町村の申請等に対する許認可等の基準の決定及び公表（第250条の2）				
	(1) 重要なもの				
	(2) 軽易なもの				
	9 市町村の申請等に対する許認可等の標準処理期間の決定及び公表（第250条の3第1項）				
	(1) 重要なもの				
	(2) 軽易なもの				
10 公益法人に関する事務	1 設立の許可（民法第34条）				
	2 定款の変更の認可（民法第38条第2項）				
	3 寄附行為の変更の認可				
	4 登記完了の届出の受理（民法第45条第1項、第3項、第46条第2項、第48条、第77条）				
	5 事業計画及び収支予算の届出の受理				
	6 事業報告、収支決算届出等の受理				
	7 監事異動届出の受理				
	8 基本財産の処分の承認				
	9 監事からの報告の受理（民法第59条第3号）				
	10 監督命令（民法第67条第2項）				
	11 業務及び財産の状況の検査（民法第67条第3項）				
	12 設立許可の取消し（民法第71条）				
	13 解散の許可				
	14 残余財産の処分の許可（民法第72条第2項）				
	15 清算結了の届出の受理（民法第83条）				
	16 主務大臣に対する報告				
	17 特定公益増進法人の認定及び証明（所得税法施行令第217条第1項第3号、法人税法施行令第77条第1項第3号、租税特別措置法施行令第40条の3第1項第3号）				
11 不利益処分に当たつての聴聞その他意見陳述のための手続に関する事務	1 聴聞				
	2 弁明の機会の付与				
	3 その他の手続				
12 収支又は支出を伴う事務	1 1,000万円以上の税外収入（寄附の受入れの決定を除く。）の徴収に関すること。				
	2 1,000万円未満の税外収入（寄附の受入れの決定を除く。）の徴収に関すること。				
	3 1件50万円以上の寄附の受入れの決定に関すること。				
	4 1件50万円未満の寄附の受入れの決定に関すること。				
	5 次に掲げる事件の決定に関すること。				

(1) 工事				
ア 1件5億円以上の支出を伴うもの				
イ 1件1億円以上5億円未満の支出を伴うもの				
ウ 1件1億円未満の支出を伴うもの				
(2) 工事に関する業務委託				
ア 1件1億円以上の支出を伴うもの				
イ 1件3,000万円以上1億円未満の支出を伴うもの				
ウ 1件3,000万円未満の支出を伴うもの				
(3) 用地の取得及び補償				
ア 1件1億円以上の支出を伴うもの				
イ 1件1億円未満の支出を伴うもの				
(4) 漁業補償				
ア 1件7,000万円以上の支出を伴うもの				
イ 1件3,000万円以上7,000万円未満の支出を伴うもの				
ウ 1件3,000万円未満の支出を伴うもの				
(5) その他の支出を伴う事件				
ア 1件3,000万円以上の支出を伴うもの				
イ 1件500万円以上3,000万円未満の支出を伴うもの				
ウ 1件500万円未満の支出を伴うもの				
6 次に掲げるものの支出負担行為に関する こと。				
(1) 決裁を経た1件5億円以上の工事				
(2) 決裁を経た1件1億円以上5億円未満 の工事				
(3) 決裁を経た1件1億円未満の工事				
(4) 決裁を経た1件3,000万円以上の工事 に関する業務委託				
(5) 決裁を経た1件3,000万円未満の工事 に関する業務委託				
(6) 決裁を経た1件1,000万円以上の事件 (工事、工事に関する業務委託及び ⁽⁸⁾ か ら ⁽¹⁰⁾ までに掲げるものを除く。)				
(7) 決裁を経た1件1,000万円未満の事件 (工事、工事に関する業務委託及び ⁽⁸⁾ か ら ⁽¹⁰⁾ までに掲げるものを除く。)				
(8) 決裁を経た退職手当				
(9) 報酬、給料、諸手当(退職手当を除く 。)、恩給及び地方職員共済組合に対す る負担金				
(10) 決裁を経た医療費				
7 次に掲げるものの支出命令に関する こと。				
(1) 決裁を経た1件1億円以上の工事費				
(2) 決裁を経た1件1億円未満の工事費				

	(3) 決裁を経た1件 3,000万円以上の工事に関する業務委託費				
	(4) 決裁を経た1件 3,000万円未満の工事に関する業務委託費				
	(5) 決裁を経た1件 1,000万円以上の事件の経費（工事費、工事に関する業務委託費及び(7)から(9)までに掲げるものを除く。）				
	(6) 決裁を経た1件 1,000万円未満の事件の経費（工事費、工事に関する業務委託費及び(7)から(9)までに掲げるものを除く。）				
	(7) 決裁を経た退職手当				
	(8) 報酬、給料、諸手当（退職手当を除く。）、恩給及び地方職員共済組合に対する負担金				
	(9) 決裁を経た医療費				
13 工事の請負契約に係る請負者の選定に関する事務	1 工事の請負契約に係る請負者の選定に関すること。				
	(1) 1件の設計金額が1億円以上のもの				
	(2) 1件の設計金額が5,000万円以上1億円未満のもの				
	(3) 1件の設計金額が5,000万円未満のもの				
14 用品調達に関する事務	1 用品交付代価の徴収及び用品調達特別会計への振替				
15 公有財産、物品及び債権に関する事務	1 公有財産の取得に関すること。				
	(1) 購入（愛媛県公有財産及び債権に関する事務取扱規則（以下この部において「規則」という。）第6条）				
	ア 予定価格1件 3,000万円以上				
	イ 予定価格1件 3,000万円未満				
	(2) 寄附の受入れ（規則第8条）				
	ア 評価額1件 3,000万円以上				
	イ 評価額1件 3,000万円未満				
	(3) 新築、増築又は移築（規則第9条）				
	(4) 登記、登録等（規則第11条）				
	2 公有財産の管理に関すること。				
	(1) 所管換え、所属換え等（規則第19条、第20条）				
	(2) 普通財産の貸付け並びに貸付期間の延長及び更新（規則第22条、第23条）				
	ア イ以外のもの				
	イ 電柱、掲示板等の設置を目的とするもの				
	(3) 普通財産の使用目的又は原形の変更承認（規則第24条）				
	(4) 行政財産の用途の変更又は廃止（規則第28条）				
	(5) 行政財産の使用許可（規則第29条）				
	ア イ以外のもの				
	イ 電柱、掲示板等の設置を目的とする				

	もの				
	(6) 行政財産の使用目的又は原形の変更承認（規則第24条、第30条）				
	(7) 災害共済に関すること。				
	(8) 公舎、職員住宅等の管理に関すること。				
	3 公有財産の処分に関すること。				
	(1) 普通財産の売払い又は譲与（規則第32条）				
	ア 予定価格又は評価額1件 3,000万円以上				
	イ 予定価格又は評価額1件 3,000万円未満				
	(2) 普通財産の交換（規則第33条）				
	ア 評価額1件 3,000万円以上				
	イ 評価額1件 3,000万円未満				
	(3) 建物等の取壊し				
	4 物品に関すること。				
	(1) 賃貸借				
	ア 賃貸借料1件 500万円以上				
	イ 賃貸借料1件 500万円未満				
	(2) 使用貸借又は処分				
	ア 予定価格又は評価額1件 500万円以上				
	イ 予定価格又は評価額1件 100万円以上 500万円未満				
	ウ 予定価格又は評価額1件 100万円未満				
	5 債権の管理に関すること。				
	(1) 強制執行等（規則第39条）				
	(2) 徴収停止（規則第40条）				
	(3) 履行延期の特約等（規則第42条）				
	(4) 債権の免除（規則第46条）				
	6 財産の報告				
	7 愛媛県職員の職務発明等に関する規則（以下この項において「発明規則」という。）の施行に関すること。				
	(1) 職務発明等の認定及び特許を受ける権利等又は特許権等の承継の決定（発明規則第5条第1項）				
	(2) 特許出願等（発明規則第7条第1項）				
	(3) 実施補償金の特別の事情の認定及びその額の算定（発明規則第10条第2項）				
	(4) 不服の申出の処理に関すること（発明規則第15条）。				
16 公の施設に関する事務	1 公の施設に関すること。				
17 予算に関する事務	1 歳出予算の移用に関すること。				
	2 所管の地方機関に対する予算令達に関すること。				
	3 次に掲げる歳出予算の流用に関すること				

組 織 名	事務の種類	事 項	決 裁 区 分		
			知事	専 決 者	
				部長	局長
人 事 課	1 任命等に関する事務	1 特別職の任免に関する事 こと。			
		(1) 副知事及び出納長に係るもの（地方自治法第162条、第163条、第165条、第168条）			
		(2) 執行機関である委員会の委員又は委員に係るもの			
		(3) 地方公営企業の管理者に係るもの（地方公営企業法（以下「地公企法」という。）第7条の2）			
		(4) 非常勤職員に関する事 こと。			
		ア 法令に基づくもの			
		イ ア以外のもの			
		2 一般職の任免に関する事 こと（地方公務員法（以下「地公法」という。）第17条、教育公務員特例法（以下「教特法」という。）第10条、第22条）。			
		(1) 本庁の局長又はこれに相当する職以上の職にある者に係るもの			
		(2) 本庁の課長補佐又はこれに相当する職以上の職にある者に係るもの（(1)に該当するものを除く。）			
		(3) (1)、(2)及び(4)以外のもの			
		(4) 臨時職員の任用に係るもの			
		3 兼務発令に関する事 こと。			
	4 社会福祉主事及び小作主事の任免に関する事 こと。				
	2 昇任及び配置換に関する事務	1 職員の昇任及び配置換に関する事 こと（地公法第17条、教特法第10条、第22条）。			
		(1) 本庁の課長補佐又はこれに相当する職以上の職にある者に係るもの			
		(2) (1)以外のもの			
	3 分限、懲戒等に関する事務	1 分限処分に関する事 こと（地公法第28条、教特法第10条、第22条）。			
		(1) 病気休職			
		ア 本庁の局長又はこれに相当する職以上の職にある者に係るもの			
イ ア以外のもの					
(2) その他の分限処分					
2 懲戒処分に関する事 こと（地公法第29条、教特法第10条、第22条）。					
4 服務に関する事務	1 営利企業等の従事許可等に関する事 こと（地公法第38条、教特法第21条第1項、第22条）。				
	(1) 部長及びこれに相当する職にある者				
	(2) (1)以外のもの				
	2 在籍専従の許可（地公法第55条の2）				
	3 地方公営企業職員の指定職の指定（地公企法第39条第2項）				

	4 証人、鑑定人又は参考人等として官公署へ出頭した場合の取扱いについて（昭和42年7月1日付け総務部長通知）による諸報告				
	5 結核療養休暇の許可				
	(1) 本庁の部長又はこれに相当する職以上の職にある者に係るもの				
	(2) 本庁の局長又はこれに相当する職にある者に係るもの				
	(3) 本庁の課長又はこれに相当する職にある者に係るもの				
	(4) (1)、(2)及び(3)以外のもの				
5 給与等に関する事務	1 給料の決定に関すること（職員の給与に関する条例（以下この部において「給与条例」という。）及び技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例（以下この部において「技能労務職員の給与条例」という。））。				
	(1) 定期昇給（給与条例第4条）				
	ア 本庁の課長補佐又はこれに相当する職以上の職にある者に係るもの				
	イ ア以外のもの				
	(2) 特別昇給（給与条例第4条）				
	ア 本庁の部長若しくは局長又はこれらに相当する職にある者に係るもの				
	イ 本庁の課長補佐又はこれに相当する職以上の職にある者に係るもの（アに該当するものを除く。）				
	ウ ア及びイ以外のもの				
	(3) (1)及び(2)以外の給料の決定（給与条例第4条）				
	ア 本庁の部長若しくは局長又はこれらに相当する職にある者に係るもの				
	イ 本庁の課長補佐又はこれに相当する職以上の職にある者に係るもの（アに該当するものを除く。）				
	ウ ア及びイ以外のもの				
	2 諸手当に関すること（給与条例及び技能労務職員の給与条例）。				
	(1) 初任給調整手当の支給額等の決定（給与条例第7条）				
	(2) 勤勉手当の支給基準の決定（給与条例第19条の4）				
	(3) 勤勉手当の成績率の決定（給与条例第19条の4）				
	ア 本庁の部長若しくは局長又はこれらに相当する職にある者に係るもの				
	イ 本庁の課長補佐又はこれに相当する職以上の職にある者に係るもの（アに該当するものを除く。）				
	ウ ア及びイ以外のもの				
	3 旅費に関すること。				
	(1) 旅費の調整及び級格付に関すること。				

5 地方消費税の交付（法第72条の115第1項、法附則第9条の15）				
6 ゴルフ場利用税の交付（法第103条）				
7 自動車取得税の交付（法第699条の32第1項）				
8 軽油引取税の交付（軽油引取税の特別徴収義務者に対する交付金交付要綱（昭和48年10月19日付け総務部長通知））				

別表第2市町村課の表を次のように改める。

組 織 名	事務の種類	事 項	決 裁 区 分		
			知事	専 決 者	
				部長	局長
私 学 文 書 課	1 私立学校に関する事務	1 学校教育法に関すること。			
		(1) 私立学校（専修学校及び各種学校を除く。）の設置、廃止及び設置者の変更の認可（第4条）			
		(2) 私立学校（専修学校及び各種学校を除く。）に係る ⁽¹⁾ に掲げるもの以外の認可（第4条）			
		(3) 専修学校の設置、廃止、設置者の変更及び目的の変更の認可（第82条の8）			
		(4) 各種学校の設置、廃止、設置者の変更等の認可（第4条、第83条）			
		(5) 私立学校の学校閉鎖命令（第13条）			
		(6) 専修学校及び各種学校の設置勧告及び教育の停止命令（第84条）			
		2 私立学校法に関すること。			
		(1) 学校法人の寄附行為の認可（第31条）			
		(2) 準学校法人の寄附行為の認可（第31条、第64条）			
		(3) 学校法人の解散の認可又は認定及び合併の認可（第50条、第52条）			
		(4) 準学校法人の解散の認可又は認定及び合併の認可（第50条、第52条、第64条）			
		(5) 学校法人及び準学校法人の寄附行為の補充（第32条、第64条）			
		(6) 学校法人及び準学校法人の収益事業の種類の設定及び停止命令（第26条、第61条、第64条）			
		(7) 学校法人の寄附行為の変更の認可（第45条）			
		(8) 準学校法人の寄附行為の変更の認可（第45条、第64条）			
		(9) 学校法人及び準学校法人の解散命令（第62条、第64条）			
		3 日本私学振興財団に関すること。			
		4 私立学校教職員共済組合に関すること。			
		5 私立学校の生徒旅客運賃割引証に関すること。			
2 宗教法人法の施行に關す	1 登記に関する届出の受理（第9条）				
	2 宗教法人の規則、規則変更、合併及び解				

る事務	散の認証（第14条、第28条、第39条、第46条、第82条）				
	3 財産目録等の写しの受理（第25条第4項）				
	4 報告の徴収及び質問（第78条の2第1項）				
	5 宗教法人審議会の意見聴取（第78条の2第2項、第79条第4項、第80条第5項）				
	6 宗教法人の公益事業以外の事業の停止命令（第79条第1項）				
	7 認証の取消し（第80条第1項、第2項、第6項）				
	8 裁判所に対する宗教法人の解散命令の請求（第81条第1項）				
	3 行政書士法の施行に関する事務	1 行政書士試験の実施（第3条、第4条の16）			
(1) 行政書士試験の受験願書（県外居住者に係るものに限る。）の受理（愛媛県行政書士法施行細則第5条第1項）					
(2) (1)以外のもの					
2 行政書士試験事務の委任及び委任の撤回（第4条第1項、第4条の4第1項、第4条の15）					
3 指定試験機関に関すること。					
(1) 変更の届出についての措置（第4条の4第2項、第3項）					
(2) 試験事務規程の変更についての意見の通知（第4条の8第2項）					
(3) 事業計画及び収支予算についての意見の通知（第4条の9第2項）					
(4) 事業報告書及び収支決算書の受理（第4条の9第3項）					
(5) 必要な措置の指示（第4条の11第2項）					
(6) 報告の徴収及び立入検査（第4条の12第2項）					
(7) 試験事務の休廃止の許可についての意見の具申（第4条の13第3項）					
4 行政書士事務所の立入検査（第13条）					
5 行政書士の業務の禁止等の処分（第14条）					
6 行政書士会の会則及び会則の変更の認可（第16条の2）					
7 行政書士会の報告の受理（第17条）					
4 私立大学に関する事務	1 私立大学に関すること。				
5 文書管理に関する事務	1 文書の浄書（文書管理規程第32条）				
	2 文書等の発送（文書管理規程第35条第1項、第3項、第4項）				
	3 県報登載（文書管理規程第37条から第39条まで）				
	4 文書の保存期間の特例の協議（文書管理規程第55条）				

	5 完結文書の引継ぎ（文書管理規程第58条第2項）				
	6 保存文書の利用及び庁外持出しの承認（文書管理規程第61条）				
	7 保存文書の閲覧及び写しの交付の協議（文書管理規程第63条第1項）				
	8 保存文書の廃棄（文書管理規程第64条第1項、第65条）				
	9 浄書経費の分担割合の決定				
	10 掲示板への掲示の承認				
6 文書事務の総括に関する事務	1 文書事務の調査指導（文書管理規程第4条）				
	2 文書記号の協議（文書管理規程第45条第4項）				
	3 ファイル管理表及びファイル管理総括表の調整（文書管理規程第49条第4項）				
7 愛媛県公印規程の施行に関する事務	1 特殊公印の作成の承認（第4条）				
	2 公印の新設、改刻及び廃止の承認及び告示（第6条、第10条）				
	3 公印の登録（第7条）				
	4 公印刷込み承認届の受理（第13条第2項）				
8 加入電信に関する事務	1 加入電信の受信及び発信				
9 県報、官報登載及び県法規集に関する事務	1 愛媛県報発行規程に関すること。 (1) 号外の県報発行（第3条） (2) 別冊の発行（第5条） (3) 県報の配付先及び配付部数の決定（第8条）				
	2 愛媛県報一般広告規程に関すること。 (1) 一般広告の県報への掲載（第1条）				
	3 官報報告規程に関すること。 (1) 官報掲載事項の報告（第5条） (2) 官報掲載事項の訂正（第6条）				
	4 県法規集の編集				

別表第2私学文書課の表の次に次のように加える。

組 織 名	事務の種類	事 項	決 裁 区 分		
			知事	専 決 者	
				部長	局長
市 町 村 課	1 地方自治法の施行に関する事務	1 許認可等に関すること。 (1) 中核市の指定に係る同意（第252条の24第2項） (2) 財産区の財産処分に係る同意（第296条の5第2項） (3) 財産区の不均一の課税又は徴収に係る同意（第296条の5第5項） (4) 一部事務組合の設立の許可（第284条第2項） (5) 広域連合の設立の許可（第284条第3項、第285条の2第2項）			

(6) 全部事務組合の設立の許可（第284条第5項）				
(7) 役場事務組合の設立の許可（第284条第6項）				
(8) 一部事務組合の規約等の変更の許可（第286条第1項）				
(9) 一部事務組合の規約の変更の届出の受理（第286条第2項）				
(10) 一部事務組合の解散の届出の受理（第288条）				
(11) 広域連合の規約等の変更の許可（第291条の3第1項、第5項）				
(12) 広域連合の規約の変更の届出の処理（第291条の3第3項、第5項）				
(13) 広域連合が新たに事務を処理することとされたとき（変更されたときを含む。）の規約の変更の届出の処理（第291条の3第4項、第5項）				
(14) 広域連合の広域計画の提出の受理（第291条の7第3項、第6項）				
(15) 広域連合の解散の許可（第291条の10第1項、第3項）				
(16) 全部事務組合の規約等の変更の許可（第291条の14第1項）				
(17) 全部事務組合の解散の許可（第291条の14第3項）				
(18) 役場事務組合の規約等の変更の許可（第286条第1項、第291条の15第4項）				
(19) 役場事務組合の規約の変更の届出の受理（第286条第2項、第291条の15第4項）				
(20) 役場事務組合の解散の届出の受理（第291条の15第2項）				
(21) 地方開発事業団の設置の認可（第298条第2項）				
(22) 地方開発事業団の設置団体の数の増減及び規約の変更の認可（第298条第2項）				
(23) 地方開発事業団の規約の変更の届出の受理（第298条第3項）				
(24) 市町村の財務に係る実地検査（第252条の17の6第2項）				
2 決定、裁定、裁決、審決等に関すること。				
(1) 市町村の廃置分合及び境界変更の決定（第7条）				
(2) 町村を市とし、又は村を町とする処分の決定（第8条）				
(3) 市町村の境界の決定（第9条から第9条の3まで）				
(4) 郡の廃置分合及び境界変更の決定（第259条）				
(5) 市町村長、収入役、議員、行政委員、				

	<p>主要公務員等の資格の決定等に関する審査請求に対する裁決（第87条、第118条、第127条、第143条、第168条、第180条の5、第184条）</p>				
	<p>(6) 再議の決定に関する審査請求に対する裁決（第176条）</p>				
	<p>(7) 給与等の決定に関する審査請求に対する裁決（第206条）</p>				
	<p>(8) 財産及び公の施設の使用処分に関する審査請求に対する裁決（第238条の7、第244条の4）</p>				
	<p>(9) 過料の決定に関する審査請求に対する裁決（第255条の3）</p>				
	<p>(10) 違法な権利侵害に関する審査請求に対する審決（第255条の4）</p>				
	<p>(11) 財産区の紛争に対する裁定（第296条の6）</p>				
	<p>3 勧告、命令、選任等に関すること。</p>				
	<p>(1) 市町村長の臨時代理者の選任（第252条の17の8）</p>				
	<p>(2) 臨時選挙管理委員の選任（第252条の17の9）</p>				
	<p>(3) 財産区の議会又は総会の設置条例の制定改廃の提案（第295条）</p>				
	<p>(4) 財産区の事務処理の監査等（第296条の6）</p>				
	<p>(5) 市町村の適正規模の勧告（第8条の2）</p>				
	<p>(6) 一部事務組合又は広域連合の設立の勧告（第285条の2第1項、第2項）</p>				
	<p>4 公平委員会の事務の受託に関すること（第252条の14）。</p>				
	<p>5 地方自治法施行令に関すること。</p>				
	<p>(1) 市町村の廃置分合及び境界変更に伴う事務の承継市町村の決定等（第5条、第6条）</p>				
	<p>(2) 事務引継ぎを期間内に完了しない場合の過料の決定（第131条）</p>				
	<p>6 市町村に対する助言に関すること。</p>				
2 市町村の合併の特例に関する法律の施行に関する事務	<p>1 合併協議会設置の請求があつた場合の報告等の受理及び通知（第4条第2項、第4項、第8項から第10項まで、第13項、第16項、第20条、第4条の2第3項、第4項、第8項、第9項、第11項、第12項、第17項、第18項、第23項、第24項）</p>				
	<p>2 合併協議会設置の請求が同一の内容であることの確認（第4条の2第2項）</p>				
	<p>3 合併協議会設置の勧告（第16条の2第1項）</p>				
3 住民基本台帳法の施行に関する事務	<p>1 住民基本台帳の脱漏等に関する市町村長への通報（第12条の3）</p>				
	<p>2 市町村の執行機関に対する本人確認情報の提供（磁気ディスクの送付によるものに限る。）（第30条の7第4項）</p>				

	3 指定情報処理機関への本人確認情報処理事務の委任及び委任の解除（第30条の10第1項、第30条の26第1項）				
	4 指定情報処理機関に情報提供手数料を收受させることの決定及びその額の承認（第30条の10第4項、第5項）				
	5 指定情報処理機関に対する指示（第30条の22第2項）				
	6 指定情報処理機関に対する報告の徴収及び立入検査（第30条の23第2項）				
	7 本人確認情報の安全確保措置（第30条の29第1項）				
	8 提供を受けた本人確認情報の安全確保措置（第30条の33第1項）				
	9 自己の本人確認情報の開示等（第30条の37第2項、第30条の38第2項）				
	10 自己の本人確認情報の訂正、追加又は削除の申出の処理（第30条の40）				
	11 住民票コードの利用制限に関すること。				
	(1) 中止勧告及び必要な措置の勧告（第30条の43第4項）				
	(2) 命令（第30条の43第5項）				
	(3) 報告の徴収及び立入検査（第34条の2第1項）				
	12 市町村長の処分に対する審査請求に対する裁決（第31条の3）				
	13 関係市町村長の意見が異なる場合の決定（第33条）				
	14 市町村長に対する資料の要求（第37条）				
	15 国に対する資料の提供（第37条第2項）				
4 地方財政法の施行に関する事務	1 市町村債の配分で重要なもの				
	2 市町村債の配分で軽易なもの				
	3 市町村債の許可予定額の通知				
5 地方交付税法の施行に関する事務	1 市町村の提出する交付税の算定に関する資料の審査及び総務大臣への送付（第5条）				
	2 市町村に係る地方交付税の配分等で特に重要な事項				
	3 市町村に係る交付税の額の算定及び交付（第17条）				
	4 市町村に係る交付税の額の算定に用いた資料に関する検査及び総務大臣への報告（第17条の3）				
	5 市町村の交付税の額の算定方法に関する総務大臣への意見の申出の経由（第17条の4）				
	6 市町村の総務大臣への審査の申立て及び総務大臣の審査結果の市町村への通知の経由（第18条）				
	7 市町村の総務大臣への異議の申出及び総務大臣の決定の市町村への通知の経由（第19条（第20条の2第4項において準用する場合を含む。））				

6 地方財政再建促進特別措置法の施行に関する事務	1 市町村に係る財政再建計画の変更の同意及び総務大臣への事前協議（第3条第1項、第5項、第22条第3項、第4項、第25条、地方財政再建促進特別措置法施行令（以下この部において「政令」という。）第13条）				
	2 寄附金等に関する支出の同意（政令第12条）				
7 交通安全対策特別交付金に関する政令の施行に関する事務	1 市町村に係る交通安全対策特別交付金の額の算定に用いる資料の提出（第6条）				
8 地方公営企業法の施行に関する事務	1 市町村に係る地方公営企業の指導（第41条）				
	2 市町村公営企業の財政再建計画の変更の同意及び総務大臣への事前協議（第44条第1項、第3項、第49条第3項、第51条、地方公営企業法施行令第34条）				
9 辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律の施行に関する事務	1 市町村が定める総合整備計画の事前協議及び総務大臣への提出（第3条）				
10 公有地の拡大の推進に関する法律の施行に関する事務	1 市町村に係る土地開発公社の設立の認可（第10条第2項）				
	2 市町村に係る土地開発公社の定款変更及び解散の認可（第14条第2項、第22条第1項）				
	3 市町村に係る土地開発公社に対する報告の徴収及び立入検査（第19条第2項）				
	4 市町村に係る土地開発公社に対する措置命令（第19条第5項）				
11 地方税法の施行に関する事務	1 課税権の帰属又は承認等について市町村長の意見が異なる場合の措置（第8条）				
	2 法人税額の分割の基準となる従業者数の修正等の決定通知に対し関係市町村長に不服がある場合の措置（第321条の15）				
	3 固定資産の評価等に関すること。				
	(1) 固定資産評価基準に関すること（第388条第1項、固定資産の評価の基準並びに評価の実施の方法及び手続を定める件（昭和38年12月自治省告示第158号））				
	ア 提示平均価額の算定				
	イ 基準地の適正な時価についての検討及び所要の調整				
	ウ ア及びイ以外のもの				
	(2) 知事が評価する固定資産の価格等の決定、配分及び通知（第389条第1項、第393条）				
	(3) 知事が評価する固定資産の価格等の配				

	<p>分に係る調整の申出があつた場合の措置、当該固定資産の配分価格等の調整並びに当該価格等の決定又は配分についての異議申立てに対する決定を行つた場合の措置（第389条第4項、第5項、第399条）</p> <p>(4) 固定資産の価格の修正登録の勧告（第419条）</p> <p>(5) 固定資産の価格の修正に関する総務大臣の指示があつた場合の措置（第422条の2）</p> <p>(6) 固定資産の評価に係る市町村長に対する援助（第401条）</p> <p>(7) 固定資産の価格等の概要調書の作成及び送付（第422条）</p> <p>4 市町村税に関する統計及び報告</p>				
12 国有資産等所在市町村交付金法の施行に関する事務	<p>1 市町村の廃置分合等があつた場合の国有資産等所在市町村交付金の交付を求める権利の承継につき関係市町村長の意見が異なる場合の措置（国有資産等所在市町村交付金法施行令第4条）</p>				
13 国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する法律の施行に関する事務	<p>1 土地、建物又は工作物に係る価格の総務大臣に対する報告（国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する法律施行令（以下この部において「政令」という。）第6条）</p> <p>2 市町村助成交付金の額等の市町村長に対する通知（政令第7条）</p> <p>3 市町村助成交付金の算定に違法又は錯誤があつた場合の措置（政令第8条）</p>				
14 航空機燃料譲与税法の施行に関する事務	<p>1 市町村長が提出する譲与税額の算定に用いる資料の総務大臣への進達（第5条）</p>				
15 地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律の施行に関する事務	<p>1 市町村交付金の算定及び交付（第10条）</p> <p>2 市町村交付金の額の算定に用いる資料の審査及び検査等（第11条第2項、第4項）</p> <p>3 市町村の総務大臣への審査の申立て及び総務大臣の審査結果の市町村への通知並びに市町村の総務大臣への異議の申立て及び総務大臣の決定の市町村への通知の経由（第12条、地方交付税法第18条、第19条第7項、第8項）</p>				
16 地方公務員等共済組合法の施行に関する事務	<p>1 業務及び財産の状況の監査（地方公務員等共済組合法施行令第67条第1項）</p> <p>2 組合に対する承認（地方公務員等共済組合法施行規程第166条第1項）</p>				
17 地域総合整備資金の貸付けに関する事務	<p>1 地域振興民間能力活用事業計画の策定及び貸付対象事業の認定等（愛媛県地域総合整備資金貸付要綱（平成元年10月6日制定。以下この部において「要綱」という。）第3条、第10条第2項）</p> <p>2 貸付金の繰上償還の決定（要綱第13条）</p> <p>3 貸付けの決定及び取消し（要綱第15条第1項から第3項まで、第5項、第6項）</p>				

	4 事業内容の変更の承認（要綱第15条第4項）				
	5 貸付対象事業の完了届の受理（要綱第18条）				
	6 貸付対象施設の状況等の調査及び報告の徴収等（要綱第19条）				
	7 貸付対象施設の変更又は処分の承認（要綱第20条）				
	8 貸付に係る支出事務、徴収事務等の委託（要綱第22条）				
	9 市町村の貸付に係る意見具申（愛媛県地域総合整備資金貸付制度取扱要領第10の4）				
18 多極分散型国土形成促進法の施行に関する事務	1 振興拠点地域基本構想の作成及び協議（第7条第1項）				
	2 関係市町村に対する協議（第7条第4項、第10条第2項）				
	3 振興拠点地域基本構想の公表（第8条第3項、第10条第2項）				
	4 振興拠点地域基本構想の変更及び変更協議（第10条第1項）				
19 地域環境整備事業に関する事務	1 事業費の配分決定				
20 離島振興法の施行に関する事務	1 離島振興計画の作成及び変更（第4条第1項、第6項、第10項）				
	2 離島振興計画案の提出の要求（第4条第4項、第10項）				
21 過疎地域自立促進特別措置法の施行に関する事務	1 過疎地域自立促進方針の作成（第5条）				
	2 過疎地域自立促進市町村計画の作成及び変更についての協議（第6条第1項、第6項）				
	3 過疎地域自立促進県計画の作成及び変更（第7条）				
22 半島振興法の施行に関する事務	1 半島振興対策実施地域の指定の申請（第2条第1項）				
	2 関係市町村長に対する協議（第2条第2項、第3条第3項、第5項）				
	3 半島振興計画の作成及び協議（第3条第1項）				
	4 半島振興計画の変更及び変更協議（第3条第1項、第5項）				
23 防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律の施行に関する事務	1 市町村の集団移転促進事業計画に関する意見の申出等（第3条）				
	2 市町村の集団移転促進事業の実施に関する助言、指導等（第9条）				
24 市町村の基本構想に関する事務	1 策定の助言等				
25 広域市町村	1 策定の助言等				

圏計画に関する事務					
26 地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律の施行に関する事務	1 地方拠点都市地域の指定、変更及び解除（第4条第1項、第4項、第5条）				
	2 主務大臣に対する協議（第4条第2項、第5条第2項）				
	3 関係市町村に対する協議（第4条第3項、第5条第2項）				
	4 基本計画の同意及び変更の同意（第6条第1項、第7項、第7条）				
27 誇れるふるさとづくり総合支援事業費補助金交付要綱（平成14年3月28日制定）の施行に関する事務	1 補助金の地方局への配分の決定（第3条）				
28 市町村との情報連絡に関する事務	1 市町村との情報の連絡調整				

別表第2行政私学課の表を次のように改める。

組 織 名	事務の種類	事 項	決 裁 区 分			
			知事	専 決 者		
				部長	局長	課長
行政システム改革課	1 行政評価システムに関する事務	1 行政評価システムの決定に関すること。				
		2 行政評価システムについての総合調整に関すること。				
		3 その他行政評価システムの実施に関すること。				
	2 県の制度の見直しに関する事務	1 県の制度の見直しの決定に関すること。				
		2 県の制度の見直しについての総合調整に関すること。				
		3 その他県の制度の見直しの実施に関すること。				
	3 行政改革大綱の推進に関する事務	1 行政改革大綱の推進に関すること。				
	4 行政改革の進行管理に関する事務	1 行政改革の進行管理に関すること。				
5 地方分権の推進に関する事務	1 地方分権の推進に関すること。					
6 規制緩和に関する事務の総括に関する事務	1 規制緩和に係る総合調整に関すること。					
7 広域的自治体の在り方に関する事務	1 広域的自治体の在り方に関すること。					
8 県の業務の外部委託の推	1 県の業務の外部委託の推進に関すること					

進に関する事務					
9 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の推進に関する事務（他の主管に属するものを除く。）	1 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の推進に関すること（他の主管に属するものを除く。）。				
10 公社等外郭団体の運営等に係る総合調整に関する事務	1 公社等外郭団体の運営等に係る総合調整に関すること。				
11 パブリック・コメント制度に関する事務の総括に関する事務	1 パブリック・コメント制度の決定に関すること。				
	2 パブリック・コメント制度についての総合調整に関すること。				
	3 その他パブリック・コメント制度の実施に関すること。				
12 行政手続に関する事務の総括に関する事務	1 条例又は規則に基づく処分等に係る行政手続制度の決定に関すること。				
	2 行政手続制度についての総合調整に関すること。				
	3 その他行政手続制度の実施に関すること。				

別表第2 企画調整課の表を次のように改める。

組 織 名	事務の種類	事 項	決 裁 区 分		
			知事	専 決 者	
				部長	局長
企 画 調 整 課	1 県政の総合企画及び総合調整に関する事務	1 県政に係る総合企画及び総合調整に関すること。			
	2 国立大学及び国立高等専門学校に関する事務	1 国立大学及び国立高等専門学校に関すること。			
	3 広域連携に関する事務	1 四国4県連携の推進			
		2 地域連携軸構想の推進			
		3 その他広域連携に関すること。			
	4 地域計画に関する事務	1 長期計画の策定及び推進			
		2 国の委託調査			
5 国土総合開発に関する事務	1 国土総合開発計画策定関連事務				
6 四国地方開発促進法の施行に関する事務	1 開発促進計画の策定に係る意見の具申（第3条第3項）				
	2 四国地方開発推進委員会に関すること。				
7 広域交流圏の形成に関する	1 広域交流圏の形成に関すること。				

る事務					
8 県の主要施策の策定及び推進に関する事務	1 県の主要施策の策定及び推進				
9 地方行政連絡会議法の施行に関する事務	1 四国地方行政連絡会議に関すること。				
10 知事会に関する事務	1 全国知事会に関すること。				
	2 四国知事会に関すること。				
11 新規に発生した重要課題への対応に関する事務	1 新規に発生した重要課題への対応				
12 地方自治法の施行に関する事務	1 主要施策の成果報告書の作成				
13 国土総合開発事業調整費に関する事務	1 調査事業調整費に関すること。				

別表第2 県政広報課の表を削る。

別表第2 交通対策課の表、ふるさと整備課の表、統計課の表及び情報政策課の表を次のように改める。

組織名	事務の種類	事項	決裁区分		
			知事	専決者	
				部長	局長
交通対策課	1 総合交通対策の総合企画、総合調整及び推進に関する事務	1 総合交通対策の総合企画、総合調整及び推進			
		2 総合交通計画の策定			
	2 太平洋新国土軸構想の推進に関する事務	1 太平洋新国土軸構想の推進			
		2 豊予海峡ルートの建設推進			
	3 航空に関する事務	1 航空網の整備充実に関すること。			
	4 空港及び空港周辺地域の整備推進に関する事務	1 空港の整備推進に関すること。 (1) 拡張整備の推進			
		2 空港周辺地域の整備推進に関すること。			
	5 松山空港地域活性化構想の推進に関する事務	1 松山空港地域活性化構想に関すること。 (1) 実施計画の策定及び変更 (2) 実施計画に基づく施策の推進			
		2 松山空港地域活性化連絡会議に関すること。			
	6 鉄道、海上交通運輸その他交通運輸に関する事務	1 新幹線鉄道の推進及び鉄道網の整備推進			
		2 海上交通運輸その他交通運輸に関すること。			

組 織 名	事務の種類	事 項	決 裁 区 分			
			知事	専 決 者		
				部長	局長	課長
国 際 交 流 課	1 国際交流に関する事務	1 都道府県国際交流推進協議会に関すること。				
		2 海外友好親善事業に関すること。				
		3 国際交流員に関すること。				
		(1) 受入方針に関すること。				
		(2) その他国際交流員に関すること。				
		4 在県留学生に関すること。				
	2 国際協力に関する事務	1 海外技術研修員の受入れに関すること。				
		(1) 受入方針に関すること。				
		(2) その他海外技術研修員に関すること。				
	2 青年海外協力隊の募集・啓発事業の実施					
	3 海外移住に関する事務	1 海外移住に関すること。				
	4 旅券法の施行に関する事務	1 一般旅券の発給の申請の受理（第3条、旅券法施行規則（以下この部において「省令」という。）第3条第1項、第2項）				
		2 一般旅券に係る申請を外務省で行う必要性の認定（第3条第1項、第8条第3項、第9条第4項、第10条第3項、第12条第3項）				
		3 一般旅券の交付（第7条第1項、第2項、第8条第3項、第9条第4項、第10条第3項、第12条第3項、省令第6条第3項、第5項）				
		4 一般旅券の交付を外務大臣が行う必要性の認定（第7条第1項、第8条第3項、第9条第4項、第10条第3項、第12条第3項）				
		5 一般旅券の渡航先の追加の申請の受理（第3条第3項、第4項、第8条第1項、第3項、省令第3条第1項、第2項）				
		6 一般旅券の記載事項の訂正（第3条第4項、第9条第1項、第4項、旅券法施行令（以下この部において「政令」という。）第4条第3号、省令第3条第1項、第2項、第5項）				
		7 一般旅券の職権による作成又は訂正（第9条第3項、政令第4条第4号）				
		8 一般旅券の再発給の申請の受理（第3条第3項、第4項、第10条第1項、第3項、省令第3条第1項、第2項）				
		9 一般旅券の査証欄の増補（第3条第4項、第12条第1項、第3項、政令第4条第1項第6号、省令第3条第1項、第2項、第5項）				
		10 一般旅券の発給をしない場合等の通知及び一般旅券の返納命令に係る書面の交付（第14条、第19条第4項、政令第4条第1項第7号）				
		11 一般旅券の紛失又は焼失に係る届出の受				

	理（第17条）				
	12 返納された一般旅券の還付（第19条第6項）				

組 織 名	事務の種類	事 項	決 裁 区 分			
			知事	専 決 者		
				部長	局長	課長
統 計 課	1 統計法の施行に関する事務	1 申告命令（第5条）				
		2 統計主事資格の事実認定（第10条第4項第1号）				
		3 実地調査（第13条）				
		4 調査区の設定及び変更				
		5 統計調査員及び指導員の任免（第12条）				
		6 調査票の進達				
		7 結果の公表（第16条）				
		8 統計調査の実施計画				
		9 統計調査実施に伴う関係機関との協調（第17条）				
		10 調査票等関係書類の利用（第15条）				
		11 届出を要する統計調査の進達（第8条）				
		12 調査票の配布、収集、審査及び集計				
		13 統計事務の指導				
		14 統計調査員及び指導員の指揮監督				
	2 統計報告調整法の施行に関する事務	1 統計調査受託書の提出				
	3 統計功労者の表彰に関する事務	1 統計功労者の表彰				
	4 汎用コンピュータシステムに関する事務	1 汎用コンピュータの機種決定				
		2 汎用コンピュータシステムの管理及び運用				
		3 汎用コンピュータシステムの利用の推進				

組 織 名	事務の種類	事 項	決 裁 区 分			
			知事	専 決 者		
				部長	局長	課長
情 報 政 策 課	1 高度情報化対策の総合企画、総合調整及び推進に関する事務	1 高度情報化対策の総合企画、総合調整及び推進				
	2 テレトピア構想等地域情報化の推進に関する事務	1 推進計画の策定				
		2 推進体制の整備に関すること。				
3 行政情報ネットワークシステムに関する事務		1 行政情報ネットワークシステムの開発				
		2 行政情報ネットワークシステムの管理及び運用				
		3 行政情報ネットワークシステムの安全対				

	策				
4 情報スーパーハイウェイに関する事務	1 情報スーパーハイウェイネットワークシステムの開発				
	2 情報スーパーハイウェイネットワークシステムの管理及び運用				
	3 情報スーパーハイウェイネットワークシステムの利用促進				
	4 情報スーパーハイウェイネットワークシステムの安全対策				
5 地方自治情報センターに関する事務	1 地方自治情報センターとの連絡協調				
6 総合行政ネットワークに関する事務	1 総合行政ネットワークへの接続に関すること。				
	2 総合行政ネットワークの管理及び運用に関すること。				
7 電子申請システムに関する事務	1 電子申請システムの構築に関すること。				
8 文書管理・電子決裁システムに関する事務	1 文書管理・電子決裁システムの構築に関すること。				
	2 文書管理・電子決裁システムの管理及び運用に関すること。				

別表第2情報政策課の表の次に次の2表を加える。

組 織 名	事務の種類	事 項	決 裁 区 分		
			知事	専 決 者	
				部長	局長
秘 書 課	1 庁中儀式等に関する事務	1 庁中儀式に関すること。			
		2 行幸行啓に関すること。			
		3 儀礼的な慶弔贈与の基準の決定			

組 織 名	事務の種類	事 項	決 裁 区 分		
			知事	専 決 者	
				部長	局長
広 報 広 聴 課	1 広報及び広聴に関する事務	1 広報・広聴活動の総合企画及び調整			
		2 県政全般にわたる広報・広聴活動の実施			
		3 報道機関との連絡調整			
2 県民世論調査に関する事務	1 県民世論調査に関すること。				
3 県民相談に関する事務	1 県民相談に関すること。				
4 親切行政の推進に関する事務	1 親切行政の推進に関すること。				

別表第2県民交流課の表を次のように改める。

別表第2 参画推進課の表組織名の欄中「参画推進課」を「男女参画課」に改め、同表決裁区分の欄を次のように改める。

決 裁 区 分			
知事	専 決 者		
	部長	局長	課長

別表第2 男女参画課の表の次に次の1表を加える。

組 織 名	事務の種類	事 項	決 裁 区 分			
			知事	専 決 者		
				部長	局長	課長
県 民 活 動 推 進 課	1 特定非営利 活動促進法の 施行に関する 事務	1 設立の認証（第10条第1項）				
		2 認証の申請の公告（第10条第2項、第25条第5項、第34条第5項）				
		3 登記の届出の受理（第13条第2項、第39条第2項）				
		4 監事からの報告の受理（第18条第3号）				
		5 役員の変更等の届出の受理（第23条第1項）				
		6 定款の変更の認証（第25条第3項）				
		7 軽微な事項に係る定款の変更の届出の受				

	理（第25条第6項）				
	8 事業報告書等の提出の受理（第29条第1項）				
	9 仮理事及び特別代理人の選任（第30条、民法第56条、第57条）				
	10 事業の成功の不能による解散の認定（第31条第2項）				
	11 解散の届出の受理（第31条第4項）				
	12 残余財産の譲渡の認証（第32条第2項）				
	13 合併の認証（第34条第3項）				
	14 清算人の届出及び清算終了の届出の受理（第40条、民法第77条第2項、第83条）				
	15 報告の徴収及び検査（第41条第1項）				
	16 検査職員の証の交付（第41条第3項）				
	17 改善命令（第42条）				
	18 設立の認証の取消し（第43条第1項、第2項）				
2 ボランティアに関する施策の総合企画、総合調整及び推進に関する事務	1 ボランティアに関する施策の総合企画、総合調整及び推進に関すること。				
3 県民による地域社会づくりに関する事務	1 県民による地域社会づくりの推進に関すること。				
4 コミュニティ対策の推進に関する事務	1 コミュニティ情報の収集及び提供並びにコミュニティ活動の促進に関すること。				
	2 コミュニティ施設の整備に関する計画策定及び指導				
5 青少年対策に関する事務	1 青少年問題に係る施策の実施計画の策定				
	2 青少年問題に係る施策の実施				
6 青少年対策に係る連絡調整に関する事務	1 青少年対策に係る関係機関との連絡調整				
7 愛媛県青少年保護条例の施行に関する事務	1 青少年の健全な育成を阻害するおそれのある行為の規制に関すること。				
	(1) 不健全な興行並びに有害な図書類及びがらん具類等の指定（第4条第2項、第5条第2項、第5条の2第2項）				
	(2) 不健全な興行の指定の取消し（第4条第5項）				
	(3) 不健全な広告物に係る措置命令（第7条第2項）				
	2 審議会への諮問（第16条第1項）				
	3 審議会専門委員への諮問（第16条第1項）				
	4 立入調査員の指定（第17条第1項）				
8 愛媛県自動販売機の適正	1 審議会への諮問（第9条第2項）				
	2 措置命令及び公表（第15条）				

な設置及び管理に関する条例の施行に関する事務	3 図書類等、がん具類等、衛生用品及びツェーショットダイヤル等利用カードに係る措置命令に必要な立入調査等（第16条第1項）				
	4 立入調査員の指定（第16条第1項）				
9 情報公開に関する事務の総括に関する事務	1 情報公開制度の決定に関すること。				
	2 情報公開制度についての連絡調整に関すること。				
	3 情報公開制度の広報に関すること。				
	4 情報公開制度に係る職員の意識啓発に関すること。				
	5 その他情報公開の実施に関すること。				
10 個人情報保護に関する事務の総括に関する事務	1 個人情報保護制度の決定に関すること。				
	2 個人情報保護制度についての連絡調整に関すること。				
	3 個人情報保護制度の広報に関すること。				
	4 個人情報保護制度に係る職員の意識啓発に関すること。				
	5 その他個人情報保護の実施に関すること。				
11 知事の資産等の公開に関する事務	1 知事の資産等公開制度の決定に関すること。				
	2 その他知事の資産等公開制度の実施に関すること。				
12 行政資料室に関する事務	1 行政資料室の管理運営に関すること。				
13 情報提供に関する事務	1 情報提供施策の企画及び推進				
	2 情報提供の実施に関すること。				

別表第2生活課の表決裁区分の欄（同表4の部から13の部までに係るものを除く。）を次のように改める。

決 裁 区 分			
知事	専 決 者		
	部長	局長	課長

別表第2生活課の表4の部を削り、同表5の部決裁区分の欄を次のように改め、同部を同表4の部とする。

--	--	--	--

別表第2生活課の表6の部決裁区分の欄を次のように改め、同部を同表5の部とする。

別表第2生活課の表7の部決裁区分の欄を次のように改め、同部を同表6の部とする。

--	--	--	--

別表第2生活課の表8の部決裁区分の欄を次のように改め、同部を同表7の部とする。

別表第2生活課の表9の部決裁区分の欄を次のように改め、同部を同表8の部とする。

--	--	--	--

別表第2生活課の表10の部決裁区分の欄を次のように改め、同部を同表9の部とする。

別表第2生活課の表11の部決裁区分の欄を次のように改め、同部を同表10の部とする。

--	--	--	--

別表第2生活課の表12の部決裁区分の欄を次のように改め、同部を同表11の部とする。

別表第2生活課の表13の部決裁区分の欄を次のように改め、同部を同表12の部とする。

別表第2生活課の表の次に次の1表を加える。

組 織 名	事務の種類	事 項	決 裁 区 分			
			知事	専 決 者		
				部長	局長	課長
人 権 対 策 課	1 同和対策の 総合企画及び 総合調整に関 する事務	1 同和対策の総合企画及び総合調整				
	2 同和問題の 調査及び指導 に関する事務	1 同和問題に関する調査及び啓発指導				
	3 地方改善対 策事業に関す る事務	1 地方改善対策事業の実施				

別表第2 環境政策課の表24の部を次のように改める。

24 水質汚濁防止法の施行に関する事務	1 排出水の排出の規制に関すること。			
	(1) 排水基準の設定（第3条第3項）			
	(2) 総量削減に係る水域及び地域を定める政令の制定及び改廃の立案に係る意見の具申（第4条の2第3項）			
	(3) 総量削減基本方針の策定及び変更に係る意見の具申（第4条の2第4項、瀬戸内海環境保全特別措置法（以下この項において「特別措置法」という。）第12条の3第2項）			
	(4) 総量削減計画の策定及び変更（第4条の3第1項、第3項、第6項、特別措置法第12条の3第2項）			
	(5) 総量削減計画の公告（第4条の3第5項、特別措置法第12条の3第2項）			
	(6) 総量削減計画の策定及び変更に係る市町村長の意見の聴取（第4条の3第3項、特別措置法第12条の3第2項）			
	(7) 総量規制基準の設定（第4条の5第1項、第2項、第4項、特別措置法第12条の3第2項）			
	(8) 改善命令等（第13条第1項、第3項、第13条の2第1項）			
	(9) 事故時の措置命令（第14条の2第3項）			
	(10) 地下水の水質の浄化に係る措置命令（第14条の3第1項、第2項）			
	2 生活排水対策に関すること。			
	(1) 生活排水対策重点地域の指定及び変更（第14条の7第1項、第4項、第5項）			
	(2) 生活排水対策重点地域の指定及び変更に係る市町村長の意見の聴取（第14条の7第2項、第5項）			
	(3) 生活排水対策推進市町村に対する助言及び勧告（第14条の8第5項、第7項）			
	3 水質汚濁の防止等に関すること。			
	(1) 環境大臣への常時監視結果の報告（第15条第2項）			
	(2) 測定計画の策定（第16条）			

及び意見の陳述（第31条第2項）					
28 愛媛県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例の施行に関する事務	1 土砂基準の設定、変更又は廃止に係る環境審議会の意見の聴取（第5条第2項）				
	2 水質基準の設定、変更又は廃止に係る環境審議会の意見の聴取（第6条第2項）				
	3 土砂基準に適合しない場合の住民への情報提供（第7条第2項）				
	4 土砂基準に適合しない場合の措置命令（第7条第2項）				
	5 水質基準に適合しない場合の措置命令（第7条第3項）				
	6 災害防止のための措置命令（第8条第2項）				
	7 特定事業に関すること。				
	（1） 特定事業の許可（第9条）				
	（2） 市町村長の意見の聴取（第11条）				
	（3） 変更の許可（第14条第1項）				
	（4） 変更の届出の受理（第14条第3項）				
	（5） 完了の届出に係る結果の通知（第20条第2項）				
	（6） 廃止の届出に係る結果の通知（第21条第4項）				
	（7） 地位の承継の届出の受理（第22条第2項）				
	（8） 許可の取消し又は停止命令（第23条第1項）				
（9） 措置命令（第24条）					
8 立入検査等（第26条第1項）					

別表第2 環境政策課の表に備考として次のように加える。

備考 この表30の部及び31の部の適用については、同表決裁区分の欄中「課長」とあるのは、「原子力安全対策推進監」とする。

別表第2 廃棄物対策課の表決裁区分の欄（同表3の部から8の部までに係るものを除く。）を次のように改める。

決 裁 区 分			
知事	専 決 者		
	部長	局長	課長

別表第2 廃棄物対策課の表3の部を次のように改める。

3 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の施行に関する事務	1 廃棄物処理計画に関すること。				
	（1） 廃棄物処理計画の策定（第5条の3第1項）				
	（2） 環境審議会及び関係市町村の意見の聴取（第5条の3第3項）				

(3) 多量排出事業者からの産業廃棄物処理計画の受理（第12条第7項、第12条の2第8項）				
(4) 多量排出事業者からの産業廃棄物処理計画の実施状況の報告の受理（第12条第8項、第12条の2第9項）				
(5) 多量排出事業者の産業廃棄物処理計画及び実施状況の公表（第12条第9項、第12条の2第10項）				
2 一般廃棄物処理施設に関すること。				
(1) 設置及び変更の許可（第8条第1項、第9条第1項）				
ア 第8条第4項に規定する一般廃棄物処理施設に係るもの				
イ ア以外のもの				
(2) 許可の申請があつた場合における告示及び縦覧（第8条第4項、第9条第2項）				
(3) 関係市町村長の意見の聴取（第8条第5項、第9条第2項）				
(4) 利害関係者の意見書の受理（第8条第6項、第9条第2項）				
(5) 専門的知識を有する者の意見の聴取（第8条の2第3項、第9条第2項）				
(6) 使用前検査（第8条の2第5項、第9条第2項）				
(7) 維持管理積立金の額の算定及び通知（第8条の5第4項）				
(8) 許可の取消し、改善命令及び使用停止命令（第9条の2）				
ア 第8条第4項に規定する一般廃棄物処理施設に係るもの				
イ ア以外のもの				
(9) 譲受け又は借受けの許可（第9条の5第1項）				
(10) 設置法人の合併又は分割の認可（第9条の6第1項）				
3 産業廃棄物処理業及び特別管理産業廃棄物処理業に関すること。				
(1) 業の許可（第14条第1項、第4項、第14条の4第1項、第4項）				
(2) 変更の許可（第14条の2第1項、第14条の5第1項）				
(3) 業の全部若しくは一部の廃止又は住所等の変更の届出の受理（第7条の2第3項、第14条の2第3項、第14条の5第3項）				
(4) 許可の取消し又は事業の停止命令（第14条の3、第14条の6）				
(5) 県警察本部長の意見の聴取（第23条の3第1項）				
4 産業廃棄物再生利用業者の指定に関すること。				

(1) 再生輸送業者の指定（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（以下この項において「省令」という。）第9条、愛媛県産業廃棄物再生利用業者の指定に関する規則（以下この項において「規則」という。）第2条）				
(2) 再生活業者の指定（省令第10条の3、規則第3条）				
(3) 再生利用業者の変更の指定（規則第4条）				
(4) 再生利用業の廃止又は変更の届出の受理（規則第5条）				
(5) 再生利用業者の指定の取消し等（規則第6条）				
(6) 産業廃棄物の再生利用実績報告書の受理（規則第8条）				
(7) 再生利用業者指定証の再交付（規則第9条）				
5 産業廃棄物処理施設に関すること。				
(1) 譲受け又は借受けの許可（第9条の5第1項、第15条の4）				
(2) 設置法人の合併又は分割の認可（第9条の6第1項、第15条の4）				
(3) 設置及び変更の許可（第15条第1項、第15条の2の4第1項）				
ア 第15条第4項に規定する産業廃棄物処理施設に係るもの				
イ ア以外のもの				
(4) 許可の申請があつた場合における告示及び縦覧（第15条第4項、第15条の2の4第2項）				
(5) 関係市町村長の意見の聴取（第15条第5項、第15条の2の4第2項）				
(6) 利害関係者の意見書の受理（第15条第6項、第15条の2の4第2項）				
(7) 専門的知識を有する者の意見の聴取（第15条の2第3項、第15条の2の4第2項）				
(8) 使用前検査（第15条の2第5項、第15条の2の4第2項）				
(9) 維持管理積立金の額の算定及び通知（第8条の5第4項、第15条の2の3）				
(10) 許可の取消し、改善命令及び使用停止命令（第15条の3）				
ア 第15条第4項に規定する産業廃棄物処理施設に係るもの				
イ ア以外のもの				
6 廃棄物処理センターに関すること。				
(1) 事業計画、収支予算書、事業報告書及び収支決算書の受理（第15条の8、第15条の16、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下この部において「政令」という。）第13条）				

組 織 名	事務の種類	事 項	決 裁 区 分			
			知事	専 決 者		
				部長	局長	課長
自 然 保 護 課	1 自然公園法の施行に関する事務	1 公園計画の決定、廃止及び変更についての意見の具申及び申出（第7条第1項、第3項、第8条第1項、第3項）				
		2 公園事業に関すること。				
		(1) 決定、廃止及び変更（第7条第4項、第6項、第8条第4項）				
		(2) 同意及び認可（第10条第2項、第3項）				
		3 特別地域及び特別保護地区に関すること。				
		(1) 指定、指定の解除及び区域の変更（第5条第3項、第13条第1項、第2項、第14条第1項、第2項）				
		(2) 各種行為の許可等（第13条第3項、第5項から第8項まで、第14条第3項、第5項から第7項まで）				
		4 利用調整地区に関すること。				
		(1) 指定、指定の解除及び区域の変更（第5条第3項、第15条第1項、第2項）				
		(2) 区域内への立入りの認定等（第15条第3項第6号、第16条第1項、第3項から第5項まで、自然公園法施行規則第13条の4）				
		(3) 指定認定機関の指定等（第17条第1項、第5項、第19条第1項から第5項まで、第21条、第22条第1項）				
		5 海中公園地区に関すること。				
		(1) 指定、指定の解除及び区域の変更（第5条第3項、第24条第1項、第2項）				
		(2) 各種行為の許可等（第24条第3項、第5項から第7項まで）				
		6 普通地域内各種行為の届出の受理及び必要な措置等の命令（第26条）				
7 中止命令等（第27条第1項、第2項）						
8 報告の徴収及び立入検査（第28条第1項、第2項）						
9 集団施設地区の指定、指定の解除及び区域の変更（第5条第3項、第29条）						
10 風景地保護協定の締結等（第31条第1項、第4項、第5項、第32条から第35条まで）						
11 公園管理団体の指定等（第37条、第40条から第42条まで）						
12 実地調査（第50条第1項、第2項）						
13 損失の補償（第52条第1項、第3項から第5項まで）						
14 特別地域の指定等に係る協議（第55条第2項、第4項）						
15 国の機関が行う行為に係る協議等（第56条）						

	16 案内標識等簡易施設の維持管理				
2 愛媛県立自然公園条例の施行に関する事務	1 自然公園の指定、指定の解除及び区域の変更（第4条、第5条）				
	2 公園計画及び公園事業の決定、廃止及び変更（第6条、第7条）				
	3 公園事業の同意及び認可（第8条）				
	4 特別地域内各種行為の許可（第12条）				
	5 普通地域内各種行為の届出の受理（第14条）				
	6 報告の徴収及び立入検査（第16条）				
	7 実地調査（第19条）				
	8 案内標識等簡易施設の維持管理				
3 自然環境の保護に係る総合企画に関する事務	1 自然環境の保護に係る自然保護関連法令の総合的な運用及び調整				
4 自然環境保全法の施行に関する事務	1 保全事業の協議（第24条）				
5 愛媛県自然環境保全条例の施行に関する事務	1 保全地域の指定等（第18条）				
	2 保全計画の決定等（第19条）				
	3 特別地区内各種行為の許可（第21条）				
	4 野生動植物保護地区内各種行為の許可（第22条）				
	5 普通地区内各種行為の届出の受理（第23条）				
	6 中止命令、報告、検査等（第24条、第25条）				
	7 保全事業に要する費用及び負担金等（第30条から第33条まで）				
	8 標識の設置等（第34条）				
6 愛媛県自然海浜保全条例の施行に関する事務	1 保全地区の指定（第2条）				
	2 保全地区内の各種行為の届出の受理等（第5条）				
	3 勧告及び措置の報告（第6条、第7条）				
	4 保全地区の周知のための措置（第4条）				
7 鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律の施行に関する事務	1 鳥獣保護事業計画の樹立及び変更（第1条ノ2）				
	2 狩猟鳥獣の捕獲の禁止又は制限（第1条ノ4）				
	3 狩猟免許試験の実施（第7条）				
	4 狩猟免許試験の受験禁止等（第7条ノ2）				
	5 狩猟免許の取消し及び効力の停止並びに狩猟登録の抹消（第8条、第8条ノ5）				
	6 狩猟登録の付与（第8条ノ3）				
	7 鳥獣保護区の設定、特別保護地区の指定並びに特別保護指定区域の区域及び期間の指定（第8条ノ8）				
	8 特別保護地区の区域内における水面の埋立てその他行為の許可及び行為の中止等の命令（第8条ノ8）				

	9 休猟区、銃猟禁止区域及び銃猟制限区域の設定並びに銃猟制限区域内における銃猟の承認（第9条、第10条、第11条第2項）				
	10 鳥獣の捕獲又は鳥類の卵の採取の許可（第12条）				
	11 鳥獣保護区等への立入検査及び猟区設定者等からの報告の徴収（第19条ノ2、第20条ノ3）				
	12 司法警察員の協議指名及び鳥獣保護員の任命（第20条ノ4、第20条ノ5）				

別表第2 保健福祉課の表を次のように改める。

組 織 名	事務の種類	事 項	決 裁 区 分			
			知事	専 決 者		
				部長	局長	課長
保 健 福 祉 課	1 保健福祉の総合企画、調査及び調整に関する事務	1 保健福祉の総合企画、調査及び調整				
	2 救急病院等を定める省令の施行に関する事務	1 救急病院又は救急診療所の認定及び告示（第2条）				
	3 医療法の施行に関する事務	1 地域医療支援病院の名称の承認（第4条第1項）				
		2 医療計画の策定及び変更（第30条の3第1項、第11項）				
		3 医療計画の策定に必要な他県との連絡調整（第30条の3第10項）				
		4 医療計画に係る意見の聴取（第30条の3第12項、第13項）				
	4 生活保護法の施行に関する事務	1 市町村長の行う事務の監査（第23条）				
		2 市町村が設置する保護施設の設置の届出の受理（第40条第2項）				
		3 社会福祉法人及び日本赤十字社（以下この部において「社会福祉法人等」という。）が設置する保護施設の認可（第41条）				
		4 社会福祉法人等が設置する保護施設の休止及び廃止の認可（第42条）				
		5 社会福祉法人等が設置する保護施設に対する報告の徴収及び立入検査（第44条第1項）				
6 保護施設の改善命令等（第45条）						
7 保護施設に対する管理規程の変更命令（第46条第3項）						
8 保護施設の長に対する管理規程による指導の制限及び禁止（第48条第3項）						
9 医療機関の指定及び指定の取消し（第49条、第51条）						
10 診療内容及び診療報酬請求の審査及び診療報酬額の決定（第53条）						
11 指定医療機関への個別指導及び立入検査（第50条、第54条）						

	12 介護機関の指定及び指定の取消し（第51条第2項、第54条の2第1項、第4項）				
	13 介護サービス内容及び介護の報酬の請求の審査並びに介護の報酬の額の決定（第53条第1項、第54条の2第4項）				
	14 指定介護機関への立入検査（第50条第2項、第54条第1項、第54条の2第4項）				
	15 生活保護の決定及び実施に係る不服申立て（第64条、第65条）				
	16 保護施設補助金及び負担金の返還命令（第79条）				
	17 保護施設事務費の決定				
5 行旅病人及行旅死亡人取扱法の施行に関する事務	1 行旅死亡人等の取扱費用の種目及び限度額の決定（行旅病人、行旅死亡人及同伴者ノ救護並ニ取扱ニ関スル件第14条）				
6 社会福祉法の施行に関する事務	1 社会福祉法人に関すること。				
	(1) 行う事業が2以上の都道府県の区域にわたる社会福祉法人の定款の認可及び変更認可、解散の認可及び認定並びに合併の認可に関する副申（第31条第4項、第43条第2項、第46条第4項、第49条第3項）				
	(2) 定款の認可（第32条）				
	(3) 監事からの報告の受理（第40条）				
	(4) 定款の変更の認可（第32条、第43条第2項）				
	(5) 定款変更の届出の受理（第43条第3項）				
	(6) 仮理事及び特別代理人の選任（第45条、民法第56条、第57条）				
	(7) 解散の認可及び認定（第46条第2項）				
	(8) 解散の届出の受理（第46条第3項）				
	(9) 合併の認可（第32条、第49条第3項）				
	(10) 清算人の届出及び清算終了の届出の受理（第55条、民法第77条第2項、第83条）				
	(11) 報告の徴収及び立入検査（第56条第1項）				
	(12) 必要な措置の命令（第56条第2項）				
	(13) 業務の停止命令及び役員の解職勧告（第56条第3項）				
	(14) 解散命令（第56条第4項）				
	(15) 公益事業又は収益事業の停止命令（第57条）				
	(16) 助成及び監督（第58条）				
	(17) 基本財産の処分の承認				
	2 社会福祉事業に関すること。				
	(1) 社会福祉施設の設置及び変更の許可（第62条、第63条）				
(2) 社会福祉事業の経営許可（第67条）					
(3) 社会福祉事業経営者に対する調査等（第70条）					

	(4) 改善命令（第71条）				
	(5) 許可の取消し等（第72条）				
	(6) 寄附金の募集の許可（第73条）				
	3 福祉事務所等に関すること。				
	(1) 町村福祉事務所の設置及び廃止の承認（第14条）				
	(2) 指導監督及び訓練（第20条、第21条）				
7 社会福祉事業振興会業務方法書（昭和29年5月25日付け厚生大臣認可）の施行に関する事務	1 貸付資金借入申請に関する副申（第10条第3項）				
8 社会福祉施設職員退職手当共済法の施行に関する事務	1 共済契約締結施設等への立入検査（第23条）				
9 民生委員法の施行に関する事務	1 民生委員の定数の決定（第4条）				
	2 民生委員の推薦及び再推薦の命令（第5条、第7条）				
	3 民生委員の解嘱の具申（第11条）				
	4 民生委員の職務に関する指揮監督（第17条）				
	5 民生委員の指導訓練（第18条）				
	6 民生委員協議会を組織すべき区域の決定（第20条）				
10 災害救助法の施行に関する事務	1 救助の実施に関する決定（第20条）				
	2 応急仮設住宅の供与及び生業資金の貸与（第23条）				
	3 救助業務従事命令（第23条）				
	4 救助業務協力命令（第25条）				
	5 施設の管理並びに物の使用、保管命令及び収用（第26条）				
	6 検査等（第27条）				
	7 通信設備の優先使用（第28条）				
	8 救助の一部実施（第30条）				
	9 日本赤十字社への委託（第32条）				
	10 災害救助に要する費用の補償、求償及び繰替支弁に関する措置（第34条、第35条、第44条）				
11 生活福祉資金貸付制度要綱（平成2年8月14日付け厚生事務次官通知）の施行に関する事務	1 生活福祉資金貸付制度運営に係る指導監督				
	2 生活福祉資金貸付事業計画等の承認				
12 旧愛媛県低所得世帯子弟就学奨励補助金給付規則の	1 給費生の決定（第5条から第7条まで）				
	2 給費生に対する給付の停止及び廃止（第11条）				
	3 給費生に対する就学奨励補助金の返還命				

施行に関する事務	令（第12条）				
13 愛媛県生活安定福祉基金条例の施行に関する事務	1 生活安定資金貸付計画の承認				
	2 生活安定資金貸付制度運営に係る指導				
	3 社会福祉施設運営安定資金貸付事業資金の貸付計画の指導監督				
14 旧愛媛県介護福祉士等修学資金貸与条例の施行に関する事務	1 修学資金の貸与の取消し及び休止の決定（第4条、第5条）				
	2 休学、停学及び復学の届出の受理（旧愛媛県介護福祉士等修学資金貸与条例施行規則（以下この部において「旧規則」という。）第6条）				
	3 借用証の受理（旧規則第7条）				
	4 修学資金の返還債務の免除の決定（第6条、第8条、旧規則第11条第3項）				
	5 修学資金の返還計画の届出の受理（旧規則第8条第2項）				
	6 修学資金の返還猶予の決定（第9条、第10条、旧規則第11条第3項）				
	7 就業状況の届出の受理（旧規則第10条）				
	8 貸費生の異動の届出の受理（旧規則第14条）				
	9 修学資金の貸与の辞退の届出の受理（旧規則第15条）				
	10 保証人の異動の届出の受理（旧規則第16条）				
15 人にやさしいまちづくり条例の施行に関する事務	1 報告をしない場合等の公表（第17条）				
	2 勧告に従わない場合の公表（第20条）				
16 医療技術短期大学に関する事務	1 愛媛県立医療技術短期大学条例の施行に関すること。				
	(1) 授業料の返還（第5条第3項）				
	(2) 入学選考料等の減免（第6条）				

別表第2 保健福祉課の表の次に次の1表を加える。

組 織 名	事務の種類	事 項	決 裁 区 分		
			知事	専 決 者	
				部長	局長
医 療 対 策 室	1 医療法の施行に関する事務	1 病院の開設の許可（第7条第1項）			
		2 病院の開設許可事項の変更の許可（第7条第2項）			
		3 診療所の療養病床の設置及び変更の許可（第7条第3項）			
		4 病院の休止及び再開の届出の受理（第8条の2第2項）			
		5 病院の廃止の届出の受理（第9条）			
		6 病院の開設者の管理免除の許可（第12条第1項）			
		7 病院の管理者の兼任管理の許可（第12条第2項）			
		8 病院又は療養病床を有する診療所の人員			

	の増員及び業務の停止の命令（第23条の2）				
	9 病院、診療所及び助産所の開設の許可の取消し及び閉鎖命令（第29条第1項）				
	10 病院、診療所及び助産所の開設許可事項の変更並びに診療所の療養病床の設置又は変更の許可の取消し（第29条第2項）				
	11 弁明の機会の付与（第30条）				
	12 病院の開設者等に対する勧告（第30条の7）				
	13 公的医療機関の開設者又は管理者に対する命令及び指示（第35条）				
	14 医療法人の設立の認可（第45条）				
	15 医療法人の理事の数の認可（第46条の2第1項）				
	16 医療法人の理事長の選出の認可（第46条の3第1項）				
	17 管理者の一部を医療法人の理事に加えないことの認可（第47条第1項）				
	18 医療法人の定款又は寄附行為の変更の認可及び届出の受理（第50条）				
	19 医療法人の決算の届出の受理（第51条第1項）				
	20 医療法人の解散の認可及び届出の受理（第55条）				
	21 医療法人の残余財産の処分及び帰属の認可（第56条）				
	22 医療法人の合併の認可（第57条）				
	23 医療法人に対する報告の徴収及び立入調査（第63条第1項）				
	24 医療法人に対する必要な措置及び業務の停止の命令並びに役員解任の勧告（第64条）				
	25 医療法人の設立の認可の取消し（第65条、第66条）				
	26 医療法人の寄附行為の補完並びに仮理事及び特別代理人の選任（第68条、民法第40条、第56条、第57条）				
	27 弁明を聴取する職員の指名及び弁明の供与（第67条第1項）				
	28 医療法人の監事からの報告、清算人の届出及び清算終了の届出の受理（第68条、民法第59条、第77条第2項、第83条）				
	29 医療若しくは歯科医業又は病院若しくは診療所に関する広告事項の設定（第69条第1項第11号、医療法第69条第1項第11号の規定に基づき、医業若しくは歯科医業又は病院若しくは診療所に関して広告し得る事項を定める件（平成13年1月厚生労働省告示第19号）第44号）				
2 医師法の施行に関する事務	1 意見の聴取（第7条第5項）				
	2 意見の聴取を主宰する職員の指名及び意見の聴取の審理の公開の決定（第7条第6項、行政手続法第19条第1項、第20条第6				

	項)				
	3 処分の決定についての意見書の厚生労働大臣への提出(第7条第8項)				
	4 弁明の聴取(第7条第11項)				
	5 処分の決定についての報告書の厚生労働大臣への提出(第7条第15項)				
3 歯科医師法の施行に関する事務	1 意見の聴取(第7条第5項)				
	2 意見の聴取を主宰する職員の指名及び意見の聴取の審理の公開の決定(第7条第6項、行政手続法第19条第1項、第20条第6項)				
	3 処分の決定についての意見書の厚生労働大臣への提出(第7条第8項)				
	4 弁明の聴取(第7条第11項)				
	5 処分の決定についての報告書の厚生労働大臣への提出(第7条第15項)				
4 歯科技工士法の施行に関する事務	1 歯科技工士の免許の取消し及び業務の停止命令に関する具申(第8条)				
	2 歯科技工士試験の実施(歯科技工法の一部を改正する法律(昭和57年法律第1号)附則第2条)				
	3 歯科技工所に対する改善命令(第24条)				
	4 歯科技工所の使用の禁止(第25条)				
	5 歯科技工の業又は歯科技工所に関する広告の許可(第26条)				
	6 当該吏員の証の交付(第27条)				
5 診療放射線技師法の施行に関する事務	1 診療エックス線技師の免許の再交付及び再免許(行政事務の簡素合理化及び整理に関する法律附則第5条第6項の規定によりなおその効力を有するものとされている改正前の診療放射線技師及び診療エックス線技師法(次項において「旧法」という。第8条、第9条)				
	2 診療エックス線技師の免許の取消し及び業務の停止命令並びに聴問の実施(旧法第9条、第10条)				
	3 診療放射線技師の免許の取消し及び業務の停止処分に関する進達(第9条)				
6 臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律の施行に関する事務	1 衛生検査所の登録(第20条の3)				
	2 衛生検査所の登録の変更等(第20条の4)				
	3 衛生検査所の検査業務に関する指示(第20条の6)				
	4 衛生検査所の登録の取消し及び業務の停止命令並びに聴問の実施(第20条の7、第20条の8)				
7 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律の施行に関する事務	1 施術者に対するその業務に関する指示(第8条)				
	2 施術所の使用の制限及び禁止並びに構造設備の改善命令(第11条)				
	3 医業類似行為者に対する業務の停止及び禁止(第12条の3)				

8 柔道整復師法の施行に関する事務	1 柔道整復師に対するその業務に関する指示（第18条）				
	2 施術所の使用の制限及び禁止並びに構造設備の改善命令（第22条）				
9 保健師助産師看護師法の施行に関する事務	1 准看護師の免許の付与及び登録並びに免許証の交付（第8条、第11条、第12条、第13条第2項）				
	2 准看護師の免許の取消し、業務の停止命令及び再免許の付与（第14条）				
	3 意見の聴取（第15条第3項）				
	4 意見の聴取を主宰する職員の指名及び意見の聴取の審理の公開の決定（第15条第4項、行政手続法第19条第1項、第20条第6項）				
	5 処分決定についての意見書の厚生労働大臣への提出（第15条第6項）				
	6 弁明の聴取（第15条第9項）				
	7 処分決定についての報告書の厚生労働大臣への提出（第15条第13項）				
	8 准看護師試験委員に対する弁明の聴取の委任（第15条第16項）				
	9 准看護師の免許取消し等の行政処分に関する通知（保健師助産師看護師法施行令（以下この部において「政令」という。）第9条）				
	10 准看護師試験の実施（第18条）				
	11 准看護師籍の訂正、登録の抹消並びに免許証の書換え交付及び再交付（政令第3条から第7条まで）				
	12 旧保健婦規則、旧助産婦規則及び旧看護婦規則による籍及び名簿の訂正、登録の抹消並びに免状の書換え交付及び再交付（政令附則第2項）				
10 看護師等の人材確保の促進に関する法律の施行に関する事務	1 看護師等の人材確保の促進に関すること。				
	(1) 病院等の開設者に対する指導及び助言（第8条）				
	(2) 看護師等就業協力員の委嘱（第11条第1項）				
	(3) 看護師等確保推進者の設置及び変更の届出の受理（第12条第4項）				
	(4) 看護師等確保推進者の変更の命令（第12条第5項）				
	2 都道府県ナースセンターに関すること。				
	(1) 県ナースセンターの指定（第14条第1項、第3項）				
	(2) 県ナースセンターの名称等の変更の届出の受理（第14条第4項）				
	(3) 事業計画書、収支予算書、事業報告書及び収支決算書の受理（第17条）				
	(4) 監督上の必要な命令（第18条）				
	(5) 県ナースセンターの指定の取消し（第19条第1項から第3項まで）				

11 母体保護法の施行に関する事務	1 受胎調節実地指導員の指定（第15条）				
	2 受胎調節実地指導員指定証の訂正及び再交付並びに指定の取消し（母体保護法施行令第3条、第5条、母体保護法施行規則第15条）				
12 保健師助産師看護師学校養成所指定規則の施行に関する事務	1 学校及び養成所の指定及び変更承認並びに指定の取消しに関する申請書の進達（第2条、第3条、第15条）				
	2 准看護師養成所の指定及び指定の取消し（第4条、第14条、第15条）				
	3 准看護師養成所の変更の承認（第4条）				
	4 准看護師養成所に対する報告の徴収及び必要な指示（第13条）				
13 愛媛県看護職員修学資金貸与条例の施行に関する事務	1 貸費生の採用（第2条）				
	2 修学資金の貸与の取消し及び休止の決定（第4条、第5条）				
	3 修学資金の返還に関する指示（第7条）				
	4 修学資金の返還免除の額の決定（第8条）				
	5 修学資金の返還猶予の決定（第9条、第10条）				
14 医療技術大学開設準備室に関する事務	1 設置認可申請に関すること。				
	2 諸規程の整備、学生募集及び入学試験の実施に関すること。				
	3 施設、設備及び備品の整備その他医療技術大学の開設準備に関すること。				

備考 この表14の部の適用については、同表決裁区分の欄中「局長」とあるのは、「医療技術大学開設準備室長」とする。

別表第2 業務衛生課の表、健康増進課の表、児童福祉課の表、障害福祉課の表及び高齢者福祉課の表を次のように改める。

組 織 名	事務の種類	事 項	決 裁 区 分			
			知事	専 決 者		
				部長	局長	課長
健康 増 進 課	1 老人保健法の施行に関する事務	1 医療以外の保健事業の指導及び連絡調整（第21条）				
		2 医療以外の保健事業の実施の状況に関する報告の徴収（第79条）				
	2 結核予防法の施行に関する事務	1 医療機関の指定（第36条第1項）				
		2 医療機関の指定の取消し（第36条第5項）				
		3 診療報酬の額の決定（第38条）				
		4 緊急時等の特例による医療費の公費負担の決定（第41条）				
	3 らい予防法の廃止に関する法律の施行に関する事務	1 入所患者の親族の援護（第6条）				
		2 費用の徴収（第8条）				
	4 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の施行に関する事務	1 指定病院の指定及び指定の取消し（第19条の8、第19条の9第1項、第2項）				
		2 精神障害者等の診察（第27条第1項、第2項、第28条第1項、第29条の4第2項、第34条第1項、第3項、第38条の7第2項、第45条の2第4項）				

	3 措置入院に関すること。				
	(1) 入院措置（第29条第1項、第3項）				
	(2) 移送（第29条の2の2）				
	(3) 入院措置の解除（第29条の4第1項）				
	4 精神障害者の通院医療費公費負担の決定（第32条第1項）				
	5 精神障害者の通院医療費公費負担支出額の決定（第32条第1項）				
	6 医療保護入院に関すること。				
	(1) 入院措置の届出の受理（第33条第4項）				
	(2) 退院措置の届出の受理（第33条の2）				
	7 応急入院に関すること。				
	(1) 応急入院指定病院の指定及び指定の取消し（第19条の9第2項、第33条の4第1項、第3項、第33条の5）				
	(2) 入院措置の届出の受理（第33条の4第2項）				
	8 医療保護入院等のための移送（第29条の2の2第2項、第3項、第34条）				
	9 定期の報告の受理（第38条の2）				
10 精神医療審査会への審査依頼（第38条の3第1項、第38条の5第1項）					
11 退院命令及び処遇改善命令等（第38条の3第4項、第38条の5第5項、第6項、第38条の7）					
12 報告徴収及び立入検査等（第38条の6第1項、第2項）					
13 相談指導を行う医師の指定（第47条第1項）					
14 精神障害者保健福祉手帳に関すること。					
(1) 交付（第45条第2項、第3項）					
(2) 更新の認定（第45条第4項）					
(3) 返還命令（第45条の2第3項、第5項）					
(4) 変更の届出の処理（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（以下この項において「政令」という。）第7条第2項、第4項、第5項）					
(5) 障害等級の変更（政令第9条第1項、第2項）					
(6) 再交付（政令第10条第1項）					
5 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の施行に関する事務	1 予防計画に関すること。				
	(1) 策定及び変更（第10条第1項、第3項）				
	(2) 市町村等の意見の聴取（第10条第4項）				
	(3) 厚生労働大臣への提出及び公表（第10条第5項）				
	2 感染症に関する情報の収集及び公表に関すること。				
(1) 厚生労働大臣への報告等（第12条第2					

	項、第3項、第13条第3項、第4項、第14条第3項、第15条第4項)				
	(2) 指定届出機関の指定及び指定の取消し(第14条第1項、第5項)				
	(3) 厚生労働大臣に対する調査の協力要請(第15条第5項)				
	(4) 感染症の予防のための情報の公表(第16条)				
	3 入院の措置についての審査請求の厚生労働大臣への移送(第25条第4項)				
	4 消毒その他の措置に関すること。				
	(1) 建物への立入制限等の措置(第32条)				
	(2) 交通の制限又は遮断(第33条)				
	(3) 建物への立入制限等の措置の実施に係る掲示(第36条第3項)				
	5 医療に関すること。				
	(1) 第一種感染症指定医療機関及び第二種感染症指定医療機関の指定及び指定の取消し(第38条第2項、第8項)				
	(2) 第一種感染症指定医療機関及び第二種感染症指定医療機関からの指定の辞退の届出の受理(第38条第7項)				
	(3) 診療報酬の額の決定(第40条第3項)				
	(4) 緊急時等の療育費の公費負担の決定(第42条第1項)				
	(5) 感染症指定医療機関への報告の請求及び検査等(第43条)				
	6 新感染症に関すること。				
	(1) 建物への立入制限等の措置(第32条、第50条第1項)				
	(2) 交通の制限又は遮断(第33条、第50条第1項)				
	(3) 建物への立入制限等の措置の実施に係る掲示(第36条第3項、第50条第4項)				
	(4) 厚生労働大臣への報告等(第51条第1項、第52条第1項)				
	7 動物検疫所からの通知を受けた場合の厚生労働大臣への報告(第56条第2項)				
6 予防接種法の施行に関する事務	1 臨時予防接種の実施及び指示(第6条)				
7 愛媛県特定疾患治療研究事業実施要綱(昭和48年9月4日制定)の施行に関する事務	1 治療研究対象患者の認定(第9の2、3)				
	2 治療費の公費負担額の決定(第10の2)				
8 愛媛県スモンに対するはり、きゆう及びマッサージ治療研究事業	1 施術対象患者の認定(第7の2)				
	2 施術費公費負担額及び研究謝金の額の決定(第8の2)				

<p>実施要綱（昭和53年12月9日制定）の施行に関する事務</p>					
<p>9 愛媛県先天性血液凝固因子障害治療研究事業実施要綱（平成元年9月1日制定）の施行に関する事務</p>	<p>1 治療研究対象患者の認定（第8の2から4まで）</p>				
	<p>2 治療費の公費負担額の決定（第9の3）</p>				
<p>10 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の施行に関する事務</p>	<p>1 被爆者健康手帳に関すること。</p>				
	<p>(1) 交付（第2条第2項）</p>				
	<p>(2) 変更の届出の処理（原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令（以下この部において「政令」という。）第3条第1項、第2項、第4条、第5条）</p>				
	<p>(3) 再交付（政令第6条）</p>				
	<p>(4) 返還の受理（原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則（以下この部において「省令」という。）第7条の2第3項、第8条）</p>				
	<p>2 健康管理に関すること。</p>				
	<p>(1) 健康診断の実施（第7条）</p>				
	<p>(2) 健康診断の結果に基づく指導（第9条）</p>				
	<p>3 医療費に関すること。</p>				
	<p>(1) 認定疾病医療費及び一般疾病医療費の支給（第17条第1項、第18条第1項、第51条、政令第22条第1項）</p>				
	<p>(2) 報告の徴収等（第17条第3項、第21条、第51条、政令第22条第1項）</p>				
	<p>(3) 厚生労働大臣の意見の聴取（省令第22条第4項）</p>				
	<p>4 被爆者一般疾病医療機関に関すること。</p>				
	<p>(1) 指定（第19条第1項）</p>				
	<p>(2) 指定の取消し（第19条第3項）</p>				
	<p>(3) 変更の届出の受理（政令第12条、第16条）</p>				
	<p>(4) 指定の辞退の申出の受理（政令第13条、第16条）</p>				
	<p>5 手当等に関すること。</p>				
	<p>(1) 医療特別手当等の認定及び支給（第24条第1項、第2項、第25条第1項、第2項、第26条第1項、第2項、第27条第1項から第3項まで、第28条第1項から第3項まで）</p>				
	<p>(2) 医療特別手当等の支払の一時差止め（第30条第2項）</p>				
	<p>(3) 介護手当の支給（第31条）</p>				
	<p>(4) 葬祭料の支給（第32条）</p>				

(5) 特別葬祭給付金の支給を受ける権利の認定（第33条第3項、第51条、政令第22条第1項）				
(6) 医療特別手当受給権者の健康状況の届出の処理（省令第32条第1項、第33条）				
(7) 医療特別手当受給権者等の居住地変更の届出（県内において居住地を移した場合に係るものを除く。）の処理（省令第35条、第35条の2、第35条の3、第36条、第46条、第50条、第54条、第63条第1項）				
(8) 医療特別手当証書等の再交付（省令第38条第1項、第46条、第50条、第54条、第63条第1項）				
(9) 医療特別手当証書等の返納の受理（省令第37条第3項、第46条、第50条、第54条、第63条第1項）				
(10) 医療特別手当等の失権の届出の処理（省令第39条、第46条、第54条）				
(11) 医療特別手当等の失権の通知及び医療特別手当証書等の返納命令（省令第40条、第46条、第54条、第63条第1項）				
(12) 医療特別手当受給権者等の死亡の届出の受理（省令第41条、第46条、第50条、第54条、第63条第1項、第70条第1項）				
(13) 医療特別手当受給権者等の国外居住者の現況の届出の処理（省令第41条の2、第46条、第50条、第54条、第63条第1項）				
(14) 保健手当の額の改定の届出の処理（省令第59条）				
(15) 保健手当受給権者の現況の届出の処理（省令第60条第1項、第61条）				
(16) 保健手当証書の提出命令（省令第62条第1項）				
(17) 保健手当証書の返付等（省令第62条第2項）				
(18) 介護手当継続支給対象者の氏名変更の届出の受理（省令第66条）				
(19) 介護手当継続支給対象者の居住地変更の届出の処理（省令第67条、第67条の2）				
(20) 介護手当継続支給申請書の記載事項の変更の届出の受理（省令第68条）				
(21) 介護手当継続支給対象者が重度障害に該当しなくなった場合等の届出の受理（省令第69条）				
(22) 居住地を変更した被爆者の特別葬祭給付金の支給に係る認定等の他県への通知（省令第74条）				
6 原爆被爆者相談員の委嘱				
7 原子爆弾の傷害作用に起因する負傷及び疾病の認定申請の進達（政令第8条第1項）				

	8 認定疾病医療を担当する医療機関の指定申請、変更等の届出及び指定の辞退の申出の進達（政令第11条第1項、第12条、第13条）				
	9 第一種健康診断受診者証及び第二種健康診断受診者証に関すること。				
	(1) 交付（省令附則第2条第2項）				
	(2) 居住地変更の届出の処理（省令附則第4条、第4条の2、第4条の3）				
	(3) 再交付（省令第7条の2第1項、附則第5条第1項）				
	(4) 返還の受理（省令第7条の2第3項、第8条、附則第5条第1項）				
11 愛媛県被爆者介護保険等利用助成事業実施要綱（平成14年3月20日制定）の施行に関する事務	1 介護保険等利用助成金の支給（第5）				
	2 被爆者訪問介護利用受給者証の交付等（被爆者訪問介護利用助成事業実施要綱（平成14年3月20日制定）2、3）				
12 栄養士法の施行に関する事務	1 栄養士の免許及び免許証の交付（第4条第1項、第2項）				
	2 免許の取消し及び名称の使用の禁止（第5条第1項、第3項）				
	3 栄養士名簿の訂正並びに免許証の書換え交付及び再交付（栄養士法施行令（以下この部において「政令」という。）第3条第1項、第5条第1項、第6条第1項）				
	4 栄養士名簿の登録の抹消（政令第4条第1項）				
	5 栄養士免許の取消し等に関する通知（政令第7条）				
	6 栄養士免許証の返納（政令第8条第1項、第3項）				
	7 養成施設の指定に係る意見の具申（政令第9条）				
	8 免許証、申請書等の経由（政令第1条第3項、第3条第3項、第4項、第4条第2項、第5条第2項、第5項、第6条第2項、第5項から第7項まで、第8条第4項、第9条、第12条から第15条まで）				
13 栄養改善法の施行に関する事務	1 国民栄養調査世帯の指定（第3条）				
	2 特別用途表示の許可申請の進達（第12条）				
	3 特別用途食品の製造施設、貯蔵施設又は販売施設の立入り並びに当該特別用途食品の検査及び収去（第13条）				
14 地域保健法の施行に関する事務	1 生涯健康づくり推進員活動事業（第6条）				
15 児童福祉法の施行に関する事務	1 育成医療の給付の決定（第20条）				
	2 療育の給付の決定（第21条の9）				

16 母子保健法の施行に関する事務	1 養育医療の給付の決定（第20条）				
	2 養育医療担当医療機関の指定（第20条）				
	3 指定養育医療機関の指定の取消し（第20条）				
	4 指定養育医療機関からの指定辞退の申出の処理（母子保健法施行規則第13条）				
17 ファミリーハウスあい利用料金条例の施行に関する事務	1 利用料金の承認（第2条第3項、第4項）				
18 小児慢性特定疾患治療研究事業に関する事務	1 小児慢性特定疾患治療研究対象者の認定（愛媛県小児慢性特定疾患治療研究事業実施要綱（昭和50年3月31日制定）第8の1）				
	2 小児慢性特定疾患治療研究費の交付額及び委託料の決定（小児慢性特定疾患治療研究事業の実施について（昭和49年5月14日付け厚生省児童家庭局長通知）第4）				

組 織 名	事務の種類	事 項	決 裁 区 分		
			知事	専 決 者	
				部長	局長
薬務衛生課	1 薬事法の施行に関する事務	1 薬局及び医薬品販売業に関すること。			
		(1) 薬局の開設及び医薬品の販売業（特例販売業を除く。以下この部において同じ。）の許可（第5条、第6条、第24条、第26条、第28条、第30条）			
		(2) 薬局の開設及び医薬品の販売業の更新の許可（第5条、第24条）			
		(3) 薬局及び医薬品の販売業の廃止、休止及び再開並びに管理者等の変更の届出の処理（第10条、第38条）			
		(4) 薬局の開設及び医薬品の販売業の許可証の交付、書換え及び再交付（第11条、第38条）			
		(5) 薬局及び一般販売業の管理者の薬局又は店舗以外の場所で薬事に従事する場合の許可（第8条、第27条）			
		(6) 許可証の返納の受理（薬事法施行令（以下この部において「政令」という。）第4条の2）			
		(7) 配置販売品目の指定（第30条）			
		(8) 配置従事者の身分証明書の交付、書換え及び再交付（第33条）			
		2 薬局医薬品製造業並びに医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療用具の製造業及び輸入販売業（以下この部において「医薬品製造業等」という。）に関すること。			
		(1) 薬局医薬品製造業及び医薬品製造業等の許可及び許可の更新（第12条、第22条、政令第15条の4第1項、第2項）			
		(2) 医薬品製造業等の管理者の製造所又は営業所以外の場所で薬事に従事する場合			

	の許可（第8条第3項、第15条第3項、第23条、政令第15条の4第2項）				
	(3) 医薬品製造業等の管理者の承認（第15条第2項、第23条、政令第15条の4第2項）				
	(4) 品目の変更又は追加の許可（第18条、第23条、政令第15条の4第1項、第2項）				
	(5) 製造所又は営業所の廃止、休止及び再開並びに管理者等の変更の届出の受理（第19条、第23条、政令第15条の4第1項、第2項）				
	(6) 許可証の交付（政令第1条の4の2、第1条の7）				
	(7) 許可証の書換え及び再交付（政令第1条の4の3第1項、第2項、第4項、第1条の4の4第1項、第2項、第5項、第1条の7）				
	(8) 許可証の返納の受理（政令第1条の4の4第4項、第5項、第1条の4の5、第1条の7）				
	3 医薬品等の製造又は輸入の承認に関する こと。				
	(1) 薬局医薬品並びに厚生労働大臣の指定する医薬品、医薬部外品及び医療用具の製造又は輸入の承認及び変更承認（第14条第1項、第7項、第23条、政令第15条の4第1項、第2項）				
	4 指導監督に関すること。				
	(1) 医薬品等の受検命令（第71条）				
	(2) 薬剤師の増員命令（第72条の2）				
	(3) 医薬品製造業等の製造管理又は品質管理の方法の改善命令及び業務の停止命令（第72条の3、政令第15条の4第2項）				
	(4) 薬局、一般販売業、薬局医薬品製造業及び医薬品製造業等の管理者等の変更命令（第73条、政令第15条の4第1項、第2項）				
	(5) 配置販売業の配置員の業務の停止命令（第74条）				
	(6) 薬局医薬品並びに厚生労働大臣の指定する医薬品、医薬部外品及び医療用具の製造又は輸入の承認の取消し等（第74条の2第1項から第3項まで、政令第15条の4第1項、第2項）				
	(7) 薬局の開設、医薬品販売業、薬局医薬品製造業及び医薬品製造業等の許可の取消し及び業務の停止命令（第75条第1項、政令第15条の4第1項、第2項）				
	(8) 製造業等に対する処分の具申（第75条第2項）				
	(9) 許可の更新を拒否する場合の弁明等の 機会の付与（第76条）				
	(10) 医薬品等の回収の報告の受理（第77条の4の3、政令第15条の4第1項、第2				

	項)				
	5 医薬品及び医療用具の検定の試験品の送付等(政令第9条、第11条)				
2 薬剤師法の施行に関する事務	1 薬剤師の処分に関する具申(第8条第3項)				
3 毒物及び劇物取締法の施行に関する事務	1 毒物劇物営業者に関すること。				
	(1) 毒物劇物営業の登録(第4条、毒物及び劇物取締法施行令(以下この部において「政令」という。)第36条の7)				
	(2) 毒物劇物営業の登録の更新(第4条、政令第36条の7)				
	(3) 毒物劇物営業の登録票の交付、書換え及び再交付(政令第33条、第35条第1項、第36条第1項、第36条の7)				
	(4) 製剤製造業者等の登録の変更(第9条、政令第36条の7)				
	(5) 毒物劇物営業者の氏名等の変更及びその営業の廃止の届出の処理(第10条、政令第36条の7)				
	(6) 毒物劇物取扱責任者の設置の届出の処理(第7条、政令第36条の7)				
	(7) 毒物劇物取扱責任者の変更の届出の処理(第7条、政令第36条の7)				
	2 特定毒物研究者に関すること。				
	(1) 特定毒物研究者の許可(第6条の2)				
	(2) 特定毒物研究者の許可証の交付、書換え及び再交付(政令第34条から第36条まで)				
	(3) 特定毒物研究者の氏名等の変更及びその研究の廃止の届出の処理(第10条)				
	3 業務上取扱者の届出等の処理(第22条)				
	4 特定毒物の使用者に関すること。				
	(1) 特定毒物使用者の指定(第3条の2、政令第11条、第16条、第22条、第28条)				
	(2) くん蒸作業の場所の指定(政令第30条)				
	(3) 実地指導員の指定(政令第13条、第18条、第24条)				
	5 指導監督に関すること。				
	(1) 毒物劇物営業の登録及び特定毒物研究者の許可の取消し並びに業務の停止命令並びに登録票及び許可証の返納(第19条、第23条の3、政令第36条の2、第36条の7)				
	(2) 毒物、劇物等の回収、毒性の除去等の措置命令(第15条の3、第22条)				
	(3) 毒物劇物取扱責任者の変更命令(第19条、第22条)				
	(4) 製造業者等に対する処分の具申(第19条)				
	6 毒物劇物取扱者試験の実施(第8条)				
7 毒物劇物監視員の指定(第17条第1項)					

4 有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律の施行に関する事務	1 有害物質を含有する家庭用品の販売等の禁止（第5条）				
	2 家庭用品衛生監視員の指定（第7条第1項）				
5 麻薬及び向精神薬取締法の施行に関する事務	1 麻薬取扱者に関すること。				
	(1) 麻薬卸売業者、麻薬小売業者、麻薬施用者、麻薬管理者及び麻薬研究者（以下この部において「麻薬取扱者」という。）の免許の付与（第3条）				
	(2) 麻薬取扱者の業務及び研究の廃止並びに死亡及び解散の届出の処理（第7条）				
	(3) 麻薬取扱者の免許証の返納の処理（第8条、第10条）				
	(4) 麻薬取扱者の免許証記載事項の変更の届出の処理（第9条）				
	(5) 麻薬取扱者の免許証の再交付（第10条）				
	2 麻薬の取扱いに関すること。				
	(1) 事故及び廃棄の届出の処理（第29条、第35条）				
	(2) 麻薬取扱者（麻薬施用者を除く。）の届出の処理（第46条から第49条まで）				
	3 向精神薬営業者に関すること。				
	(1) 向精神薬卸売業者及び向精神薬小売業者（以下この部において「向精神薬営業者」という。）の免許の付与（第50条）				
	(2) 向精神薬営業者の業務の廃止並びに死亡及び解散の届出の処理（第7条第1項、第3項、第50条の4）				
	(3) 向精神薬営業者の免許証の返納の処理（第8条、第10条第2項、第50条の4）				
	(4) 向精神薬営業者の免許証記載事項の変更の届出の処理（第9条、第50条の4）				
	(5) 向精神薬営業者の免許証の再交付（第10条第1項、第50条の4）				
	4 向精神薬試験研究施設設置者に関すること。				
	(1) 向精神薬試験研究施設設置者の登録（第50条の5）				
	(2) 向精神薬試験研究施設設置者の試験研究の廃止並びに死亡及び解散の届出の処理（第7条第1項、第3項、第50条の7）				
	(3) 向精神薬試験研究施設設置者の登録証の返納の処理（第8条、第10条第2項、第50条の7）				
	(4) 向精神薬試験研究施設設置者の登録証記載事項の変更の届出の処理（第9条、第50条の7）				
	(5) 向精神薬試験研究施設設置者の登録証の再交付（第10条第1項、第50条の7）				
	5 向精神薬の取扱いに関すること。				

	(1) 向精神薬取扱責任者の設置及び変更の届出の受理（第50条の20第4項）				
	(2) 事故の届出の処理（第50条の22）				
	(3) 向精神薬試験研究施設設置者の届出の処理（第50条の24第2項、第3項）				
	(4) 薬局開設者等の別段の申出の処理（第50条の26第1項、第4項）				
	6 麻薬向精神薬原料に関する届出等に関すること。				
	(1) 特定麻薬等原料卸小売業者の業務の届出及び変更の届出の受理（第50条の27）				
	(2) 特定麻薬等原料卸小売業者の業務の廃止並びに死亡及び解散の届出の受理（第50条の28）				
	(3) 事故等の届出の処理（第50条の33）				
	7 監督に関すること。				
	(1) 向精神薬営業者、病院等の開設者及び向精神薬試験研究施設設置者に対する措置命令（第50条の39）				
	(2) 向精神薬営業所の構造設備の改善命令及び使用の禁止（第50条の40）				
	(3) 向精神薬取扱責任者の変更命令（第50条の41）				
	(4) 麻薬取扱者の免許の取消し並びに業務及び研究の停止命令（第51条第1項）				
	(5) 向精神薬営業者の免許の取消し及び業務の停止命令（第50条の26第4項、第51条第2項）				
	(6) 向精神薬試験研究施設設置者の登録の取消し（第51条第3項）				
	(7) 麻薬取締官の捜査協力の申請（第56条）				
	8 麻薬中毒者に対する措置に関すること。				
	(1) 麻薬中毒者等に関する届出及び通報の処理（第58条の2から第58条の5まで）				
	(2) 麻薬中毒者の入院措置及び退院（第58条の8、第58条の9、第58条の12）				
	(3) 麻薬中毒者医療施設の管理者からの報告等（第58条の16）				
6 あへん法の施行に関する事務	1 報告の徴収等（第44条）				
7 大麻取締法の施行に関する事務	1 大麻取扱者に関すること。				
	(1) 大麻栽培者及び大麻研究者（以下この部において「大麻取扱者」という。）の免許の付与（第5条）				
	(2) 大麻取扱者の取消しの申請等の処理（第10条）				
	(3) 大麻栽培者の持出しの許可（第14条）				
	(4) 大麻取扱者の報告の処理（第15条、第17条）				
	2 監督に関すること。				
	(1) 大麻取扱者免許の取消し（第18条）				

8 覚せい剤取締法の施行に関する事務	1 覚せい剤施用機関及び覚せい剤研究者（以下この項において「施用機関等」という。）に関すること。				
	(1) 施用機関等の指定（第3条）				
	(2) 施用機関等の指定の取消し及び業務又は研究の停止（第8条）				
	(3) 施用機関等の業務又は研究の廃止等の届出の処理（第9条）				
	(4) 施用機関等の指定証の再交付（第11条）				
	(5) 施用機関等の氏名又は住所等の変更届の処理（第12条）				
	(6) 覚せい剤の廃棄の届出の処理（第22条の2）				
	(7) 事故の届出の処理（第23条）				
	(8) 施用機関等の指定の失効の場合の報告の処理（第24条）				
	(9) 施用機関等の報告の処理（第30条）				
	2 覚せい剤原料取扱者及び覚せい剤原料研究者（以下この項において「取扱者等」という。）に関すること。				
	(1) 取扱者等の指定（第30条の2）				
	(2) 取扱者等の指定の取消し及び業務又は研究の停止命令（第30条の3）				
	(3) 取扱者等の業務又は研究の廃止の届出の処理（第30条の4）				
	(4) 覚せい剤原料取扱者の保管場所の届出の処理（第30条の12）				
	(5) 覚せい剤原料の廃棄の届出の処理（第30条の13）				
	(6) 覚せい剤原料の事故の届出の処理（第30条の14）				
	(7) 取扱者等の指定の失効の場合の報告の処理（第30条の15）				
	3 覚せい剤監視員の指定（第33条）				
9 温泉法の施行に関する事務	1 土地掘削、増掘及び動力装置に関すること。				
	(1) 許可（第3条第1項、第4条第2項、第9条）				
	(2) 工業利用に係る経済産業局長への協議（第3条第3項）				
	(3) 工事の着手の届出の受理（温泉法施行細則（以下この部において「規則」という。）第7条）				
	(4) 許可の有効期間の更新（第5条第2項、第9条第2項）				
	(5) 工事の完了又は廃止の届出の受理（第6条第1項、第9条第2項）				
	(6) 工事の状況の届出の受理（規則第8条）				
	(7) 掘削等の影響の報告の処理（規則第9条）				
	(8) しゅんせつの届出の受理（規則第10条）				

)				
	(9) 温泉採取権の取得の届出の受理(規則第17条)				
	(10) 氏名等の変更の届出の受理(規則第18条)				
	(11) 許可の取消し(第7条第1項、第9条第2項)				
	(12) 措置命令(第7条第2項、第9条第2項)				
	(13) 原状回復の命令(第8条、第9条第2項)				
	(14) 隣接県に影響を及ぼすおそれがある場合の環境大臣への協議(第11条第1項)				
	2 温泉採取の制限に関すること。				
	(1) 命令(第10条第1項)				
	(2) 工業利用に係る経済産業局長への協議(第10条第2項)				
	3 温泉ゆう出目的以外で土地を掘削した者に関すること。				
	(1) 措置命令(第12条第1項)				
	(2) 行政庁との協議(第12条第2項)				
	4 温泉の公共の浴用又は飲用に関すること。				
	(1) 許可(第4条第2項、第13条第1項、第4項)				
	(2) 温泉の成分等の掲示の届出の受理(第14条第3項)				
	(3) 温泉利用の廃止の届出の受理(規則第13条)				
	(4) 氏名等の変更の届出の受理(規則第18条)				
	(5) 掲示内容の変更命令(第14条第4項)				
	(6) 改善の指示(第26条)				
	(7) 許可の取消し(第27条第1項)				
	(8) 措置命令(第27条第2項)				
	5 温泉成分分析機関に関すること。				
	(1) 登録(第15条第1項、第5項)				
	(2) 登録事項の変更の届出の受理(第16条)				
	(3) 廃止の届出の受理(第17条)				
	(4) 登録の抹消(第18条)				
	(5) 登録の取消し(第21条)				
	6 環境審議会の意見の聴取(第28条)				
10 血液事業普及に関する事務	1 血液事業実施計画の策定及び実施指導				
11 物価統制令第4条による統制額の指定に関する事務	1 公衆浴場入浴料金の決定(公衆浴場入浴料金の統制額の指定等に関する省令第2条)				
	2 報告の徴収、帳簿の作成命令及び検査(第30条)				
12 生活衛生関	1 適正化規程の設定及び変更の認可(第9				

係営業の運営の適正化及び振興に関する法律の施行に関する事務	条、第64条、生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律施行令（以下この部において「政令」という。）第9条）				
	2 適正化規程の変更命令及び認可の取消し（第11条、第64条、政令第9条）				
	3 適正化規程の廃止の届出の処理（第12条、第64条、政令第9条）				
	4 公正取引委員会との協議（第13条、第64条、政令第9条）				
	5 共済規程の設定、変更又は廃止の認可（第14条の2、第64条、政令第9条）				
	6 組合協約の認可及び変更の認可（第14条の10、第64条、政令第9条）				
	7 組合協約に関するあつせん（第14条の12、第64条、政令第9条）				
	8 組合の設立の認可（第24条、第64条、政令第9条）				
	9 組合の定款の変更の認可（第28条、第64条、政令第9条）				
	10 組合員による総会招集の承認（第42条、第64条、政令第9条）				
	11 組合解散の総会の決議の認可（第50条、第64条、政令第9条）				
	12 組合員以外の者に対する事業活動の改善の勧告（第56条の6、第64条、政令第9条）				
	13 報告の徴収、立入及び検査（第60条、第64条、政令第9条）				
	14 組合の役員の解任の勧告（第52条の2、第64条、政令第9条）				
	15 組合の解散命令（第52条の3、第64条、政令第9条）				
	16 指導センターの指定（第57条の3）				
	17 指導センターの役員の解任勧告（第57条の6）				
	18 指導センターの改善命令（第57条の7）				
	19 指導センターの指定の取消し（第57条の8）				
13 建築物における衛生的環境の確保に関する法律の施行に関する事務	1 特定建築物に係る届出の受理及び通知（第5条）				
	2 建築物環境衛生管理技術者免状の返納処分に関する厚生労働大臣への申出（第7条）				
	3 特定建築物の維持管理の方法の改善等必要な措置命令並びに使用の停止及び制限（第12条）				
	4 国又は地方公共団体の公用又は公共の用に供する特定建築物の維持管理の方法の改善等の勧告（第13条）				
	5 建築物における衛生的環境の確保に関する事業を営む者の登録（第12条の2）				
	6 登録の取消し（第12条の4）				
	7 報告の徴収及び営業所への立入検査（第				

	12条の5)				
14 理容師法の施行に関する事務	1 管理理容師講習会の指定(第11条の4第2項)				
	2 養成施設の調査(第4条、理容師法施行令第1条)				
15 美容師法の施行に関する事務	1 管理美容師講習会の指定(第12条の3第2項)				
	2 養成施設の調査(第4条第5項、美容師法施行令第1条)				
16 クリーニング業法の施行に関する事務	1 クリーニング師の免許及び登録(第6条、第8条第1項)				
	2 クリーニング師試験の実施(第7条)				
	3 クリーニング師の研修及び業務従事者に対する講習の指定(第8条の2第1項、第8条の3)				
	4 クリーニング師の免許の取消し(第12条)				
17 国民生活金融公庫法の施行に関する事務	1 国民生活金融公庫(環境衛生資金)の貸付けの推薦(国民生活金融公庫に対する融資申込手続要綱(昭和42年10月7日付け厚生省環境衛生局長通知))				
18 食品衛生法の施行に関する事務	1 食中毒発生状況報告に関すること(第27条)				
	2 各種一斉取締りの実施に関すること。				
19 製菓衛生師法の施行に関する事務	1 製菓衛生師試験の実施(第4条)				
	2 免許の取消し(第8条)				
	3 製菓衛生師の登録及び免許証の交付(第7条)				
20 調理師法の施行に関する事務	1 調理師の免許及び登録並びに免許証の交付(第3条第1項、第5条)				
	2 調理師法の規定による試験の実施(第3条の2第1項)				
	3 調理業務従事の届出の受理(第5条の2第1項)				
	4 調理師の免許の取消し(第6条)				
	5 名簿の訂正(調理師法施行令(以下この部において「政令」という。)第11条第1項)				
	6 登録の消除(政令第12条)				
	7 免許証の書換え及び再交付(政令第13条第1項、第14条第1項)				
	8 免許証の返納の受理(政令第14条第4項、第15条)				
	9 養成施設の指定又は指定取消しに係る調査(政令第16条)				
	10 他県で受けた免許の取消しが適当な場合における他県への通知(政令第17条)				
	11 指定養成施設に関すること。 (1) 指定申請書、変更承認申請書及び変更等届書の進達(政令第1条の2、第1条の3、第1条の5) (2) 入所者数及び卒業者数の届出の受理(政令第1条の4)				

21 と畜場法の施行に関する事務	1 と畜場の設置の許可及び許可の取消し並びに使用の制限及び停止の命令（第3条、第14条）					
	2 と畜場の構造設備等の変更の届出の処理（第3条）					
	3 と畜場において処理することができる獣畜の種類及び1日当たりの頭数の制限（第4条）					
	4 と畜場使用料及びと殺解体料の認可（第8条）					
	5 と畜場の休廃止等の届出の受理（と畜場法施行条例第3条）					
22 牛海綿状脳症対策特別措置法の施行に関する事務	1 牛の特定部位の学術研究に関すること。 (1) 許可（第7条第2項） (2) 変更の許可（牛海綿状脳症対策特別措置法施行細則（以下この項において「規則」という。）第4条第1項） (3) 変更の届出の受理（規則第4条第2項） (4) 終了又は廃止の報告の受理（規則第5条）					
	2 医薬品の試験検査の承認（厚生労働省関係牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則第3条第2号）					
	3 協力依頼（第10条第2項）					
	23 狂犬病予防法の施行に関する事務	1 厚生労働大臣への報告（第2条第3項）				
		2 狂犬病発生に伴う報告に係る処理（第8条第2項、第3項）				
		3 狂犬病発生に係る公示及びけい留命令（第10条）				
4 狂犬病発生時の犬の検診及び予防注射の実施（第13条）						
5 規定による病性鑑定の措置（第14条）						
6 犬等の移動、移入及び移出の禁止又は制限、集合施設の禁止命令並びにけい留されていない犬の抑留（第15条、第17条、第18条第1項）						
7 交通の遮断及び制限（第16条）						
8 けい留されていない犬の薬殺（第18条の2第1項）						
24 愛媛県ふぐ取扱者条例の施行に関する事務	1 試験の実施（第4条）					
	2 免許証の交付（第7条）					
	3 免許の取消し（第13条）					

組 織 名	事務の種類	事 項	決 裁 区 分		
			知事	専 決 者	
				部長	局長
子 育 て 支	1 母子家庭及び寡婦自立促進事業に関する事務	1 母子家庭及び寡婦自立促進講習会の実施			
		2 母子家庭及び寡婦特別相談事業の実施			

援 課	2 母子及び寡婦福祉法の施行に関する事務	1 母子福祉資金及び寡婦福祉資金の貸付けに関すること。				
		(1) 資金の貸付けの決定（第13条、第14条、第32条）				
		(2) 貸付金の償還の免除（第15条、第32条）				
		(3) 貸付金の交付の停止及び減額（母子及び寡婦福祉法施行令（以下この部において「政令」という。）第11条から第13条まで、第38条）				
		(4) 貸付金の一時償還の請求（政令第16条、第38条）				
		(5) 違約金の徴収（政令第17条、第38条）				
		(6) 償還金の支払猶予（政令第19条、第38条）				
		(7) 貸付業務の報告（政令第24条、第38条）				
		(8) 貸付金の増額（愛媛県母子及び寡婦福祉法施行細則（以下この部において「規則」という。）第8条、第24条第1項）				
		(9) 継続貸付けの決定（規則第9条、第24条第1項）				
		(10) 貸付けの辞退及び貸付金の減額の申出の受理（規則第10条、第24条第1項）				
	(11) 繰上償還の申出の受理（規則第11条、第24条第1項）					
	2 母子家庭及び寡婦の福祉の措置及び保障に関すること。					
		(1) 公共的施設内における売店等の設置の許可（第25条、第34条）				
		(2) 母子福祉団体並びに母子家庭及び寡婦に対する福祉施策の広報（第25条、第29条、第34条）				
	3 愛媛県母子家庭及び父子家庭小口資金貸付要綱（昭和29年11月29日制定）の施行に関する事務	1 小口資金の貸付決定、交付及び償還				
4 母子家庭、父子家庭及び寡婦の援護の実施に関する事務	1 母子福祉会の育成指導					
	2 母子自立支援員及び父子相談員の指導					
	3 母子家庭、父子家庭及び寡婦の日常生活支援事業の実施					
5 補助金の交付等に関する事務	1 母子家庭医療費補助金交付要綱（昭和49年10月1日制定）に基づく補助金の交付					
	2 愛媛県地域組織活動育成事業費補助金交付要綱（平成3年4月1日制定）に基づく補助金の交付					
	3 入所児童援護事業の実施					
	4 愛媛県特別保育事業費等補助金交付要綱（平成3年10月21日制定）に基づく補助金					

	の交付				
	5 県立愛媛母子生活支援センターの管理運営に関すること。				
6 児童手当法の施行に関する事務	1 児童手当事務の指導監督				
	2 児童手当負担金の決定（第18条）				
7 児童扶養手当法の施行に関する事務	1 受給資格及び手当額の認定（第6条）				
	2 手当額の改定（第8条）				
	3 支給の制限（第9条から第15条まで）				
	4 未支払手当の支払（第16条）				
	5 不正利得の徴収（第23条）				
	6 調査及び資料の提供等の要求				
	7 市町村児童扶養手当事務の指導監督				
8 児童福祉法の施行に関する事務	1 児童福祉施設に関すること。				
	(1) 市町村が設置する施設の設置及び廃止又は休止の届出の受理（第35条第3項、第6項）				
	(2) 国、都道府県及び市町村以外の者が設置する施設の設置認可及び廃止又は休止の承認（第35条第4項、第7項）				
	(3) 最低基準実施の監督（第46条第1項）				
	(4) 改善勧告及び改善命令（第46条第3項）				
	(5) 事業停止命令（第46条第4項）				
	(6) 予算の変更及び職員の解職の指示（第56条の2第2項）				
	(7) 補助金の返還命令（第56条の3）				
	(8) 設置認可の取消し（第58条）				
	(9) 報告の徴収又は立入調査等（第59条第1項）				
	(10) 勧告に従わない旨の公表（第59条第4項）				
	(11) 事業の停止及び施設の閉鎖命令（第59条第5項、第7項）				
	(12) 施設の運営状況等の公表（第59条の2の5第2項）				
	(13) 実地検査（児童福祉法施行令（以下この部において「政令」という。）第12条の2）				
	(14) 変更の届出の受理（児童福祉法施行規則（以下この部において「省令」という。）第37条第4項から第6項まで）				
	(15) 保育士養成施設の指定又は変更申請書及び変更届出書の進達（省令第39条の3）				
	(16) 最低基準向上の勧告（児童福祉施設最低基準（以下この部において「最低基準」という。）第3条第1項）				
	(17) 児童福祉思想の普及				
(18) 家庭児童相談室の設置運営指導（家庭児童相談室運営要綱（昭和39年4月22日付け厚生事務次官通知）					

	(19) 児童の遊びを指導する者の認定（最低基準第38条第2項）				
	(20) 愛媛県認可外保育施設指導監督要綱（平成14年9月26日制定）に関する事。				
	ア 指導監督基準の制定及び改廃				
	イ ア以外のもの				
	2 福祉の措置に関する事。				
	(1) 施設整備に要する費用の負担（第54条）				
	(2) 児童福祉施設入所措置費及び保育費用の負担（第55条）				
	(3) 費用の徴収及び負担（第56条）				
	3 児童健全育成事業の推進に関する事。				
	(1) 児童委員の指揮監督（第12条第4項）				
	(2) 地域組織活動の育成				
	(3) V Y S 運動の推進				
	4 保育士等に関する事。				
	(1) 保育士試験の実施（政令第13条）				
	(2) 愛媛県児童福祉施設産休代替職員制度実施要綱（昭和51年12月6日付け福祉部長通知）に関する事。				
	(3) 保育士の登録の申請に対する審査（児童福祉法の一部を改正する法律附則第2条）				
9 児童虐待の防止等に関する法律の施行に関する事務	1 保護者に対する勧告（第11条第2項）				
10 愛媛県災害遺児福祉手当支給規則の施行に関する事務	1 手当の支給決定（第5条）				
	2 手当の支給停止（第7条）				
	3 受給者の変更の承認（第8条）				
	4 手当に関する届出の受理及び証書の再交付（第9条、第10条）				
	5 手当の返還命令（第11条）				
11 社会福祉事業振興会業務方法書（昭和29年5月25日付け厚生大臣認可）の施行に関する事務	1 貸付資金借入申請に関する副申（第10条第3項）				
12 社会福祉施設職員退職手当共済法の施行に関する事務	1 立入検査（第23条）				
13 社会福祉法の施行に関する事務	1 社会福祉法人に関する事。				
	(1) 行う事業が2以上の都道府県の区域にわたる社会福祉法人の定款の認可及び変更認可、解散の認可及び認定並びに合併の認可に関する副申（第31条第4項、第43条第2項、第46条第4項、第49条第3項）				

(2) 定款の認可(第32条)				
(3) 監事からの報告の受理(第40条)				
(4) 定款の変更の認可(第32条、第43条第2項)				
(5) 定款変更の届出の受理(第43条第3項)				
(6) 仮理事及び特別代理人の選任(第45条、民法第56条、第57条)				
(7) 解散の認可及び認定(第46条第2項)				
(8) 解散の届出の受理(第46条第3項)				
(9) 合併の認可(第32条、第49条第3項)				
(10) 清算人の届出及び清算終了の届出の受理(第55条、民法第77条第2項、第83条)				
(11) 報告の徴収及び立入検査(第56条第1項)				
(12) 必要な措置の命令(第56条第2項)				
(13) 業務の停止命令及び役員の解職勧告(第56条第3項)				
(14) 解散命令(第56条第4項)				
(15) 公益事業又は収益事業の停止命令(第57条)				
(16) 助成及び監督(第58条)				
(17) 基本財産の処分の承認				
2 社会福祉事業に関すること。				
(1) 放課後児童健全育成事業の開始、変更及び廃止の届出の受理(第64条)				
(2) 寄附金の募集の許可(第73条)				

組 織 名	事務の種類	事 項	決 裁 区 分			
			知事	専 決 者		
				部長	局長	課長
障 害 福 祉 課	1 社会福祉法の施行に関する事務	1 社会福祉法人に関すること。				
		(1) 行う事業が2以上の都道府県の区域にわたる社会福祉法人の定款の認可及び変更認可、解散の認可及び認定並びに合併の認可に関する副申(第31条第4項、第43条第2項、第46条第4項、第49条第3項)				
		(2) 定款の認可(第32条)				
		(3) 監事からの報告の受理(第40条)				
		(4) 定款の変更の認可(第32条、第43条第2項)				
		(5) 定款変更の届出の受理(第43条第3項)				
		(6) 仮理事及び特別代理人の選任(第45条、民法第56条、第57条)				
		(7) 解散の認可及び認定(第46条第2項)				
		(8) 解散の届出の受理(第46条第3項)				
		(9) 合併の認可(第32条、第49条第3項)				
(10) 清算人の届出及び清算終了の届出の受						

	理（第55条、民法第77条第2項、第83条）				
	(11) 報告の徴収及び立入検査（第56条第1項）				
	(12) 必要な措置の命令（第56条第2項）				
	(13) 業務の停止命令及び役員の解職勧告（第56条第3項）				
	(14) 解散命令（第56条第4項）				
	(15) 公益事業又は収益事業の停止命令（第57条）				
	(16) 助成及び監督（第58条）				
	(17) 基本財産の処分の承認				
	2 社会福祉事業に関すること。				
	(1) 社会福祉施設の設置及び変更の許可（第62条、第63条）				
	(2) 第二種社会福祉事業の開始、変更及び廃止の届出の受理（第69条）				
	(3) 市町村以外の者が設置する社会福祉施設の設置者に対する報告の徴収等（第70条）				
	(4) 社会福祉施設の改善命令及び許可の取消し等（第71条、第72条）				
2 身体障害者福祉法の施行に関する事務	1 身体障害者相談員の委託（第12条の3第1項）				
	2 身体に障害のある者の調査（第14条）				
	3 身体障害者手帳の交付申請書に添付する診断書を作成する医師の指定及び指定の取消し（第15条第1項、身体障害者福祉法施行令（以下この部において「政令」という。）第1条の2第3項）				
	4 身体障害者手帳の交付（第15条第4項）				
	5 身体障害者手帳申請の却下（第15条第5項）				
	6 身体障害者手帳の返還命令等（第16条、第17条）				
	7 指定居宅支援事業者に関すること。				
	(1) 指定（第17条の4第1項、第17条の23第1号）				
	(2) 変更の届出等に係る措置（第17条の20、第17条の23第2号）				
	(3) 報告の命令等（第17条の21第1項）				
	(4) 指定の取消し（第17条の22第1項、第17条の23第3号）				
	8 指定身体障害者更生施設等に関すること。				
	(1) 指定（第17条の10第1項、第17条の31第1号）				
	(2) 変更の届出の受理（第17条の27）				
	(3) 報告の命令等（第17条の28第1項）				
	(4) 指定の辞退の申出に係る措置（第17条の29、第17条の31第2号）				
	(5) 指定の取消し（第17条の30第1項、第17条の31第3号）				

	9 医療機関の指定及び指定の取消し（第19条の2）				
	10 指定医療機関の診療報酬額の決定（第19条の5）				
	11 指定医療機関に対する報告の請求及び立入検査（第19条の6）				
	12 身体障害者居宅生活支援事業の開始、廃止及び休止の届出の受理（第26条）				
	13 市町村が設置する身体障害者更生援護施設の設置の届出の受理（第27条第3項）				
	14 身体障害者居宅生活支援事業を行う者に対する報告の徴収等（第39条第1項）				
	15 市町村が設置する身体障害者更生援護施設の長に対する報告の徴収等（第39条第2項）				
	16 身体障害者居宅生活支援事業を行う者に対する事業の停止命令等（第40条）				
	17 市町村の設置した身体障害者更生援護施設等の事業の停止命令等（第41条第1項）				
	18 身体障害者の氏名又は居住地の変更の届出の受理（政令第4条第2項、第4項）				
	19 身体障害者手帳の再交付（政令第5条第1項）				
	20 更生援護施設の監査の計画及び実施				
	21 身体障害者更生援護施設の措置費及び事務費の決定に関すること（身体障害者保護費の国庫負担（補助）について（昭和62年7月16日付け厚生事務次官通知））。				
	22 指定デイサービス事業所等の施設基準に適合している旨の届出の受理（身体障害者福祉法に基づく指定居宅支援等に要する費用の額の算定に関する基準（平成15年2月厚生労働省告示第27号）別表2注1）				
	23 身体障害者施設訓練等支援費の加算に係る届出の受理（身体障害者福祉法に基づく指定施設支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成15年2月厚生労働省告示第28号）別表2第1の1注2、第2の1注6、注7）				
3 知的障害者福祉法の施行に関する事務	1 指定居宅支援事業者に関すること。				
	(1) 指定（第15条の5第1項、第15条の23第1号）				
	(2) 変更の届出等に係る措置（第15条の20、第15条の23第2号）				
	(3) 報告の命令等（第15条の21第1項）				
	(4) 指定の取消し（第15条の22第1項、第15条の23第3号）				
	2 指定知的障害者更生施設等に関すること。				
	(1) 指定（第15条の11第1項、第15条の31第1号）				
	(2) 変更の届出の受理（第15条の27）				
	(3) 報告の命令等（第15条の28第1項）				
(4) 指定の辞退の申出に係る措置（第15条					

	の29、第15条の31第2号)				
	(5) 指定の取消し(第15条の30第1項、第15条の31第3号)				
	(6) 指定デイサービス事業所等の施設基準に適合している旨の届出の受理(知的障害者福祉法に基づく指定居宅支援等に要する費用の額の算定に関する基準を定める件(平成15年2月厚生労働省告示第29号)別表2注1)				
	(7) 知的障害者施設訓練等支援費の加算に係る届出の受理(知的障害者福祉法に基づく指定施設支援に要する費用の額の算定に関する基準を定める件(平成15年2月厚生労働省告示第30号)別表2第1の1注3、第1の4注1、第2の4注1)				
	3 知的障害者援護施設措置費の保護単価の設定(知的障害者福祉法による措置費国庫負担金及び補助金の交付基準について(昭和48年4月26日付け厚生省事務次官通知))				
4 児童福祉法の施行に関する事務	1 指定居宅支援事業者に関すること。				
	(1) 指定(第21条の10第1項、第21条の23第1号)				
	(2) 変更の届出等に係る措置(第21条の20、第21条の23第2号)				
	(3) 報告の命令等(第21条の21第1項)				
	(4) 指定の取消し(第21条の22第1項、第21条の23第3号)				
	2 児童福祉施設に関すること。				
	(1) 市町村が設置する施設の設置及び廃止又は休止の届出の受理(第35条第3項、第6項)				
	(2) 国、都道府県及び市町村以外の者が設置する施設の設置認可及び廃止又は休止の承認(第35条第4項、第7項)				
	(3) 最低基準実施の監督(第46条)				
	(4) 改善勧告及び改善命令(第46条)				
	(5) 事業停止命令(第46条)				
	(6) 予算の変更及び職員の解職の指示(第56条の2)				
	(7) 補助金の返還命令(第56条の3)				
	(8) 負担金の返還(児童福祉法施行令第18条)				
	(9) 設置認可の取消し(第58条)				
	(10) 事業の停止及び施設の閉鎖命令(第59条第3項)				
	(11) 実地検査(児童福祉法施行令第12条の2)				
	(12) 変更の届出の受理(児童福祉法施行規則第37条第4項から第6項まで)				
	(13) 最低基準向上の勧告(児童福祉施設最低基準第3条)				
	3 福祉の措置に関すること。				

	(1) 児童福祉施設入所措置費の支弁(第50条)				
	(2) 施設整備に要する費用の負担(第54条)				
5 愛媛県心身障害者扶養共済制度条例の施行に関する事務	1 振興会との契約の締結(第2条)				
	2 加入の承認及び加入証書の交付(第5条、愛媛県心身障害者扶養共済制度条例施行規則(以下この部において「規則」という。)第4条)				
	3 年金管理者の変更及び指定の命令(第8条)				
	4 年金支払の一時差止め(第11条)				
	5 年金及び弔慰金の返還命令(第15条)				
	6 届出の受理(第17条)				
	7 報告の徴収(第18条)				
	8 年金の支給決定(規則第5条)				
	9 弔慰金の支給決定(規則第8条)				
6 愛媛県重度心身障害児福祉手当支給規則の施行に関する事務	1 手当の支給の決定(第5条)				
	2 支給決定の取消し及び手当の返還命令(第11条)				
	3 手当に関する調査(第10条)				
	4 受給資格喪失の決定(第9条)				
7 特別児童扶養手当等の支給に関する法律の施行に関する事務	1 受給資格及び手当額の認定(第5条)				
	2 手当額の改定(第16条)				
	3 支給の制限(第6条から第12条まで)				
	4 未支払手当の支払(第13条)				
	5 調査及び資料の提供等の要求(第36条、第37条)				
	6 不正利得の徴収(第24条)				
	7 市町村特別児童扶養手当事務の指導監督				
8 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の施行に関する事務	1 精神障害者社会復帰施設の設置、変更、廃止及び休止の届出の受理(第50条第2項から第4項まで)				
	2 報告の徴収及び立入検査(第50条の2の4、第50条の3の3)				
	3 改善並びに事業の停止及び廃止の命令(第50条の2の5第1項)				
	4 精神保健福祉審議会の意見の聴取(第50条の2の5第2項、第50条の3の4第2項)				
	5 精神障害者居宅支援事業の実施、変更、廃止及び休止の届出の受理(第50条の3)				
	6 精神障害者居宅支援事業を行う者に対する事業の制限及び停止の命令(第50条の3の4第1項)				

組 織 名	事務の種類	事 項	決 裁 区 分		
			知事	専 決 者	
			部長	局長	課長
長 寿	1 長寿社会対策に係る総合	1 長寿社会対策に係る総合企画、総合調整及び推進			

介 護 課	企画、総合調整及び推進に関する事務					
	2 老人福祉法の施行に関する事務	1 在宅老人福祉に関すること。				
		(1) 老人居宅生活支援事業の助成（第10条の4第1項、第24条第2項）				
		(2) 日常生活用具給付（貸与）事業の助成（第10条の4第2項、第24条第3項）				
		(3) 老人就労あつせん事業の助成（第24条第3項）				
		(4) 老人クラブ事業の助成（第13条、第24条第3項）				
		(5) 老人スポーツ普及事業の助成（第13条、第24条第3項）				
		(6) その他福祉事業の助成（第24条第3項）				
		(7) 老人居宅生活支援事業の開始の届出の受理（第14条）				
		(8) 老人居宅生活支援事業の変更の届出の受理（第14条の2）				
		(9) 老人居宅生活支援事業の廃止及び休止の届出の受理（第14条の3）				
		(10) 市町村以外の老人居宅生活支援事業を行う者に係る報告の徴収等（第18条第1項）				
		(11) 老人居宅生活支援事業を行う者に対する事業停止命令等（第18条の2第1項）				
		2 老人福祉施設に関すること。				
		(1) 老人福祉施設の老人保護措置費の決定（第11条、第24条第1項）				
		(2) 老人福祉施設の設置の認可及び許可並びに届出の受理（第15条第3項から第5項まで、社会福祉法第62条、第69条）				
		(3) 老人福祉施設の変更の許可（社会福祉法第63条第2項）				
		(4) 老人福祉施設の変更の届出の受理（第15条の2、社会福祉法第63条第1項、第69条）				
		(5) 老人福祉施設の廃止、休止若しくは入所定員の減少又は入所定員の増加の認可及び届出の受理（第16条、社会福祉法第64条、第69条）				
		(6) 市町村以外の者が設置する老人福祉施設に対する報告の徴収等（第18条第1項、第2項、社会福祉法第70条）				
		(7) 老人福祉施設の改善命令等及び設置の認可又は許可の取消し（第18条の2第1項、第19条第1項、社会福祉法第71条、第72条）				
		(8) 有料老人ホームの設置等の届出の受理（第29条第1項、第2項）				
		(9) 有料老人ホームの運営の調査及び勧告（第29条第3項、第4項）				
		3 社会福祉審議会の意見の聴取（第18条の				

	2 第2項、第19条第2項)				
	4 老人福祉計画に関すること。				
	(1) 市町村老人福祉計画に対する意見の通知(第20条の8第8項)				
	(2) 都道府県老人福祉計画の策定及び変更(第20条の9第1項、第6項)				
	(3) 市町村老人福祉計画の作成上の助言(第20条の10第1項)				
	(4) 老人福祉計画の達成のための援助(第20条の11)				
	5 その他老人福祉に関すること。				
	(1) 老人週間事業の実施(第5条)				
	(2) 老人福祉に関する県単独補助事業の実施(第24条第3項)				
3 老人保健法の施行に関する事務	1 指定訪問看護事業者等に関すること。				
	(1) 指定訪問看護事業者等の指導(第46条の5の5)				
	(2) 報告の命令等(第46条の5の6第1項)				
	(3) 当該職員の証の交付(第31条第2項、第46条の5の6第2項)				
4 介護保険法の施行に関する事務	1 居宅サービス等を行つた者又は使用する者に対する報告の命令等(第24条第1項)				
	2 被保険者等に対する報告の命令等(第24条第2項)				
	3 指定居宅サービス事業者に関すること。				
	(1) 指定(第41条第1項、第78条第1号)				
	(2) 変更の届出等に係る公示(第78条第2号)				
	(3) 指定の取消し(第77条第1項、第78条第3号)				
	4 指定居宅介護支援事業者に関すること。				
	(1) 指定(第46条第1項、第85条第1号)				
	(2) 変更の届出等に係る公示(第85条第2号)				
	(3) 指定の取消し(第84条第1項、第85条第3号)				
	5 指定介護老人福祉施設に関すること。				
	(1) 指定(第48条第1項第1号、第93条第1号)				
	(2) 変更の届出の受理(第89条)				
	(3) 報告の命令等(第90条第1項)				
	(4) 指定の辞退の申出に係る措置(第91条、第93条第2号)				
	(5) 指定の取消し(第92条第1項、第93条第3号)				
	6 介護老人保健施設に関すること。				
	(1) 開設及び変更の許可(第94条第1項、第2項)				
	(2) 管理者の承認(第95条)				
	(3) 変更の届出の受理(第99条)				
	(4) 報告等の命令等(第100条第1項)				

	(5) 設備の使用制限等(第101条)				
	(6) 管理者の変更命令(第102条第1項)				
	(7) 業務運営の改善命令等(第103条第1項)				
	(8) 開設の許可の取消し(第104条第1項)				
	(9) 休止、廃止、再開等の届出の受理(第105条、医療法第9条)				
	(10) 弁明の機会の付与(第105条、医療法第30条)				
	7 指定介護療養型医療施設に関すること。				
	(1) 指定(第48条第1項第3号、第115条第1号)				
	(2) 変更の届出の受理(第111条)				
	(3) 報告の命令等(第112条第1項)				
	(4) 指定の辞退の申出に係る措置(第113条、第115条第2号)				
	(5) 指定の取消し(第114条第1項、第115条第3号)				
	8 介護保険事業支援計画等に関すること。				
	(1) 市町村介護保険事業計画に対する意見の通知(第117条第6項)				
	(2) 都道府県介護保険事業支援計画の策定(第118条第1項、第4項)				
	(3) 市町村介護保険事業計画の作成上の助言(第119条第1項)				
	9 介護給付費納付金等の徴収(第156条第3項)				
	10 社会保険診療報酬支払基金等に対する報告の徴収等(第172条第1項)				
	11 介護給付費審査委員会による報告の徴収等の承認(第181条第1項)				
	12 医療保険者に対する報告の徴収等(第197条第3項)				
	13 国民健康保険団体連合会に対する監督等に関すること。				
	(1) 報告の徴収等(第198条、国民健康保険法第108条)				
	(2) 監督(第198条、国民健康保険法第109条)				
5 社会福祉法の施行に関する事務	1 社会福祉法人に関すること。				
	(1) 行う事業が2以上の都道府県の区域にわたる社会福祉法人の定款の認可及び変更認可、解散の認可及び認定並びに合併の認可に関する副申(第31条第4項、第43条第2項、第46条第4項、第49条第3項)				
	(2) 定款の認可(第32条)				
	(3) 監事からの報告の受理(第40条)				
	(4) 定款の変更の認可(第32条、第43条第2項)				
	(5) 定款変更の届出の受理(第43条第3項)				

	(6) 仮理事及び特別代理人の選任（第45条、民法第56条、第57条）				
	(7) 解散の認可及び認定（第46条第2項）				
	(8) 解散の届出の受理（第46条第3項）				
	(9) 合併の認可（第32条、第49条第3項）				
	(10) 清算人の届出及び清算結了の届出の受理（第55条、民法第77条第2項、第83条）				
	(11) 報告の徴収及び立入検査（第56条第1項）				
	(12) 必要な措置の命令（第56条第2項）				
	(13) 業務の停止命令及び役員の解職勧告（第56条第3項）				
	(14) 解散命令（第56条第4項）				
	(15) 収益事業の停止命令（第57条）				
	(16) 助成及び監督（第58条）				
	(17) 基本財産の処分承認				
6 戦傷病者戦没者遺族等援護法の施行に関する事務	1 障害年金、障害一時金、遺族年金、遺族給与金、弔慰金及び遺族一時金に関する請求書等の受理				
	2 障害年金、遺族年金及び遺族給与金の受給権調査				
	3 遺族年金、遺族給与金、弔慰金及び遺族一時金に関する証書等の記入及び交付				
7 戦没者等の妻に対する特別給付金支給法の施行に関する事務	1 戦没者等の妻に対する特別給付金を受ける権利の裁定（第3条）				
	2 国庫債券の担保貸付内申				
8 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の施行に関する事務	1 特別弔慰金を受ける権利の裁定（第4条）				
	2 国庫債券の担保貸付内申				
9 戦没者の父母等に対する特別給付金支給法の施行に関する事務	1 戦没者の父母等に対する特別給付金を受ける権利の裁定（第4条）				
	2 国庫債券の担保貸付内申				
10 旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律の施行に関する事務	1 特例扶助料及び特例遺族年金の請求書の受理（恩給給与施行細則第2条）				
11 引揚者給付金等支給法の施行に関する事務	1 引揚者給付金及び遺族給付金を受ける権利の裁定（第3条）				
12 引揚者等に対する特別給付金の支給に関する法律の施行に関する事務	1 引揚者特別給付金を受ける権利の裁定（第3条）				
	2 国庫債券の担保貸付内申				

事務					
13 未帰還者に関する特別措置法の施行に関する事務	1 戦時死亡宣告審判申立て（第2条）				
	2 弔慰金の支給（第3条）				
14 未帰還者留守家族等援護法の施行に関する事務	1 葬祭料の支給（第16条）				
	2 遺骨引取経費の支給（第17条）				
	3 障害一時金の支給（第26条）				
15 死亡公報補完に関する事務	1 死亡場所の調査				
	2 死亡公報補完通知				
16 戦没者の叙位及び叙勲（昭和39年3月28日付け厚生省援護局長通知）の施行に関する事務	1 叙位、叙勲調査票の進達				
	2 賞賜物件の伝達				
	3 叙位、叙勲発令予定者の発表				
	4 叙位、叙勲該当遺族の調査				
17 定例未伝達勲章の伝達（昭和45年6月17日付け厚生省援護局長通知）の施行に関する事務	1 該当者の調査及び進達				
	2 賞賜物件の伝達				
18 未伝達位記の伝達（昭和47年8月23日付け厚生省援護局長通知）の施行に関する事務	1 該当者の調査及び進達				
	2 賞賜物件の伝達				
19 未帰還者等に関する調査整理事務実施要領（昭和29年7月30日付け厚生省援護局長通知）の施行に関する事務	1 未帰還者等の調査及び通報				
20 復員業務規程（昭和26年3月5日付け引揚援護庁訓第1号）の施行に関する事務	1 死亡公報の発令（第17条）				
21 恩給法の施行に関する事務	1 軍人軍属の恩給を受ける権利の裁定に必要な調査及び進達（恩給給与細則第2条）				
22 戦傷病者特別援護法の施行に関する事務	1 戦傷病者手帳の交付、訂正、再発行及びこれらに必要な調査（第4条から第6条まで）				
	2 戦傷病者相談員の推薦（第8条の2）				

別表第2 介護保険課の表及び人権対策課の表を削る。
 別表第2 商工流通課の表及び企業振興課の表を次のように改める。

組 織 名	事務の種類	事 項	決 裁 区 分			
			知事	専 決 者		
				部長	局長	課長
産 業 政 策 課	1 商工政策の 企画及び連絡 調整に関する 事務	1 地域経済政策の策定及び推進				
		2 不況対策の推進				
	2 産業高度化 対策の総合企 画、総合調整 及び推進に関 する事務	1 産業高度化対策の総合企画、総合調整及び推進				
	3 中小企業振 興計画の策定 に関する事務	1 中小企業振興計画の策定				
	4 経済情勢の 調査及び分析 に関する事務	1 経済情勢調査分析結果の提供				
	5 F A Z構想 の推進に関す る事務	1 地域輸入促進計画の策定及び変更（輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法第5条、第6条）				
	6 海運（国土 交通省所管に 関するものを 除く。）に関 する事務	1 内航海運業及び近海海運業の振興施策				
		2 国際定期貨物航路の開設及び維持				
	7 外資系企業 の誘致に関す る事務	1 外資系企業の誘致				
8 貿易の振興 に関する事務	1 貿易情報センターとの連絡調整					
	2 貿易の促進					
9 計量法の施 行に関する事 務	1 法定計量単位により取引又は証明における計量をする者に対する勧告等に関すること。					
	(1) 必要な措置の勧告（第10条第2項、第15条第1項）					
	(2) 勧告に従わない旨の公表（第10条第3項、第15条第2項）					
	(3) 措置命令（第15条第3項）					

2	特定計量器の検定（第16条第1項第2号）				
3	車両等装置用計量器の装置検査（第16条第3項）				
4	指定製造者に関すること。				
	(1) 指定（第17条第1項、第159条第1項第3号、第168条の8、計量法施行令（以下この部において「政令」という。）第41条第1項）				
	(2) 適合命令（第64条、第168条の8、政令第41条第1項）				
	(3) 指定の取消し（第67条、第159条第1項第4号、第168条の8、政令第41条第1項）				
5	特定計量器の定期検査（第19条第1項、第21条第2項、第39条第1項、第159条第2項第4号）				
6	特定計量器の修理事業者に対する改善命令（第48条）				
7	特定計量器の販売事業に関すること。				
	(1) 勧告（第52条第2項）				
	(2) 勧告に従わない旨の公表（第52条第3項）				
	(3) 措置命令（第52条第4項）				
8	指定製造事業者の指定に係る検査（第91条第2項、政令第24条）				
9	基準器検査に関すること。				
	(1) 検査（第102条第1項、政令第25条第1号）				
	(2) 検査成績書の交付（第105条第1項）				
10	計量証明の事業に関すること。				
	(1) 登録（第107条、計量法施行規則（以下この部において「省令」という。）第44条）				
	(2) 事業規程の変更命令（第110条第2項）				
	(3) 適合命令（第111条）				
	(4) 登録の取消し等（第113条）				
	(5) 登録証の再交付（第115条、省令第46条第1項）				
	(6) 返納される登録証の受領及び返還（第115条、省令第47条）				
	(7) 登録簿の謄本の交付及び閲覧（第115条、省令第48条）				
11	特定計量器の計量証明検査（第39条第1項、第116条第1項、第121条第2項、第159条第2項第4号）				
12	指定定期検査機関及び指定計量証明検査機関に関すること。				
	(1) 指定（第20条第1項、第117条第1項、第159条第2項第1号、第5号）				
	(2) 業務規程の認可、変更認可及び変更命令（第30条第1項、第3項、第121条第				

	2 項)				
	(3) 業務の休業止の許可 (第32条、第121条第2項、第159条第2項第2号)				
	(4) 事業計画等の認可及び変更認可 (第33条第1項、第121条第2項)				
	(5) 事業報告書等の受理 (第33条第2項、第121条第2項)				
	(6) 役員等の解任命令 (第35条、第121条第2項)				
	(7) 適合命令 (第37条、第121条第2項)				
	(8) 指定の取消し等 (第38条、第121条第2項、第159条第2項第3号)				
	13 適正計量管理事業所に関すること。				
	(1) 指定 (第127条第1項、第168条の8、政令第41条第2項、省令第74条第2項、第76条)				
	(2) 計量管理の方法の検査 (第127条第3項、省令第74条第1項)				
	(3) 適合命令 (第131条、第168条の8、政令第41条第2項)				
	(4) 指定の取消し (第132条、第168条の8、政令第41条第2項、省令第79条)				
	14 監督に関すること。				
	(1) 報告の徴収 (第147条第1項、第3項)				
	(2) 立入検査 (第148条第1項、第3項)				
	(3) 身分証明書の交付 (第148条第4項)				
	(4) 計量器等の提出命令 (第149条第1項、第3項)				
	15 特定市町村の区域における執行に係る協議 (第155条)				

組 織 名	事務の種類	事 項	決 裁 区 分		
			知事	専 決 者	
				部長	局長
企 業 立 地 推 進 室	1 工場立地法の施行に関する事務	1 工場新增設等の届出の受理 (第6条から第8条まで、第12条、第13条、附則第3条)			
		2 勧告、変更命令及び期間の短縮 (第9条から第11条まで)			
		3 工業適地調査及び工場立地動向調査の受託並びにこれらの調査の実施 (第2条)			
	2 低開発地域工業開発促進法の施行に関する事務	1 開発地区の指定申請 (第2条)			
	3 工業再配置促進法の施行に関する事務	1 工場移転認定に関する意見書の作成 (第5条)			
	4 企業立地及び企業誘致に関する事務	1 立地覚書及び協定の締結			
	5 発電用施設	1 整備計画の作成 (第4条)			

周辺地域整備法の施行に関する事務	2 整備計画の変更(第4条)				
	3 整備計画に基づく事業の実施(第5条)				

別表第2 中小企業課の表、観光課の表及びイベント推進室の表を削る。

別表第2 労政雇用課の表を次のように改める。

組 織 名	事務の種類	事 項	決 裁 区 分			
			知事	専 決 者		
				部長	局長	課長
労 政 雇 用 課	1 労働組合法の施行に関する事務	1 地方労働委員会の労使委員候補の推薦の依頼(労働組合法施行令(次項において「政令」という。)第21条第1項)				
		2 地方労働委員会の公益委員名簿の提示(政令第21条第2項)				
	2 労働関係調整法の施行に関する事務	1 公益事業の争議解決のため労働委員会に対する調停の請求(第18条第5号、労働関係調整法施行令(以下この部において「政令」という。)第8条第1項、第2項)				
		2 特別調整委員の労使委員の推薦依頼(政令第1条の7第1項)				
		3 特別調整委員の公益委員名簿の提示(政令第1条の7第2項)				
		4 争議行為の届出の処理(政令第2条第2項)				
		5 労働争議のあつせん、調停及び仲裁の申出に関する処理				
	3 労使団体及び労働行政機関との連絡調整に関する事務	1 労働組合幹部懇談会の実施				
	4 労働問題に係る調査研究に関する事務	1 春季賃上げ闘争、夏季一時金闘争、秋季年末闘争及びその他労働情勢に関すること。				
		2 労働組合基本調査及び労働事情調査に関すること。				
5 労働問題懇談会に関する事務	1 委員の委嘱(愛媛県労働問題懇談会実施要領(昭和43年5月16日制定)第4条第2項)					
6 中小企業労働相談所に関する事務	1 中小企業労働相談員の任命及び委嘱(愛媛県中小企業労働相談所組織規則第3条)					
7 労働教育に関する事務	1 日本労働研究機構に関すること。					
	2 日本ILO協会に関すること。					
8 中小企業集団労務改善事業に関する事務	1 中小企業集団の指導					
9 中小企業従業員態度測定に関する事務	1 労務診断の実施					
	2 労務管理改善に関する指導					
10 労働福祉に関する事務	1 勤労者財産形成制度の普及促進					
	2 労働時間短縮の促進					

	3 定年延長の促進対策				
	4 福祉施設の整備				
	5 労働者の福祉を目的とする公益法人の指導				
11 勤労青少年の福祉に関する事務	1 勤労青年リーダー研修の実施				
	2 勤労青少年福祉推進者制度の普及促進				
	3 勤労青少年の余暇の有効活用				
	4 勤労青少年福祉施設の設置、運営及び指導				
12 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する事務	1 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等のための啓発活動				
	2 働く婦人の家の指導				
13 雇用対策法の施行に関する事務	1 職場適応訓練の委託に関すること。				
	(1) 委託契約の締結（愛媛県職場適応訓練委託規則（以下この項において「規則」という。）第7条第1項）				
	(2) 職場適応訓練生に対する訓練の実施通知（規則第7条第3項）				
	(3) 職場実習に係る特例委託契約の締結（規則第8条第1項）				
	(4) 職場適応訓練費の支給（規則第12条）				
	(5) 委託契約の変更及び解除（規則第13条、第14条）				
	(6) 職場適応訓練費の返還命令（規則第15条）				
	(7) 状況報告の徴収及び調査（規則第16条）				
	2 職場適応訓練の訓練手当の支給に関すること。				
	(1) 受給資格の認定（愛媛県訓練手当支給規則（以下この項において「規則」という。）第9条第1項、第2項）				
	(2) 認定申請書の記載事項の変更の届出の処理（規則第9条第3項、第4項）				
	(3) 支給（規則第10条）				
	14 職業能力開発促進法の施行その他職業訓練に関する事務	1 職業能力開発計画の策定（第7条第1項）			
2 公共職業能力開発施設の行う職業訓練に関すること。					
(1) 愛媛県立高等技術専門校以外で行う職業訓練の委託（第15条の6第3項）					
(2) 公共職業訓練を受ける訓練生に対する手当の受給資格の認定（愛媛県訓練手当支給規則（以下この項において「規則」という。）第9条第1項、第2項）					
(3) 公共職業訓練を受ける訓練生の認定申請書の記載事項の変更の届出の処理（規則第9条第3項、第4項）					
(4) 公共職業訓練を受ける訓練生に対する訓練手当の支給（規則第10条）					

	3 事業主等の行う職業訓練に関すること。				
	(1) 関係事業主の団体に対する職業訓練の実施についての必要な勧告(第6条、第7条第3項)				
	(2) 事業主等の行う職業訓練の認定(第24条第1項)				
	(3) 事業主等の行う職業訓練の認定の取消し(第24条第3項)				
	(4) 事業主等に対する援助(第15条の2第1項、第2項)				
	(5) 愛媛県職業能力開発協会の指導監督				
	4 職業訓練指導員に関すること。				
	5 技能検定に関すること。				
	(1) 愛媛県職業能力開発協会に行わせる事務の決定(第46条第4項)				
	(2) 愛媛県職業能力開発協会の指導監督				
	6 技能振興に関すること。				
	(1) 技能五輪に関すること。				
	(2) 全国障害者技能競技大会に関すること。				
15 地域雇用開発促進法の施行に関する事務	1 地域能力開発就職促進計画及び地域高度技能活用雇用安定計画に関すること。				
	(1) 策定及び厚生労働大臣への協議(第6条第1項、第8条第1項)				
	(2) 関係市町村長の意見の聴取(第6条第3項、第8項、第8条第3項、第8項)				
	(3) 公表(第6条第6項、第8項、第8条第6項、第8項)				
	(4) 厚生労働大臣への変更の協議(第6条第7項、第8条第7項)				
16 労働時間の短縮の促進に関する臨時措置法の施行に関する事務	1 労働時間短縮推進計画の策定及び変更に係る厚生労働大臣への意見の具申(第4条第5項、第7項)				
	2 労働時間短縮実施計画の承認及び変更承認(第8条第1項、第9条第1項、第13条の2第1項、労働時間の短縮の促進に関する臨時措置法第8条から第12条までに規定する厚生労働大臣の権限の一部の委任等に関する政令(以下この部において「政令」という。)第2条第1項)				
	3 承認計画の変更の指示(第9条第2項、第13条の2第1項、政令第2条第1項)				
	4 承認計画の承認の取消し(第9条第2項、第12条第2項、第13条の2第1項、政令第2条第1項)				
	5 労働時間短縮実施計画に係る公正取引委員会への意見の具申(第10条第1項、第4項、第13条の2第1項、政令第2条第1項)				
	6 承認計画の承認を取り消した旨の公正取引委員会への通知(第10条第6項、第12条第3項、第13条の2第1項、政令第2条第1項)				
	7 承認事業主による労働時間短縮促進措置				

別表第2 雇用対策室の表の次に次の5表を加える。

組 織 名	事務の種類	事 項	決 裁 区 分		
			知事	専 決 者	
				部長	局長
産 業 創 出 課	1 中小企業の 創造的事業活 動の促進に関 する臨時措置 法の施行に関 する事務	1 研究開発等事業計画の認定及び変更の認 定（第4条第1項、第5条第1項）			
		2 研究開発等事業計画の認定の取消し（第 5条第2項）			
		3 特定中小企業者である個人が事業開始後 5年を経過していないことの認定（第10条 第1項）			
		4 指導及び助言（第14条）			
		5 認定研究開発等事業計画の実施状況の報 告の徴収（第15条）			
2 鉱工業に関 する試験研究 及び調査の基 本方針に関す る事務	1 産業技術調整協議会の運営				
3 発明奨励に 関する事務	1 発明工夫の奨励及び特許指導				
4 工業標準化 法の施行に関 する事務	1 工業標準化の普及				

組 織 名	事務の種類	事 項	決 裁 区 分		
			知事	専 決 者	
				部長	局長
経 営 支 援 課	1 信用保証協 会法の施行に 関する事務	1 仮理事の選任（第19条）			
		2 業務方法書の変更の認可（第33条）			
		3 事業報告書の受理（第34条）			
		4 報告の徴収及び立入検査（第35条）			
2 信用保証協 会に関する事 務	1 信用保証協会に対する出捐 ^{えん} の決定				
	2 理事及び監事の任命				
3 中小企業信 用保険法の施 行に関する事 務	1 公害防止施設の認定書の交付（第3条の 4）				
	2 特定中小企業者に付随する事務（第2条 第3項）				
4 貸金業の規 制等に関する 法律の施行に	1 貸金業者に関すること。				
	(1) 登録換えの申請の受理（第4条）				
	(2) 登録に係る措置（第5条、第6条）				

関する事務	(3) 変更の登録に係る措置(第8条第2項)					
	(4) 貸金業者登録簿の閲覧(第9条)					
	(5) 業務の停止命令(第36条)					
	(6) 登録の取消し(第37条、第38条)					
	(7) 処分等の公告(第38条、第41条第1項)					
	(8) 登録の消除(第40条)					
	(9) 報告徴収(第42条第1項)					
	2 貸金業協会に関すること。					
	(1) 契約約款例の認可(第27条第2項)					
	(2) 協力の要請(第31条)					
	(3) 報告徴収及び立入検査(第35条第1項)					
	5 金融対策に関する事務	1 融資制度の創設及び改廃				
		2 融資制度に係る契約の締結				
3 融資制度の報告の徴収						
6 小規模企業者等設備導入資金助成法の施行に関する事務	1 中小企業の事業活動の活性化等のための中小企業関係法律の一部を改正する法律(平成11年法律第222号)附則第4条の規定によりなお従前の例によることとされる設備近代化資金貸付事業に関すること。					
	(1) 貸付企業の巡回指導(愛媛県中小企業近代化資金貸付規則の一部を改正する規則(平成12年愛媛県規則第19号)による改正前の愛媛県中小企業近代化資金貸付規則(以下この部において「規則」という。)第19条の2)					
	(2) 貸付対象物件の処分等に関する承認(規則第7条)					
	(3) 貸付金の期限前償還(規則第8条)					
	(4) 貸付条件の変更承認(規則第8条の2)					
	(5) 違約金の徴収(規則第9条)					
	2 設備導入資金に係る業務に関すること。					
	(1) 事業計画の作成(第12条)					
	(2) 貸付けの決定(えひめ産業振興財団に対する設備導入資金貸付金取扱要領(昭和42年10月18日制定。以下この部において「要領」という。)第8条)					
	(3) 貸付金の期限前償還(要領第3条)					
	(4) 違約金の徴収(要領第6条)					
	(5) 事業計画及び収支予算の承認(小規模企業者等設備導入資金助成法施行規則(6)において「省令」という。)第1条)					
	(6) 業務方法書等の承認(省令第2条)					
7 下請中小企業振興法の施行に関する事務	1 下請中小企業振興に関する指導(第11条)					
8 伝統的工芸品産業の振興に関する法律	1 伝統的工芸品の指定及び指定の変更の申出書の進達(第2条第3項、第7項)					
	2 振興計画の認定申請書の進達(第4条)					

の施行に関する事務	3 振興計画の変更認定申請書の進達（第5条第2項）				
	4 報告の徴収（第22条）				
9 えひめ伝統工芸士に関する事務	1 えひめ伝統工芸士の認定及び認定の取消し（えひめ伝統工芸士認定規程（昭和56年10月愛媛県告示第1254号）第2条第1項、第6条）				
10 官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律の施行に関する事務	1 中小企業の受注の確保のための施策の促進（第7条）				
11 特定産業集積の活性化に関する臨時措置法の施行に関する事務	1 特定中小企業集積活性化計画の作成及び変更並びに同意の協議（第21条第1項、第22条第1項）				
	2 特定中小企業集積活性化計画の作成及び変更に係る関係市町村との協議（第21条第3項、第22条第2項）				
	3 特定中小企業集積活性化計画の公表（第21条第6項、第22条第2項）				
	4 進出計画の承認及び変更承認（第23条第1項、第24条第1項）				
	5 進出計画の承認の取消し（第24条第2項）				
	6 進出円滑化計画の承認及び変更承認（第25条第1項、第26条第1項）				
	7 進出円滑化計画の承認の取消し（第26条第2項）				
	8 承認進出中小企業者等に対する指導及び助言（第30条）				
	9 承認進出中小企業者等からの特定事業活動又は特定円滑化事業の実施状況の報告の徴収（第33条）				
12 産業活力再生特別措置法の施行に関する事務	1 経営資源活用新事業計画の認定及び変更認定（第22条第1項、第23条第1項）				
	2 経営資源活用新事業計画の認定の取消し（第23条第2項）				
	3 認定経営資源活用新事業計画の実施状況の報告の徴収（第35条第2項）				
13 中小企業支援法の施行に関する事務	1 中小企業支援事業の実施に関する計画の策定及び届出（第4条第1項）				
14 中小企業総合事業団指導準則（平成11年9月17日付け中小指字第507号）に関する事務	1 支援事業協力依頼計画書の提出（第4条第1項）				
	2 支援事業協力依頼書の提出（第4条第1項）				
15 中小企業研究企業運営要領（昭和31年6月10日付け	1 中小企業研究企業実施計画書の提出（第5）				
	2 中小企業研究企業報告書の提出（第6）				

<p>中小企業庁長 官通達)の施 行に関する事 務</p>												
<p>16 中小企業合 理化モデル工 場実施要領(昭 和31年9月 4日付け中小 企業庁長官通 達)に関する 事務</p>	<p>1 中小企業合理化モデル工場の選定及び指 定申請書の提出(第3)</p>											
	<p>2 中小企業合理化モデル工場の指定更新申 請書の提出(第7)</p>											
	<p>3 中小企業合理化モデル工場指定の取消し に関する意見書の提出(第8)</p>											
	<p>4 中小企業合理化モデル工場報告等(第10)</p>											
<p>17 中小企業指 導事業の実施 に関する基準 を定める省令 の施行に関す る事務</p>	<p>1 中小企業診断士の資格の認定申請に係る 推薦(第4条第1項、中小企業指導事業の 実施に関する基準を定める省令第4条第1 項第4号及び第5号二の適用について(昭 和53年12月7日付け中小企業庁長官通知) II)</p>											
<p>18 中小企業経 営革新支援法 の施行に関す る事務</p>	<p>1 経営革新計画の承認及び変更承認(第4 条第1項、第5条第1項)</p>											
	<p>2 経営革新計画の承認の取消し(第5条第 2項)</p>											
	<p>3 調査並びに指導及び助言(第15条第1項 、第2項)</p>											
	<p>4 承認経営革新計画の実施状況の報告の徴 収(第16条)</p>											
<p>19 エネルギー 等の使用の合 理化及び再生 資源の利用に 関する事業活 動の促進に関 する臨時措置 法の施行に関 する事務</p>	<p>1 事業計画の承認及び変更承認(第4条第 1項、第5条第1項、第20条第1項、第2 項、第29条第2項、エネルギー等の使用の 合理化及び再生資源の利用に関する事業活 動の促進に関する臨時措置法施行令(以下 この部において「政令」という。)第22条 第2項)</p>											
	<p>2 事業計画の承認の取消し(第5条第2項 、第20条第2項、第29条第2項、政令第22 条第2項)</p>											
	<p>3 承認事業計画又は中小企業承認事業計画 の実施状況の報告の徴収(第28条、第29条 第2項、政令第22条第2項)</p>											
<p>20 中小企業等 協同組合法の 施行に関する 事務</p>	<p>1 事業協同組合、事業協同小組合、火災共 済協同組合、協同組合連合会及び企業組合 並びに中小企業団体中央会に関すること。</p>											
	<p>(1) 団体協約に係るあつせん及び調停(第 9条の2の2)</p>											
	<p>(2) 設立の認可(第27条の2、第82条の2)</p>											
	<p>(3) 総会又は総代会の招集の承認(第48条)</p>											
	<p>(4) 定款の変更の認可(第51条)</p>											
	<p>(5) 事業方法書等の変更認可(第57条の2)</p>											
	<p>(6) 合併の認可(第63条)</p>											
	<p>(7) 解散命令に伴う囑託登記(第97条)</p>											
	<p>(8) 業務等に関する不服申立てに対する措</p>											

	置（第104条）				
	(9) 業務等の検査請求に基づく検査（第105条）				
	(10) 業務又は会計に関する報告の徴収及び検査（第105条の3、第105条の4）				
	(11) 業務改善命令（第106条第1項）				
	(12) 解散命令（第106条第4項）				
21 中小企業団体の組織に関する法律の施行に関する事務	1 協業組合に関すること。				
	(1) 事業の転換認可（第5条の7）				
	(2) 設立の認可（第5条の17）				
	(3) 定款の変更の認可（第5条の23）				
	(4) 総会の招集承認（第5条の23）				
	(5) 合併の認可（第5条の23）				
	(6) 事務改善命令（第5条の23）				
	(7) 解散命令（第5条の23）				
	(8) 業務又は会計に関する報告の徴収及び検査（第5条の23）				
	(9) 解散の嘱託登記（第5条の23）				
	(10) 組織変更の認可（第95条）				
	(11) 命令等に係る経済産業大臣への通知（第101条の2）				
	2 商工組合及び商工組合連合会に関すること。				
	(1) 特別地区の承認（第9条）				
	(2) 設立の認可（第42条）				
	(3) 総会又は総代会の招集承認（第47条）				
	(4) 合併の認可（第47条）				
	(5) 定款変更の認可（第47条）				
	(6) 解散の嘱託登記（第54条）				
	(7) 業務改善命令（第67条）				
	(8) 解散命令（第69条）				
	(9) 不服の申立てに対する措置及び検査請求に基づく検査（第71条）				
	(10) 愛媛県中小企業調停審議会の会長、委員及び専門委員の任命（第84条）				
(11) 愛媛県中小企業調停審議会の組織及び運営（第88条）					
(12) 事務等の立入検査（第93条）					
(13) 組織変更の認可（第96条）					
(14) 命令等に係る経済産業大臣への協議（第101条の2）					
22 商工会法の施行に関する事務	1 設立の認可（第23条）				
	2 総会の招集の承認（第42条）				
	3 定款変更の認可（第44条）				
	4 報告の徴収及び検査（第50条）				
	5 警告又は設立の認可の取消し及び解散の勧告（第51条）				
	6 清算人の選任（第53条）				
	7 財産処分方法の認可（第54条）				
23 商工会議所	1 特定商工業者の該当基準の許可（第7条）				

法の施行に関する事務	第2項、第84条、商工会議所法施行令（以下この部において「政令」という。）第7条第1号）				
	2 法定台帳の作成の期間の延長（第10条第2項、第3項、第84条、政令第7条第2号）				
	3 負担金の賦課の許可（第12条第1項、第84条、政令第7条第3号）				
	4 定款変更の認可（第46条第2項、第84条、政令第7条第4号）				
	5 収支決算等の報告の受理（第57条、第84条、政令第7条第5号）				
	6 報告の徴収及び検査（第58条第1項、第84条、政令第7条第6号）				
	7 警告及び業務の一部停止命令（第59条第1項第1号、第84条、政令第7条第7号）				
	8 商工会議所に対する業務の一部停止若しくは設立認可の取消処分又は地区変更若しくは解散の勧告についての意見の具申（第59条第4項）				
24 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律の施行に関する事務	1 基盤施設計画の認定及び変更認定（第5条第1項、第6条第1項、第23条、商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律施行令（以下この部において「政令」という。）第2条）				
	2 基盤施設計画の認定の取消し（第6条第2項、第23条、政令第2条）				
	3 連携計画の認定及び変更認定（第18条第1項、第19条第1項、第23条、政令第2条）				
	4 連携計画の認定の取消し（第19条第2項、第23条、政令第2条）				
	5 認定基盤施設計画及び認定連携計画の実施状況の報告の徴収（第22条第1項、第23条、政令第2条）				
25 中小企業総合事業団からの資金借入に関する事務	1 中小企業高度化資金借入希望状況報告（都道府県に対する資金貸付準則（平成11年8月22日付け11中小高甲第21号。以下この部において「事業団準則」という。）第13条）				
	2 中小企業高度化資金の高度化事業計画の認定申請（事業団準則第15条）				
	3 中小企業高度化資金の借入申請（事業団準則第17条）				
	4 中小企業高度化事業計画の変更申請（事業団準則第22条）				
	5 貸付等条件の変更申請（事業団準則第28条）				
	6 償還金の免除申請（事業団準則第29条）				
	7 徴収停止申請（事業団準則第30条）				
26 中小企業総合事業団に対する貸付金の貸付けに関する	1 貸付金の繰上げ償還の同意（都道府県からの借入金事務取扱要領（平成11年10月10日付け11中小高甲第23号。以下この部において「事業団要領」という。）第11条）				

る事務	2 貸付条件の変更の同意（事業団要領第12条）				
	3 償還金の免除（事業団要領第13条）				
	27 中小小売商業振興法の施行に関する事務	1 高度化事業計画の認定（第4条第1項から第3項まで、第6項、第15条、中小小売商業振興法施行令（以下この部において「政令」という。）第11条）			
	2 高度化事業計画の変更認定（政令第9条第1項、第11条）				
	3 高度化事業計画の認定の取消し（政令第9条第2項、第11条）				
	4 高度化事業計画の認定の協議（第4条第8項、第15条、政令第11条）				
	5 高度化事業計画の変更認定等の協議（第4条第8項、第15条、政令第9条第3項、第11条）				
	6 高度化事業計画に基づく事業の実施状況の報告の徴収（第13条第1項、第15条、政令第11条）				
28 大規模小売店舗立地法の施行に関する事務	1 政令で定める基準面積に代えて適用すべき基準面積及び区域の設定（第3条第2項、第3項）				
	2 大規模小売店舗の新設又は変更の届出があつた場合における公告及び縦覧（第5条第3項、第6条第3項、第8条第8項、第9条第5項）				
	3 軽微な変更の認定（大規模小売店舗立地法施行規則（以下この部において「省令」という。）第8条）				
	4 店舗面積を基準面積以下とする旨の届出があつた場合における公告（第6条第6項）				
	5 説明会に関すること。				
	(1) 開催回数の指定（省令第11条第1項ただし書）				
	(2) 開催の必要がない旨の認定（省令第11条第2項）				
	(3) 公告方法の認定（省令第12条第3号）				
	(4) 開催日時及び場所についての意見の陳述（第7条第3項）				
	(5) 開催することができない事由の認定（省令第13条第1項）				
	(6) 届出等の内容の周知方法の認定（省令第13条第2項第3号）				
	6 大規模小売店舗の新設又は変更の届出があつた場合における公告をした旨の市町村への通知及び市町村の意見の聴取（第8条第1項）				
	7 市町村及び意見を有する者の意見の概要の公告及び縦覧（第8条第3項）				
	8 届出者への書面による意見の陳述又は意見を有しない旨の通知（第8条第4項）				
9 県の意見の概要の公告及び縦覧（第8条第6項）					

	10 市町村の意見の聴取（第9条第1項）				
	11 勧告並びに市町村への通知及び勧告内容の公告（第9条第1項、第3項）				
	12 勧告に従わない旨の公表（第9条第7項）				
	13 関係行政機関等に対する協力要請（第12条）				
	14 報告の徴収（第14条）				
29 小売商業調整特別措置法の施行に関する事務	1 購売会事業を行う者に対する措置命令（第2条）				
	2 大企業者の特定物品販売事業の開始又は拡大の計画についての調査（第14条の2）				
	3 紛争に関するあつせん又は調停及び勧告（第15条、第16条、第17条）				
	4 大企業者の特定物品販売事業の開始若しくは拡大の時期の繰下げ又は規模の縮小の勧告及び公表（第16条の3）				
	5 大企業者の特定物品販売事業の計画の実施の一時停止勧告及び公表（第16条の4）				
	6 大企業者に対する調整命令（第16条の5）				
	7 主務大臣による調整措置の申出（第16条の6）				
	8 購売会事業を行う者及び大企業者に対する報告の徴収又は立入調査（第19条）				
	9 異議申立てに対する裁決（第20条）				
30 鉱業法の施行に関する事務	1 鉱業権設定出願の協議に対する回答（第24条）				
31 自転車競技法施行規則の施行に関する事務	1 競技開催届等の進達（第2条）				
32 商店街振興組合法の施行に関する事務	1 設立の認可（第36条）				
	2 総会の招集の承認（第59条）				
	3 定款変更の認可（第62条）				
	4 合併の認可（第73条）				
	5 検査請求に基づく検査（第81条）				
	6 報告の徴収及び検査（第83条、第84条）				
	7 業務改善命令（第85条）				
	8 解散命令（第86条）				
33 割賦販売法の施行に関する事務	1 報告の徴収及び立入検査（第43条、第44条第1項、割賦販売法施行令第15条第2項）				

組 織 名	事務の種類	事 項	決 裁 区 分		
			知事	専 決 者	
				部長	局長
観 光 課	1 観光開発の総合計画に関する事務	1 観光開発の総合計画			
	2 国際観光振	1 国際観光振興事業の実施			

興事業の実施に関する事務					
3 外国人観光旅客の来訪地域の多様化の促進による国際観光の振興に関する法律の施行に関する事務	1 外客来訪促進計画の策定（第4条第1項）				
	2 外客来訪促進計画の変更（第4条第6項）				
	3 国土交通大臣への同意申請（第4条第2項、第6項）				
	4 関係市町村との協議（第4条第4項、第6項）				
	5 外客来訪促進計画の公表（第4条第5項、第6項）				
	6 事業者に対する助言、指導等（第5条第1項）				
4 通訳案内業法の施行に関する事務	1 免許及び免許証の交付（第3条、第7条）				
	2 免許証の再交付及び書換え（第9条）				
	3 営業停止命令及び免許の取消し（第14条第1項）				
	4 免許証の返納の受理（通訳案内業法施行規則第17条）				
5 観光施設の整備に関する事務	1 市町村の観光施設の整備指導				
	2 観光標識の設置				
6 国際観光ホテル整備法の施行に関する事務	1 必要な措置の指示（第12条第2項、第13条第2項、第18条第2項）				
	2 報告の徴収及び立入検査（第44条第1項、第3項）				
7 観光宣伝事業に関する事務	1 観光資料等の作成				
	2 四国4県共同事業の実施				
	3 観光キャンペーン事業の実施				
8 観光客誘致事業の実施に関する事務	1 観光展及び観光懇談会の実施				
	2 広域観光推進事業の実施				
	3 観光ルートの設定				
9 観光団体の指導に関する事務	1 社団法人愛媛県観光協会の指導育成				
	2 愛媛県旅行業協会の指導育成				
10 旅行業法の施行に関する事務	1 旅行者（本邦外の主催旅行を実施しないものに限る。以下この項において同じ。）及び旅行者代理業者（以下この項において「旅行者等」という。）に関すること。				
	(1) 旅行者等の登録（第3条、第5条第2項、第24条、旅行業法施行令（以下この部において「政令」という。）第4条第1項）				
	(2) 旅行者の登録の有効期間の更新の登録（第6条の3第1項、第2項、第24条、政令第4条第1項）				
	(3) 旅行者の業務の変更登録（第6条の4第1項、第2項、第24条、政令第4条第1項）				
	(4) 旅行者等の登録事項の変更の届出の				

	受理（第6条の4第3項、第24条、政令第4条第1項）			
	(5) 旅行業者の営業保証金に係る届出の受理及び催告（第7条第2項、第4項、第8条第3項、第9条第2項、第6項、第18条第2項、第18条の2第3項、第22条の15第4項、第22条の22第2項、第24条、政令第4条第1項）			
	(6) 旅行業者に対する登録の取消し（第7条第5項、第8条第3項、第9条第2項、第24条、政令第4条第1項）			
	(7) 旅行業者の取引額の報告の受理（第10条、第24条、政令第4条第1項）			
	(8) 旅行業者の定める旅行業約款の認可及び変更の認可（第12条の2第1項、第24条、政令第4条第1項）			
	(9) 旅行業者等の事業の廃止等の届出の受理（第15条第1項から第3項まで、第24条、政令第4条第1項）			
	(10) 旅行業者等に対する業務改善命令（第18条の3、第24条、政令第4条第1項）			
	(11) 旅行業者等に対する業務停止命令及び登録の取消し（第19条、第24条、政令第4条第1項）			
	(12) 旅行業者等の登録の抹消（第20条第1項、第2項、第24条、政令第4条第1項）			
	(13) 登録、有効期間の更新の登録及び変更登録の拒否をしようとする場合の意見の聴取（第23条、第24条、政令第4条第1項）			
	(14) 報告の徴収及び立入検査（第24条、第26条第1項、第2項、政令第4条第1項）			
	2 旅行業協会に関すること。			
	(1) 旧協会に対する保証社員であつた旅行業者の登録の抹消の通知（第22条の23第1項、第24条、政令第4条第1項）			
	3 旅行業者等が組織する団体に関すること。			
	(1) 設立の届出の受理（第24条、第25条、政令第4条第2項）			
	(2) 報告の徴収（第24条、第26条第1項、政令第4条第3項）			
11 物産の販路拡大、県産品愛用運動の推進その他物産に関する事務	1 物産の販路拡大			
	2 県産品愛用運動の推進			
	3 社団法人愛媛県物産協会の指導育成			
	4 香川県・愛媛県共同アンテナショップ運営協議会に関すること。			
12 博覧会、展示会、見本市等に関する事務	1 博覧会、展示会、見本市等の企画			
	2 博覧会、展示会、見本市等の出品物の選定			
13 総合保養地	1 基本構想の作成及び協議（第5条第1項）			

域整備法の施行に関する事務)				
	2 関係市町村に対する協議（第5条第3項、第6条第2項）				
	3 基本構想の公表（第5条第6項、第6条第2項）				
	4 基本構想の変更及び変更協議（第6条第1項）				

組織名	事務の種類	事 項	決 裁 区 分			
			知事	専 決 者		
				部長	局長	課長
町並博推進課	1 南予地域観光振興イベントの総合調整に関する事務	1 愛媛県町並博2004実行委員会に関すること。				
		2 南予地域観光振興イベントに係る関係機関との連携に関すること。				
		3 南予地域観光振興イベントの総合企画及び調整に関すること。				
		4 南予地域観光振興イベントへの企業及び団体等の参加に関すること。				
	2 南予地域観光振興イベントの広報及び誘客促進に関する事務	1 南予地域観光振興イベントの広報に関すること。				
		2 南予地域観光振興イベントの誘客促進に関すること。				

組織名	事務の種類	事 項	決 裁 区 分			
			知事	専 決 者		
				部長	局長	課長
イベント推進室	1 南予地域観光振興イベントのイベント実施に関する事務	1 南予地域観光振興イベントのコアイベントの実施に関すること。				
		2 南予地域観光振興イベントの地域企画イベント及び自主企画イベントの調整及び支援に関すること。				
		3 南予地域観光振興イベントの住民参画に関すること。				
		4 その他南予地域観光振興イベントのイベント実施に関すること。				
	2 南予地域観光振興イベントの会場及び交通に関する事務	1 南予地域観光振興イベントの会場に関すること。				
		2 南予地域観光振興イベントの交通に関すること。				

別表第2 農政課の表を次のように改める。

組織名	事務の種類	事 項	決 裁 区 分			
			知事	専 決 者		
				部長	局長	課長
農政課	1 農政の総合企画及び総合調整に関する事務	1 農政の総合企画及び総合調整				
	2 農業災害に	1 農作物等の被害調査結果の確定及び農林				

関する事務	水産省又は地方農政局長への報告				
3 農業経済の調査研究に関する事務	1 農業の動向等及び農村における社会経済構造、動向等の調査研究並びにその成果の公表				
4 産業高度化対策の総合企画、総合調整及び推進に関する事務	1 産業高度化対策の総合企画、総合調整及び推進				
5 農業委員会等に関する法律の施行に関する事務	1 農業会議の会則の変更の認可（第45条第2項）				
	2 農業会議に対する業務又は会計の検査等監督上必要な命令及び法令等の違反に対する措置命令（第53条、第54条）				
6 農業委員会等補助事業実施要領（昭和42年6月6日付け農林事務次官通達）の施行に関する事務	1 農業委員会等補助事業の実施農業委員会等の承認及び指定				
7 農業者年金基金法の施行に関する事務	1 市町村等農業者年金業務の受託者に対する報告の徴収及び検査の実施（第83条、第84条、農業者年金基金法施行令第38条）				
8 就業機会確保促進事業実施要綱（平成12年4月1日付け農林水産事務次官通達）の施行に関する事務	1 農村地域工業等導入資金融通促進事業における農工資金に対する助成の承認（第3の2）				
	2 就業機会創出支援事業における事業計画及び事業結果の報告（第3の3）				
	3 就業機会創出支援事業における実施市町村の指定（就業機会創出支援事業実施要綱（平成12年4月1日付け構造改善局長通知）第2）				
9 広域営農団地育成対策要綱（昭和46年6月10日付け農林省構造改善局長通達）の施行に関する事務	1 広域営農団地整備計画の策定及び変更（第3、第6）				
	2 広域営農団地関連施設計画の策定及び変更（第4、第6）				
10 農業経営総合対策実施要領（平成14年3月29日付け農林水産事務次官依命通知）の施行に関する事務	1 経営構造対策推進事業に関すること。				
	(1) 都道府県推進事業に係る事業計画の承認（第3）				
	(2) 推進事業対象市町村等の指定（第3）				
	(3) 県マネジメント組織に配置される経営構造コンダクターの設置の承認（農業経営総合対策推進事業の実施について（平成14年3月29日付け経営局長通知）別記14第1）				
	2 経営構造対策事業に関すること。				
	(1) 経営構造対策事業計画の認定及び変更の認定（第3、農業経営総合対策事業の実施について（平成14年3月29日付け経				

	<p>営局長通知（以下この項において「通知」という。）別記1 1））</p>				
	<p>(2) 年度別実施計画の作成（通知別記1 1））</p>				
11 農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律の施行に関する事務	<p>1 基本方針の策定及び変更（第4条第1項、第5項から第7項まで）</p>				
	<p>2 農林水産大臣に対する協議（第4条第4項、第7項）</p>				
	<p>3 市町村計画の協議及び変更の協議（第5条第4項、第6項）</p>				
	<p>4 農林漁業体験民宿業団体に関する事務</p>				
	<p>(1) 指定（第24条）</p>				
	<p>(2) 改善命令（第19条、第26条）</p>				
	<p>(3) 指定の取消し（第20条第1項、第26条）</p>				
	<p>(4) 報告の徴収及び立入検査（第27条第1項）</p>				
12 農村地域工業等導入促進法の施行に関する事務	<p>1 農村地域工業等導入計画の策定、公表及び承認に関すること。</p>				
	<p>(1) 県の工業等導入基本計画の策定及び公表（第4条）</p>				
	<p>(2) 県の工業等導入実施計画の作成及び公表（第5条）</p>				
	<p>(3) 市町村の工業等導入実施計画の同意（第5条第8項）</p>				
13 愛媛県農村地域工業等導入促進条例の施行に関する事務	<p>1 市町村の工業等導入計画の承認（第3条）</p>				
	<p>2 農村地域工業等導入拠点地域の指定（第4条）</p>				
	<p>3 補助及び資金貸付けの助成対象事業の認定（第5条）</p>				
14 農地法の施行に関する事務	<p>1 農地等の競売及び公売の適格証明書の交付（第5条）</p>				
	<p>2 農地取得後における下限面積の法定及び公示（第3条）</p>				
	<p>3 農地の転用（面積1,000平方メートル以上のもの）の許可（第4条、第5条）</p>				
	<p>4 農地の転用（面積1,000平方メートル未満のもの）の許可（第4条、第5条）</p>				
	<p>5 農林水産大臣の権限に属する農地の転用に対する意見の具申（第4条、第5条、第73条）</p>				
	<p>6 農業会議に対する諮問に関すること。</p>				
	<p>(1) 農地の転用及び農地又は採草放牧地の転用のための権利移動に係るもの（第4条第3項、第5条第3項）</p>				
	<p>(2) 買収すべき土地等の適否及び売渡予約書の交付の適否に係るもの（第47条、第64条）</p>				
	<p>7 小作地の所有制限の免除の指定（第7条）</p>				
	<p>8 農地等の買収及び売渡処分（第9条、第11条、第14条、第15条、第15条の3、第16</p>				

	条、第36条、第39条)				
	9 小作地の解除、解約の申入れ及び更新拒絶の許可(第20条)				
	10 小作地の合意による解約の許可(第20条)				
	11 和解の仲介(第43条の5)				
	12 違反転用に対する原状回復命令(第83条の2)				
	13 違反転用に対する処分(原状回復命令を除く。)(第83条の2)				
	14 農地に関する行政不服審査請求の弁明及び裁決(第85条)				
	15 未墾地の買収(第44条、第50条、第72条)				
	16 未墾地の売渡し(第61条から第67条まで)				
	17 売渡した土地等の状況の検査(第71条)				
	18 未墾地の譲与(第74条)				
	19 既墾地及び未墾地の登記(第76条)				
	20 既墾地及び未墾地買収の土地、立木等の管理(第78条)				
	21 既墾地及び未墾地買収の土地、立木等の売払(第80条)				
	22 農事調停に関すること。				
	23 農地に係る訴訟に関すること。				
	24 土地利用に関する他の法令との調整				
15 国土調査法の施行に関する事務	1 土地分類基本調査に関すること。				
	(1) 開発地域土地分類基本調査に関する実施計画及び作業規程の作成及び届出並びに国土調査としての指定の申請(第5条)				
	(2) 事業実施の公示(第7条)				
	2 土地分類調査に関すること。				
	(1) 事業計画及び作業規程の審査並びに事業計画及び作業規程についての勧告及び助言(第6条)				
	(2) 国土調査としての指定及び公示(第6条)				
	3 地籍調査に関すること。				
	(1) 年度事業計画に係る市町村等との協議(第6条の3)				
	(2) 年度事業計画に係る国に対する協議(第6条の3)				
	(3) 年度事業計画の公示及び通知(第6条の3)				
	(4) 成果の審査及び検査(第19条)				
	(5) 成果の認証の承認申請(第19条)				
	(6) 成果の認証及び公告(第19条)				
	(7) 成果の写しの登記所への送付(第20条)				
16 国土調査促進特別措置法	1 国土調査事業10箇年計画案の作成に係る国への意見の具申(第3条)				

別表第2 中山間対策室の表5の部を次のように改める。

5 中山間地域等直接支払交付金実施要領(平成12年4月1日付け農林水産事務次官通知)の施行に関する事務	1 特認基準に関すること。				
	(1) 特認基準の設定(第4、中山間地域等直接支払交付金実施要領の運用について(平成12年4月1日付け農林水産省構造改善局長通知。以下この部において「運用通知」という。)第3の11)				
	(2) 農村振興局長との協議(第4、運用通知第3の11)				
	(3) 特認基準の決定(第4、運用通知第3の11)				
	2 市町村長が特に必要と認める農用地に関すること。				
	(1) 緩傾斜農用地のガイドラインの策定(第4の2、運用通知第3の8)				
	(2) 市町村間の基準の調整				
	3 市町村基本方針の認定(第5)				
	4 交付金の交付実績の報告(第11)				
	5 実施状況の公表(第12)				
6 交付金交付の評価(第13)					

別表第2 中山間対策室の表6の部決裁区分の欄及び同表7の部同欄を次のように改める。

別表第2 団体指導課の表、農地整備課の表、農業経営課の表、農産園芸課の表、畜産課の表、林業政策課の表、森林整備課の表、漁政課の表、水産課の表及び漁港課の表を次のように改める。

組 織 名	事務の種類	事 項	決 裁 区 分			
			知事	専 決 者		
				部長	局長	課長
農 業 経 済 課	1 農業協同組 合法の施行に 関する事務	1 農業協同組合及び農業協同組合連合会（以下この部において「農協」という。）の設立、解散の議決及び合併の認可並びに設立認可の取消し（第59条から第61条まで、第63条から第65条まで）				
		2 農協の総会決議、選挙及び当選の取消し（第96条）				
		3 農協の解散命令（第95条の2、第95条の3）				
		4 農業協同組合中央会（以下この部において「農協中央会」という。）の総会決議、選挙及び当選の取消し（第96条）				
		5 農協及び農協中央会の違反に対する必要な措置、業務の停止及び役員の変更の命令並びに信用事業規程等の承認の取消し（第95条）				
		6 農協の定款の変更の認可及び届出の受理（第44条、第61条）				
		7 農協の仮理事の選任及び役員を選任するための総会の招集（第40条）				
		8 農協及び農協中央会の業務会計等に関する監督上必要な措置（第94条の2）				
		9 農協、農協中央会及び子会社の検査（第94条）				
		10 農協の施設専属利用契約の取消し（第97条）				
		11 農協の信託事業について裁判所に代わつて行う措置（第11条の11）				
		12 農協及び農協中央会に対する法令、定款、規約及び規程の遵守状況に関する必要な報告の徴収並びに一般状況資料の提出命令（第93条）				
		13 農事組合法人に対する報告の徴収、資料の提出命令、業務会計検査、違法行為の処置及び解散命令（第93条から第95条の2まで）				
		14 農業協同組合連合会の法定解散の届出の処理（第64条）				
		15 信用事業規程等の設定、変更及び廃止の承認並びに信用事業規程等の変更の届出の受理（第11条、第11条の4、第11条の8、第11条の14、第11条の15の3）				
		16 農協の国債等及び特定社債等の募集の取扱事業等の認可及び変更の認可（第10条第15項、第16項、第18項から第20項まで）				
		17 指定組合の指定（第10条第24項）				
		18 農事組合法人の設立、定款の変更、解散、合併及び組織変更の届出の受理（第72条の13、第72条の16から第72条の18まで、第73条の12）				
		19 代表理事及び常勤役員等の兼職又は兼業				

	の認可（第31条の2第1項）				
	20 特定農業協同組合の承認（農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令第59条）				
2 農業協同組合合併助成法の施行に関する事務	1 合併推進法人に関すること。				
	(1) 指定（第6条第1項、第2項）				
	(2) 名称等の変更の届出の処理（第6条第3項、第4項）				
	(3) 事業計画及び収支予算の認可及び変更の認可（第8条第1項）				
	(4) 事業報告書及び収支決算書の受理（第8条第2項）				
	(5) 報告の徴収（第9条第1項）				
	(6) 改善命令（第9条第2項）				
3 農業倉庫業法の施行に関する事務	(7) 指定の取消し（第9条第3項、第4項）				
	1 農業倉庫業の認可（第6条、第26条第1項）				
	2 農業倉庫業務規程の変更の認可（第13条、第26条第1項）				
4 農業災害補償法の施行に関する事務	3 農業倉庫収容力の変更並びに農業倉庫事業の休止、廃止及び再開の届出の処理（農業倉庫業法施行規則第13条、第14条）				
	1 組合への当然加入基準の設定（第16条）				
	2 農業共済組合の設立、解散の議決及び合併の認可（第24条、第25条、第46条、第48条）				
	3 模範定款例の設定（第30条）				
	4 農業共済組合の定款の変更の認可（第43条）				
	5 農業共済組合の事務費の賦課の承認（第87条、農業災害補償法施行令第2条の4）				
	6 農業共済組合の共済掛金等の滞納処分の認可（第87条の2）				
	7 共済関係が存しない場合の認定（第104条の3）				
	8 農作物共済に係る共済関係の除外の認定（第104条の3）				
	9 危険段階基準共済掛金率等の設定の認可（第107条、第115条、第120条の7、第120条の15、第120条の23）				
	10 畑作物共済の危険階級指数の設定（第120条の15）				
11 農作物共済、果樹共済及び畑作物共済の単位当たり収穫量の設定（第109条、第120条の6、第120条の14、農作物共済引受要綱（昭和47年1月31日付け農林省農林経済局長通知）第2章第2節第1、果樹共済引受要綱（昭和56年4月23日付け農林水産省経済局長通知）第2章第2節第1、畑作物共済引受要綱（昭和54年4月3日付け農林水産省経済局長通知）第2章第3節第3）					
12 農業共済組合の業務及び会計の検査（第					

	142条の2から第142条の4まで)				
	13 農業共済組合からの業務及び会計に関する報告の徴収(第142条の2)				
	14 農業共済組合に対する監督上必要な措置命令(第142条の5、第142条の6)				
	15 農業共済組合の決議、選挙及び当選の取消し(第142条の7)				
5 農業近代化資金助成法の施行に関する事務	1 融資機関との利子補給契約(愛媛県農業近代化資金利子補給金交付規程第3条)				
	2 融資目標額の配分				
	(1) 1事業につき1億円以上				
	(2) (1)以外のもの				
	3 利子補給の承認				
	4 貸付限度額の超過承認				
6 農業改良資金助成法の施行に関する事務	1 一時償還請求の決定(第9条)				
	2 支払猶予の決定(第10条)				
	3 事務委託契約(第13条)				
7 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の施行に関する事務	1 農林水産業被害の報告				
	2 特別被害地域の指定申請及び融資希望額の申請(第2条)				
	3 融資機関との利子補給及び損失補償の契約(第3条)				
	4 融資機関に対する融資状況の調査及び報告書等の徴収(第7条)				
8 農林漁業金融公庫法の施行に関する事務(農業経済課以外の課で当該事務を処理する場合を除く。)	1 貸付対象事業の認定(農林漁業金融公庫業務方法書(次項において「業務方法書」という。)第4)				
	2 工事のしゅん工の認定(業務方法書第4)				
	3 公庫資金の需要等の動向調査に係る調査等の提出(調査委嘱規則(昭和50年4月1日付け農林漁業金融公庫規則第3号。次項において「規則」という。)第2条)				
	4 委嘱費に係る書類の提出(規則第5条)				
9 過疎地域自立促進特別措置法の施行に関する事務(農業経済課以外の課で当該事務を処理する場合を除く。)	1 農林漁業の経営改善又は振興のための計画の認定(第26条)				
10 愛媛県農林漁業共同化資金の融通に関する条例の施行に関する事務(農業経済課以外の課で当該事務を処理する場合を	1 融資機関との利子補給契約(第3条)				
	2 融資目標額の配分				
	3 融資適格の承認				
	(1) 知事が特に必要と認めた資金				
	(2) (1)以外のもの				

	除く。)					
11	地域農業確立総合資金制度実施要綱(平成12年4月1日付け農林水産事務次官通知)の施行に関する事務	1 地域農業確立総合計画の承認(第3の4)				
12	系統等民間資金を原資とする中山間地域活性化資金の融通に関する措置要綱(平成2年6月7日付け農林水産事務次官通知)の施行に関する事務(農業経済課以外の課で当該事務を処理する場合を除く。)	1 融資機関との利子補給契約(第5、愛媛県中山間地域活性化資金利子補給金交付要綱(平成2年11月1日制定)第3条)				
		2 融資目標額の配分(愛媛県中山間地域活性化資金融資要綱第5)				
		3 利子補給の承認(第4、愛媛県中山間地域活性化資金融資要綱第6)				
		4 利子補給金の打切り(愛媛県中山間地域活性化資金利子補給金交付要綱第7条)				
		5 利子補給金の返還命令(愛媛県中山間地域活性化資金利子補給金交付要綱第7条)				
13	愛媛県農業経営改善促進資金融通事業実施要綱(平成6年11月17日制定)の施行に関する事務	1 愛媛県農業信用基金協会に対する預託指示(第2の2)				
		2 融資機関別の貸付目標額及び預託額の決定(第6)				
14	愛媛県中山間地域経営改善・安定資金利子補給金交付要綱(平成6年11月17日制定)の施行に関する事務	1 融資機関との利子補給契約(第3条)				
		2 利子補給の承認(愛媛県中山間地域経営改善・安定資金融資要綱(平成6年11月17日制定)第5の4)				
		3 利子補給金の打切り(第7条)				
15	愛媛県農業経営負担軽減支援資金利子補給金交付要綱(平成13年5月31日制定)の施行に関する事務	1 融資機関との利子補給契約(第3条)				
		2 利子補給金の打切り(第6条)				

組 織 名	事務の種類	事 項	決 裁 区 分			
			知事	専 決 者		
				部長	局長	課長
農地	1 土地改良法の施行に関する	1 土地改良区等が行う土地改良事業の施行に関すること。				

整備課	る事務	(1) 土地改良区の設立、解散及び合併の認可(第10条、第67条、第72条)				
		(2) 土地改良区連合の設立及び解散の認可(第77条、第84条)				
		(3) 土地改良区の解散命令(第135条)				
		(4) 仮理事の選任及び役員を選任するための総会の招集(第29条の3)				
		(5) 土地改良事業計画の変更及び土地改良事業の廃止の認可(第48条)				
		(6) 市町村土地改良事業計画の変更及び土地改良事業の廃止の同意(第96条の3)				
		(7) 新たな土地改良事業の施行の認可(第48条)				
		(8) 市町村土地改良事業の施行の同意(第96条の2)				
		(9) 農業集落排水施設整備事業の施行及び計画変更の認可(第57条の4、第57条の8)				
		(10) 滞納処分認可(第39条)				
		(11) 災害のための応急工事計画の認可(第49条)				
		(12) 定款の変更並びに管理規程の設定、変更及び廃止の認可(第30条、第57条の2)				
		(13) 土地改良事業に関連する土地改良区等に対する報告の徴収及び検査並びにこれに基づく措置(第132条、第136条の2)				
		(14) 役員の就任等の公告(第18条)				
		(15) 援助技術吏員の選定(国営土地改良事業及びその負担団体として設立される土地改良区に係るものを除く。)(第7条)				
	(16) 土地改良事業計画の審査のために行う調査に当たる技術者の選定(国営土地改良事業及びその負担団体として設立される土地改良区に係るものを除く。)(第8条)					
	(17) 員外受益者に対する賦課の認可(第36条)					
	2 県営土地改良事業の採択に関すること。					
	(1) 県営土地改良事業の申請についての関係機関との協議(第86条)					
	(2) 異議申立ての処理(第87条)					
	(3) 県営土地改良事業の適否の決定(第86条)					
	(4) 県営土地改良事業計画の決定及び変更(第87条、第87条の3)					
	(5) 計画書の審査に当たる技術者の選定(第87条)					
	(6) 管轄登記所への届出(第113条の3)					
	3 団体営土地改良事業の換地処分に関すること。					

	(1) 換地計画認可の適否の決定(第52条の2、第96条、第96条の4)			
	(2) 換地計画の認可(第52条、第96条、第96条の4)			
	(3) 換地計画の変更の認可(第53条の4、第96条、第96条の4)			
	(4) 換地処分公告及び管轄登記所への通知(第54条、第96条、第96条の4)			
	4 国営土地改良事業の換地処分に関する こと。			
	(1) 異議申立ての処理(第87条第5項から第10項まで、第89条の2第4項、第5項)			
	(2) 換地計画の樹立及び変更(第89条の2第1項から第5項まで)			
	(3) 一時利用地の指定等(第89条の2第6項から第8項まで)			
	(4) 換地処分に伴う権利者への通知(第89条の2第9項)			
	(5) 換地処分公告及び管轄登記所への通知(第89条の2第10項)			
	(6) 換地処分による登記(第89条の2第10項)			
	5 土地改良財産に関する こと。			
	(1) 国営土地改良事業によつて造成された国有土地改良財産のうち、受託に係る国有土地改良財産の管理及び処分(第94条の6)			
	(2) 土地改良財産の維持管理に伴う措置			
	6 国営土地改良事業に係る負担金及び特別徴収金の徴収(第90条、第90条の2)			
	7 国有土地物件の管理及び処分(第94条から第94条の9まで)			
2 地すべり等防止法の施行に関する事務(農林水産省農村振興局所管に係るものに限る。)	1 地すべり防止工事基本計画の作成及び変更(第9条)			
	2 地すべり防止区域の指定及び廃止の申請(第3条)			
	3 主務大臣又は知事以外の者が施行する地すべり防止工事に関する設計及び実施計画の承認(第11条第1項)			
	4 国又は地方公共団体からの協議の処理(第11条第2項)			
	5 工事原因者の工事の施行(第14条)			
	6 許可の取消し等の監督処分(第21条)			
3 海岸法の施行に関する事務(農林水産省農村振興局所管に係るものに限る。)	1 海岸保全区域内における占用の許可に関する こと(第7条)。			
	(1) 占有期間が1年を超えるもの			
	(2) 工作物を設置する1件の占有面積が300平方メートルを超えるもの			
	(3) 工作物を設置しない1件の占有面積が1,000平方メートルを超えるもの			
	(4) 面積を単位としない1件の占有料が1万円を超えるもの			

	2 海岸保全区域内における行為の許可に関すること(第8条)。				
	(1) 1件の採取量が10,000立方メートルを超える土石の採取				
	(2) 水面若しくは他の土地に他の施設等の新設し、又は水面若しくは他の土地にある他の施設等を改築する場合、施設等の面積が500平方メートルを超えるもの				
	(3) 掘削量又は切土量が10,000立方メートルを超える掘削又は切土				
	(4) 盛土量が1,000立方メートルを超える盛土				
	3 海岸保全区域の指定(第3条)				
	4 監督処分及び損失の補償(第12条)				
	5 海岸管理者以外の者の施行する工事(1件の工事面積が300平方メートル以下のものを除く。)の承認(第13条)				
4 愛媛県の海を管理する条例の施行に関する事務(農林水産省農村振興局所管に係るものに限る。)	1 土石の投入等の許可及び協議(第3条第1項第3号、第11条第1項)				
	2 土石の投入等の許可又は協議に関する市町村長の意見の聴取(第5条、第11条第2項、愛媛県の海を管理する条例施行規則第5条)				
	3 土石の投入等の許可の取消し等(第8条)				
5 土地改良負担金総合償還対策事業実施要綱(平成2年7月20日付け農林水産事務次官通達)の施行に関する事務	1 平準化事業に関すること。				
	(1) 平準化計画の承認及び変更の承認(第6)				
	(2) 地方農政局長に対する協議(土地改良負担金償還平準化事業実施要領(平成2年7月20日付け農林水産省構造改善局長通達)第5、第6)				
	2 円滑化事業に関すること。				
	(1) 円滑化計画の承認及び変更の承認(第7)				
	(2) 地方農政局長に対する協議(土地改良負担金償還円滑化事業実施要領(平成2年7月20日付け農林水産省構造改善局長通達)第1、第4)				
	3 育成支援事業に関すること。				
	(1) 育成支援計画の承認及び変更の承認(第9ノ2)				
	(2) 集積率の特認要件及び特認額の認定(担い手育成支援事業実施要領(平成7年4月1日付け農林水産省構造改善局長通達。以下この項において「要領」という。))第6)				
	(3) 担い手要件の特認(要領第8)				
	(4) 地方農政局長に対する協議及び意見聴取(要領第6、第8、第9)				
	(5) 要件達成の承認(要領第10)				
6 愛媛県土地改良財産の管理及び処分に	1 土地改良財産の使用の許可及び他目的使用の承認(軽微なものを除く。)(第5条、第13条、第24条)				

関する規則に 関する事務	2	土地改良財産の改築、追加工事等の承認（軽微なものを除く。）（第7条、第14条、第15条、第24条）				
	3	土地改良財産の付替え工事の施行（第8条、第15条、第24条）				
	4	土地改良財産の原因者工事の施行（軽微なものを除く。）（第9条）				
	5	土地改良財産（基幹的土地改良施設及び共同施設に係るものに限る。）の管理の委託（第10条）				
	6	土地改良財産の譲与又は無償貸付け（第20条、第24条）				
	7	土地改良財産の用途の変更又は廃止の承認（第22条、第24条）				
	8	土地改良財産の付替え工事の承認（第23条）				
	9	土地改良財産の交換等（第25条）				
	7	各種土地改良事業の年度実施計画、計画変更、補助金交付申請及び決算報告の施行に関する事務	1 各種の土地改良事業の年度実施計画、計画の変更、補助金の交付申請及び決算報告に関すること。			
8	交換分合の施行に関する事務	1 交換分合計画の認可				
9	県営請負工事の設計変更及び工程表の承認に関する事務	1 1件の設計工費が3,000万円を超える県営請負工事の設計変更（契約金額を超えない範囲内で工法に著しい変更のないものに限る。）の承認				
		2 本課で設計実施の県営請負工事の工程表の承認				

組 織 名	事務の種類	事 項	決 裁 区 分			
			知事	専 決 者		
				部長	局長	課長
農 業 経 営 課	1 農業経営基盤強化促進法の施行に関する事務	1 農業経営基盤強化促進基本方針の作成及び変更（第5条第1項、第4項、第6項）				
		2 農業経営基盤強化促進基本方針の作成及び変更についての農業会議及び農業協同組合中央会の意見の聴取（第5条第5項）				
		3 農業経営基盤強化促進基本構想の同意及び変更同意（第6条第6項）				
		4 農地保有合理化法人に関すること。				
		(1) 農地保有合理化事業規程の承認並びに変更及び廃止の承認（第7条第1項、第5項、第8条）				
		(2) 報告の徴収（第9条）				
		(3) 農地保有合理化事業の改善命令（第10条第1項）				
		(4) 改善命令についての同意市町村の意見				

	の聴取（第10条第2項）				
	(5) 農地保有合理化事業規程の承認の取消し（第11条）				
	(6) 農地保有合理化事業の運営に関する指導				
	5 農業経営基盤の強化を促進するための措置の円滑な実施に必要な助言及び指導（第36条）				
2 農業（果樹及び畜産を除く。）の試験研究に関する事務	1 農業（果樹及び畜産を除く。）の試験研究機関の施設整備計画の策定				
	2 試験研究の基本方針の決定及び試験研究課題の設定				
	3 農業改良助長法に基づく助成試験の申請及び調整				
	4 開放試験及び共同研究の実施				
	5 試験研究と普及事業との連絡調整				
	6 農林技術研究情報の収集及び広報				
3 農業改良普及に関する事務	1 農業改良普及活動方針の決定				
	2 農業後継者の育成対策事業の実施				
	3 農業青年の海外派遣の推薦				
	4 改良普及員資格試験の実施				
	5 専門技術員の活動方針の決定				
	6 農業改良普及計画の策定及び指導				
	7 地域農業改良普及センターの運営				
	8 改良普及職員の研修の実施				
	9 農業青年及び農山漁村女性の組織活動の育成助長				
	10 農山漁村ふるさとづくりの推進				
	11 各種の特別事業の実施				
	12 制度金融及び融資対象事業の指導				
	13 農業気象に関すること。				
4 農業の機械化に関する事務	1 農業機械の有効利用の促進及び指導				
	2 農作業の安全対策の指導				
	3 農業機械の流通に関すること。				
5 肥料取締法の施行に関する事務	1 肥料の登録及び登録の更新並びに変更等の届出の処理（第7条、第12条、第13条）				
	2 指定配合肥料の生産業者の届出の受理（第16条の2）				
	3 事故肥料の譲渡の許可（第19条）				
	4 施用上の注意等の表示命令（第21条）				
	5 行政処分の実施（第31条）				
	6 肥料の立入検査等（第30条）				
6 農薬取締法の施行に関する事務	1 報告の徴収、農薬等の集取、立入り又は検査（第13条）				
	2 農薬の安全知識の普及、情報の提供その他の援助（第12条の4）				
	3 販売者の届出の受理（第8条）				
	4 販売者に対する農薬の販売の制限又は禁止（第14条第4項）				
7 植物防疫法	1 病害虫防除所の運営（第32条）				

の施行に関する事務	2 有害動植物の防除計画の策定（第24条）				
	3 植物の検疫及び有害動植物の防除に関する必要な措置（第29条）				
	4 有害動植物の発生予察事業の実施（第31条）				
8 農用地の土壌の汚染防止等に関する法律の施行に関する事務	1 対策地域の指定区域の変更及び指定の解除（第3条、第4条）				
	2 特別地区の指定区域及びその区域に係る指定農作物等の範囲の変更並びに指定の解除（第8条、第9条）				
	3 土壌の汚染に関する調査測定結果の公表（第12条）				
	4 対策計画の策定及び変更（第5条、第6条）				
	5 農作物の作付け等に関する勧告（第10条）				
9 愛媛県立農業大学校に関する事務	1 農業大学校の教育の基本方針の決定				
	2 農業大学校の運営				

組 織 名	事務の種類	事 項	決 裁 区 分			
			知事	専 決 者		
				部長	局長	課長
農 産 園 芸 課	1 果樹農業振興特別措置法の施行に関する事務	1 果樹農業振興計画の策定（第2条の3）				
	2 果実等生産出荷安定対策実施要綱（平成13年4月11日付け農林水産事務次官通知）の施行に関する事務	1 計画生産出荷促進基本計画の調整（第2）				
		2 特別需給調整対策事業実施計画の了承（第2）				
		3 経営安定対策基本計画の了承（第2）				
		4 加工原料用果実価格安定対策基本計画の了承（第3）				
		5 加工原料用果実価格安定対策事業における保証基準価格及び最低基準価格の了承（第3）				
		6 果実等消費拡大特別対策事業実施計画の了承（第3）				
		7 果樹特別対策事業実施計画の了承（第3）				
		8 県果実生産出荷安定協議会からの指定果実に係る協議事項の了承（第6）				
	3 主要農作物種子法の施行に関する事務	1 主要農作物種子生産ほ場の指定（第3条）				
2 ほ場審査及び生産物審査（第4条）						
3 ほ場審査証明書及び生産物審査証明書の交付（第5条）						
4 果樹、米、麦、大豆、いも類、雑穀類	1 果樹等の生産の振興計画に関すること。					
	2 果樹等の生産団地の育成及び指導					
	3 果樹等の関係団体の育成及び指導					

<p>、野菜、花き、工芸作物及び繭（以下この部において「果樹等」という。）の生産に係る企画、指導及び奨励に関する事務</p>	<p>4 果樹等の生産流通加工の安定指導及び奨励</p>				
<p>5 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の施行に関する事務</p>	<p>1 登録格付機関の登録（第16条、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律施行令（以下この部において「政令」という。）第30条）</p>				
	<p>2 登録格付機関の登録の取消し（第17条の4、政令第30条）</p>				
	<p>3 登録格付機関等に対する改善命令等（第19条の2、政令第30条）</p>				
	<p>4 品質表示基準に関する指示（第19条の9、政令第30条）</p>				
	<p>5 登録格付機関、製造業者及び販売業者に対する報告の徴収及び立入検査（第20条、政令第30条）</p>				
	<p>6 申出の受理及び措置（第21条、政令第30条）</p>				
<p>6 農産物流通の総合企画の推進に関する事務</p>	<p>1 農産物流通改善対策に関すること。 (1) 農産物の流通改善に関する指導</p>				
	<p>7 卸売市場に関する事務（水産課の所管（水産物を取扱う卸売市場）に属するものを除く。）</p>	<p>1 卸売市場法の施行に関すること。 (1) 中央卸売市場整備計画の策定及び中央卸売市場の開設区域の指定に係る農林水産大臣からの協議の回答（第5条、第7条） (2) 卸売市場整備計画の策定、変更及び公表（第6条） (3) 中央卸売市場の開設の認可申請及び卸売業務の許可申請の農林水産大臣への進達（第9条、第16条、第54条） (4) 中央卸売市場の開設者及び卸売業者に係る農林水産大臣への許可及び認可の申請、届出並びに報告の進達（第11条、第14条、第20条、第23条、第24条、第28条、第29条、第31条、第42条、第47条、第53条） (5) 中央卸売市場の開設者及び卸売業者の業務等の検査（第48条） (6) 地方卸売市場の開設の許可（第55条） (7) 地方卸売市場の卸売業務の許可（第58条） (8) 地方卸売市場の廃止の許可（第60条） (9) 地方卸売市場の業務規程の変更の承認（第64条） (10) 地方卸売市場の開設及び卸売業務の許</p>			

	可の取消し及び業務の停止命令（第65条）				
	(11) 地方卸売市場の開設者及び卸売業者の業務等の検査等（第66条）				
	(12) 地方卸売市場に係る農林水産大臣への報告（第67条、第69条）				
	2 愛媛県卸売市場条例の施行に関すること。				
	(1) 卸売業務の廃止の届出の受理（第8条）				
	(2) 許可証の再交付（第9条）				
	(3) 営業の譲渡し及び譲受け並びに合併の認可（第10条）				
	(4) 相続の認可（第11条）				
	(5) 業務の規制等に係る届出等の処理（第12条、第19条、第20条）				
	(6) 事業報告書の処理（第21条）				
	(7) 改善措置の勧告及び命令（第22条）				
	(8) その他の卸売市場の開設の届出の受理（第23条）				
	(9) その他の卸売市場の卸売業務の届出の受理（第24条）				
	(10) その他の卸売市場の開設及び卸売業務の届出事項の変更の届出の受理（第25条）				
	(11) その他の卸売市場及び卸売業務の廃止の届出の受理（第26条）				
	(12) その他の卸売市場からの業務に関する報告等の徴収（第27条）				
	(13) 地方卸売市場の開設許可等の公示（第35条）				
8 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の施行に関する事務	1 米穀の生産調整に関すること。				
	(1) 市町村別生産調整対象水田面積の決定（主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律施行令（以下この部において「政令」という。）第2条第2項）				
	2 計画出荷数量に関すること。				
	(1) 市町村別予定計画出荷数量の決定及び変更決定（政令第8条第1項、第11条第2項）				
	(2) 計画出荷変更申出数量及び予定計画出荷基準数量の農林水産大臣への報告（政令第12条第1項）				
	(3) 都道府県別予定計画出荷数量の変更に係る農林水産大臣への意見の具申（政令第12条第3項）				
	3 米穀の供給に関すること。				
	(1) 米穀の計画流通数量の決定及び変更に係る農林水産大臣への意見の具申（第4条第5項、第8項）				
	4 販売業に関すること。				
	(1) 登録及び登録の拒否（第35条、第38条、第44条）				

	(2) 承継の届出の受理(第11条第2項、第41条第1項、第47条第1項)				
	(3) 登録事項の変更の届出の受理(第12条、第41条第1項、第47条第1項)				
	(4) 廃止の届出に係る処理(第13条、第20条、第41条第1項、第47条第1項)				
	(5) 事業報告書の受理(第17条第2項、第41条第1項)				
	(6) 業務改善措置命令(第18条、第41条第1項、第47条第1項)				
	(7) 登録の取消し及び業務停止命令(第19条、第41条第1項、第47条第1項)				
	(8) 小売業の変更登録及び変更登録の拒否(第44条、第45条第1項、第3項)				
	5 主要食糧の流通実態の調査に関すること。				
	(1) 報告の徴収及び立入検査(第75条第2項)				
9 米の消費拡大に関する事務	1 米の消費拡大に関すること。 (1) 地域米消費拡大対策事業の実施市町村の決定				
10 種苗法の施行に関する事務	1 職務育種に係る品種登録申請(第5条、第8条)				
11 茶樹優良苗木配付要綱(昭和38年5月1日付け農林事務次官通達)の施行に関する事務	1 種苗需要数量の取りまとめ及び申込み(4) 2 種苗の配布数量の報告(6)				
12 養蚕及びたばこの協調に関する要綱(昭和31年10月3日制定)の施行に関する事務	1 たばこ養蚕協議会の運営(第2) 2 被害予防に関する指導(第3)				
13 社団法人愛媛県野菜価格安定基金協会に関する事務	1 業務対象年間の短縮の承認(社団法人愛媛県野菜価格安定基金協会業務方法書(以下この部において「業務方法書」という。)) 2 交付準備金残額の次期造成額への充当の承認(業務方法書)				
14 青果物流通合理化対策事業実施要領(昭和42年7月29日付け農林事務次官通達)の施行に関する事務	1 野菜の入荷量及び価格の公表事業の協力(第4)				
15 野菜生産出荷安定法の施	1 指定消費地域に対する出荷の安定を図るための勧告(第59条)				

行に関する事務	2 野菜指定産地の指定の申出（第5条）				
	3 生産出荷近代化計画の樹立、変更及び公表（第8条、第9条）				
16 生産振興総合対策事業実施要綱（平成14年4月1日付け農林水産事務次官通知）の施行に関する事務	1 生産振興総合対策事業実施計画の作成及び承認（第6）				
	2 生産振興総合対策事業実施状況の報告（第11）				
17 農産物関係資金の融資に関する事務	1 農産物関係資金の融資適正基準の審査				
18 果樹の試験研究に関する事務	1 試験研究機関の施設整備計画の策定				
	2 試験研究の基本方針の決定及び試験研究課題の設定				
	3 開放試験及び共同研究の実施				

組 織 名	事務の種類	事 項	決 裁 区 分			
			知事	専 決 者		
				部長	局長	課長
畜 産 課	1 家畜改良増殖法の施行に関する事務	1 家畜改良増殖計画の策定（第3条の3）				
		2 種畜検査の実施（第4条）				
		3 種畜証明書の効力の取消し及び停止（第7条）				
		4 種畜の公示（第8条）				
		5 家畜人工授精師の免許及び免許証の交付（第16条、第18条）				
		6 家畜人工授精師養成講習会の開催（第16条）				
		7 家畜人工授精師の免許の取消し及び業務の停止（第19条）				
		8 家畜人工授精所の開設の許可（第24条）				
		9 家畜人工授精所の開設の許可の取消し及び使用の停止（第26条）				
		10 家畜人工授精所の種畜の届出の受理（第27条）				
		11 家畜人工授精所の立入検査等（第35条）				
2 生産振興総合対策事業実施要綱（平成14年4月1日付け農林水産事務次官通知）の施行に関する事務	1 年度別生産振興総合対策事業実施計画の作成及び変更（第6）					
	2 年度別生産振興総合対策事業実施計画の承認及び変更の承認（第6）					
	3 生産振興総合対策事業実施状況の報告（第11）					
3 養鶏振興法の施行に関する事務	1 標準鶏の認定（第5条）					
	2 ふ化業者の登録（第7条）					
	3 登録ふ化業者の登録の取消し等（第10条）					
	4 登録ふ化業者に対する措置命令（第14条）					

)				
	5 登録ふ化業者に対する報告の徴収及びふ化場の立入検査(第16条)				
4 養ほう振興法の施行に関する事務	1 養ほう業者の届出(第3条)				
5 家畜取引法の施行に関する事務	1 市場再編整備地域の指定及び解除(第19条、第23条)				
	2 市場再編整備計画の変更の承認(第22条)				
	3 地域家畜市場の位置の移転の許可(第26条)				
	4 家畜取引の業務の停止命令(第18条の2)				
	5 家畜市場の登録及び登録証の交付(第3条、第7条)				
	6 家畜市場の登録の取消し及び開場の停止命令(第18条)				
	7 家畜市場の開場日における市場外取引の許可(第27条の2)				
	8 再編整備に係る勸告(第20条の2)				
	9 指定等の告示(第24条)				
	10 開設等の制限(第25条)				
	11 報告及び検査(第29条)				
6 家畜商法の施行に関する事務	1 講習会の開催及び修了証明書の交付(第4条の2)				
	2 家畜商の免許(登録)及び免許証の交付(第3条、第6条)				
	3 家畜商の免許の取消し(第7条第1項)				
	4 家畜商の免許の取消し及び事業の停止命令(第7条第2項)				
7 酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律の施行に関する事務	1 県酪農肉用牛生産近代化計画の作成及び変更(第2条の3)				
	2 市町村酪農肉用牛生産近代化計画の協議(第2条の3、第2条の4)				
	3 集約酪農振興計画の策定及び変更(第3条、第5条)				
	4 集約酪農地域内における集乳施設及び乳業施設の新設の承認(第10条)				
	5 集約酪農地域内における酪農事業施設の変更の承認(第12条)				
8 学校給食用牛乳供給対策要綱(昭和39年8月31日付け文部事務次官、農林事務次官通達)の施行に関する事務	1 供給計画の作成及び変更(第3、第5)				
	2 供給計画の作成及び変更の報告(第3、第5)				
	3 供給価格及び供給事業者に関すること。				
	(1) 区域の設定(学校給食用牛乳供給事業実施要領(平成12年3月24日付け農林水産省畜産局長通知。以下この部において「要領」という。)第5)				
	(2) 供給予定価格の算定及び最低制限価格の設定(要領第5)				
	(3) 適正運営委員の選定(要領第5)				

	(4) 見積価格を徴する乳業者の呼び掛け及び見積価格の徴収(要領第5)				
	(5) 供給価格及び供給事業者の決定(要領第5)				
	(6) 供給事業者名等の公表及び事業実施主体への通知(要領第5)				
	(7) 供給価格に係る保護者負担額の決定(要領第6)				
	(8) 供給事業者の決定の取消し又は決定の効力の停止(第6)				
	4 実施方針及び供給価格等の決定に関する規約の策定及び変更(第7、別記様式3)				
	5 事業実施主体が策定する事業実施計画の協議(要領第4)				
	6 学校給食用牛乳協議会の開催(要領第4)				
9 加工原料乳生産者補給金等暫定措置法の施行に関する事務	1 生乳生産者団体の指定及び指定の解除(第6条、第10条)				
	2 生乳生産者団体の指定の公示(第8条)				
10 加工原料乳生産者補給金等暫定措置法第11条の規定による加工原料乳数量の認定に関する事務	1 加工原料乳数量の認定(加工原料乳生産者補給金等暫定措置法施行令第5条)				
11 畜産経営の指導方針に関する事務	1 畜産コンサルタント団員の任用又は委嘱の承認(生産振興総合対策事業実施要領(平成14年4月15日付け農林水産省総合食料局長、生産局長通知)第9のIIの3)				
	2 地域畜産振興補助事業の事業主体及び事業内容の認定(畜産振興補助事業補助業務委託要綱(昭和38年5月1日付け地方競馬全国協会規約第1号)第2)				
12 財団法人中国四国酪農大大学校に関する事務	1 学生募集のための関係先への通知及び入学願書の進達(学生募集要領6)				
13 畜産振興計画の策定に関する事務	1 事業実施計画の樹立(畜産環境総合整備事業実施要綱(平成7年4月1日付け農林水産事務次官通知)第4)				
	2 事業実施の承認(畜産環境総合整備事業実施要綱第5)				
14 畜産経営の指導方針の策定に関する事務	1 環境保全型畜産確立基本方針の策定(環境保全型畜産確立対策の総合的な推進について(平成5年7月5日付け農林水産事務次官通達)第2)				
	2 地域環境保全対策指導方針の作成(愛媛県畜産経営環境保全総合対策指導事業実施要領(昭和47年8月7日制定)第2)				
15 畜産関係資	1 適格者の認定(畜産公害防止のための畜				

金の融資に関する事務	産経営改善計画認定要領（昭和46年8月19日制定）第3）				
	2 意見書の提出（農林漁業金融公庫法附則第23項の規定による乳業施設に対する農林漁業金融公庫資金の融通措置の継続について（昭和42年1月17日付け農林事務次官通達）記3）				
16 家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律の施行に関する事務	1 家畜排せつ物の適正な管理に関する指導及び助言（第4条）				
	2 家畜排せつ物の適正な管理に関する勧告及び命令（第5条）				
	3 家畜排せつ物の適正な管理に関する報告の徴収及び立入検査（第6条第1項）				
	4 家畜排せつ物の利用の促進を図るための計画の協議並びに策定及び変更（第8条第1項、第3項）				
	5 処理高度化施設整備計画の認定及び認定の取消し（第9条第3項、第10条第2項）				
	6 認定処理高度化施設整備計画の実施状況の報告の徴収（第13条）				
17 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律の施行に関する事務	1 製造業者又は輸入業者の届出の処理（第18条）				
	2 報告の徴収（第20条、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行令（以下この部において「政令」という。）第9条）				
	3 立入検査等（第21条、政令第9条）				
18 牧野法の施行に関する事務	1 牧野管理規程の届出及び変更の届出の受理（第3条第5項、第6項）				
	2 牧野管理規程についての必要な助言又は勧告（第3条第7項）				
	3 保護牧野の改良及び保全の指示（第9条）				
	4 害虫駆除の指示（第18条）				
19 草地開発事業に関する事務	1 草地開発事業の実施計画及び実施計画の承認（愛媛県草地開発事業実施要領（昭和46年6月1日制定）第4）				
20 畜産関係の試験研究に関する事務	1 試験研究機関の施設整備計画の策定				
	2 試験研究の基本方針の決定及び試験研究課題の設定				
	3 開放試験及び共同研究の実施				
21 家畜伝染病予防法の施行に関する事務	1 家畜の伝染性疾病の発生予防に関すること。				
	(1) 新疾病検査を受けるべき旨の命令（第4条の2第5項）				
	(2) 監視伝染病検査を受けるべき旨の命令（第5条第1項）				
	(3) 監視伝染病の発生予防のための助言及び指導（第5条第5項）				
	(4) 監視伝染病の発生予防のために必要な措置の要請（第5条第6項）				
	(5) 注射、薬浴又は投薬を受けるべき旨の命令（第6条）				

	(6) 消毒方法等の実施命令（命令書の交付によるものを除く。）（第9条、家畜伝染病予防法施行規則（以下この部において「省令」という。）第15条）				
	(7) 家畜の伝染性疾病の発生予防の措置について報告及び通報（第12条の2）				
	2 家畜伝染病のまん延防止に関すること。				
	(1) 通行の制限又は遮断の決定（第15条）				
	(2) 殺処分命令（第17条）				
	(3) 病性鑑定のための剖検及び殺処分（第20条）				
	(4) 消毒方法等の実施命令（命令書の交付によるものを除く。）（第30条、省令第15条）				
	(5) 家畜等の移動の制限（第32条）				
	(6) 家畜集合施設の開催等の制限（第33条）				
	(7) 放牧等の制限（第34条）				
	(8) 家畜伝染病のまん延防止の措置についての報告及び通報（第35条）				
	3 その他の事項に関すること。				
	(1) 家畜防疫員の派遣の要請（第48条の2）				
	(2) 家畜の伝染性疾病预防のための報告の徴収（報告請求書の交付によるものを除く。）（第52条、省令第58条ただし書）				
	(3) 動物等の評価額の決定についての意見の具申（第58条）				
22 牛海綿状脳症対策特別措置法の施行に関する事務	1 協力依頼（第10条第2項）				
	2 死亡した牛の検査を行うことが困難である旨の認定（牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則第4条第1号）				
23 みつばちについての腐蛆病のまん延防止に関する規則の施行に関する事務	1 腐蛆病発生の告示（第5条）				
24 家畜保健衛生所条例の施行に関する事務	1 家畜保健衛生所の支所の設置（第2条）				
	2 家畜保健衛生所長の管轄区域外における権限の行使命令（第3条）				
25 家畜保健衛生所使用料及び手数料条例の施行に関する事務	1 使用料及び手数料の減免（第5条）				
26 薬事法の施行に関する事務	1 動物用医薬品等に関すること。				
	(1) 医薬品等の製造業及び輸入販売業の許可及び許可更新の申請の進達（第12条、第22条）				
	(2) 医薬品販売業の許可及び許可の更新（第24条）				

	(3) 医薬品販売品目の指定（第30条、第35条）				
	(4) 医薬品販売業の廃止の届出の受理（第38条）				
	(5) 医薬品販売業許可関係事項の変更の届出の受理（第38条）				
	(6) 検定医薬品の採取及び送付（第43条）				
	(7) 立入検査及び物品の収去（第69条）				
	(8) 医薬品等の廃棄等の命令（第70条）				
	(9) 医薬品等の受検命令（第71条）				
	(10) 改善命令等（第72条）				
	(11) 薬剤師の増員命令（第72条の2）				
	(12) 管理者の変更命令（第73条）				
	(13) 配置販売業の配置員の業務の停止命令（第74条）				
	(14) 医薬品販売業の許可の取消し及び業務の停止命令（第75条）				
27 愛媛県家畜種付手数料条例の施行に関する事務	1 手数料の免除（第6条）				
28 獣医師法の施行に関する事務	1 獣医師の届出の受理及び報告（第22条）				
29 獣医療法の施行に関する事務	1 診療施設等の使用制限命令等（第6条、第7条第3項）				
	2 報告の徴収及び立入検査等（第8条第1項、第2項）				
	3 県計画に関すること。				
	(1) 県計画の策定及び変更（第11条第1項、第4項）				
	(2) 農林水産大臣への協議（第11条第3項）				
	(3) 農林水産大臣への報告（第11条第4項）				
	4 診療施設整備計画に関すること。				
	(1) 認定及び変更の認定（第14条第1項、獣医療法施行令第4条第1項）				
(2) 認定の取消し（獣医療法施行令第4条第3項）					

組 織 名	事務の種類	事 項	決 裁 区 分		
			知事	専 決 者	
			部長	局長	課長
林 業 政 策 課	1 森林法の施行に関する事務	1 森林計画に関すること。			
		(1) 地域森林計画の樹立及び変更並びに公表（第5条第1項、第4項、第6条第6項）			
		(2) 地域森林計画の樹立及び変更をする旨の公告並びに地域森林計画の案の縦覧（第6条第1項）			
		(3) 地域森林計画の案についての森林審議			

会等の意見聴取（第6条第3項、第4項）				
(4) 地域森林計画の樹立及び変更に係る農林水産大臣への協議（第6条第5項）				
(5) 国有林の地域別の森林計画の案についての意見の具申（第7条の2第5項）				
(6) 伐採等の届出の受理（2以上の地方局の所管区域にわたるものに限る。）（第15条、第19条第1項第1号）				
(7) 森林施業計画の認定及び変更の認定（2以上の地方局の所管区域にわたるものに限る。）（第11条第1項、第12条第1項、第2項、第19条第1項第1号、第3項、第4項）				
(8) 森林施業計画の変更の通知（2以上の地方局の所管区域にわたるものに限る。）（第13条、第19条第1項第1号、第3項）				
(9) 森林施業計画の認定の取消し（2以上の地方局の所管区域にわたるものに限る。）（第16条、第19条第1項第1号、第4項）				
(10) 包括承継届出の受理（2以上の地方局の所管区域にわたるものに限る。）（第17条第2項、第19条第1項第1号）				
2 市町村森林整備計画に関すること。				
(1) 市町村森林整備計画の樹立及び変更に係る協議（第10条の5第7項、第10条の6第4項）				
(2) 市町村森林整備計画を変更すべき旨の通知（第10条の6第1項）				
(3) 所有権の移転等の調停（第10条の11）				
(4) 裁定の申請に係る公告及び通知（第10条の11の3第1項）				
(5) 分収育林契約を締結すべき旨の裁定（第10条の11の4第1項、第10条の11の5第1項）				
(6) 分収育林契約の解除の承認（第10条の11の7）				
3 林道事業に関すること。				
(1) 林道事業の路線の決定				
4 林業普及指導に関すること（第187条）				
。				
(1) 林業普及指導実施方針の作成（林業普及指導推進要綱（昭和58年4月4日付け農林水産事務次官通達。以下この項において「要綱」という。）第5の1、第5の3、第5の4）				
(2) 林業普及指導事業実施計画の作成（要綱第6の1）				
(3) 林業普及指導事業の実績報告（要綱第6の2）				

	(4) 林業普及指導事業の実施（林業普及指導事業実施要領（昭和58年4月4日付け農林水産事務次官通達）第3）				
	(5) 林業後継者育成対策等事業の実施（林業生産流通総合対策事業実施要領（平成10年4月8日付け農林水産事務次官通達）第2、第5、第8）				
2 林業構造改善事業で導入した機械施設等の管理について（昭和46年1月6日付け林野庁長官通達）の施行に関する事務	1 林業構造改善事業で導入した機械施設の処分の承認申請				
3 林業担い手育成確保対策事業の実施について（平成10年4月8日付け林野庁長官通達）の施行に関する事務	1 林業労働安全衛生総合対策事業の実施（第2のⅠ）				
	2 林業就業促進総合対策事業の実施（第2のⅡ）				
4 林業生産流通総合対策事業実施要領（平成10年4月8日付け農林水産事務次官通知）の施行に関する事務	1 林業経営構造対策事業計画等の協議及び変更の協議（林業生産流通総合対策施設整備事業等の運用について（平成10年4月8日付け林野庁長官通知。以下この部において「運用通知」という。）別記1から4まで、6）				
	2 林業経営構造対策事業等の年度別報告書の調整（運用通知別記1から4まで、6）				
	3 特用林産振興基本計画の樹立及び計画の変更（特用林産振興対策事業の運用について（平成12年3月29日付け林野庁長官通知）第2）				
	4 特用林産振興協議会の構成員の就任依頼及び会議の開催（第3）				
5 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の施行に関する事務	1 復旧計画の策定				
	2 復旧工事の施工地区の決定				
	3 応急工事の承認（農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行令第2条第2項）				
6 国土総合開発法の施行に関する事務	1 林業総合計画の策定				
	2 大規模林業圏開発計画の策定及び実施				
7 緑資源公団法の施行に関する事務	1 実施計画の策定に関する協議（第19条）				
	2 実施計画及び管理規程の変更に関する協議（第23条）				
	3 大規模林道事業に係る用地事務の委託に関する協定の協議				
	4 大規模林道事業に係る用地事務の委託契				

	約の締結				
8 農林漁業信用基金法の施行に関する事務	1 調査等の委嘱の受託（農林漁業信用基金調査等委嘱要綱（昭和63年6月30日付け農林漁業信用基金要綱）第1）				
9 林業の試験研究に関する事務	1 試験研究機関の施設整備計画の策定				
	2 試験研究の基本方針の決定及び試験研究課題の設定				
	3 開放試験及び共同研究の実施				
10 森林組合法の施行に関する事務	1 指定森林組合の指定（第9条第9項）				
	2 森林組合及び生産森林組合の定款の変更の認可（第61条第2項、第100条第2項）				
	3 森林組合及び生産森林組合の設立、解散の決議及び合併の認可				
	(1) 森林組合の設立、解散の決議及び合併の認可（第78条、第79条、第83条第2項、第3項、第84条第2項、第3項）				
	(2) 生産森林組合の設立、解散の決議及び合併の認可（第79条、第83条第2項、第3項、第84条第2項、第3項、第100条第3項、第4項）				
	4 森林組合及び生産森林組合の業務又は会計の検査（第111条）				
	5 森林組合及び生産森林組合の業務又は会計の法令等の違反に対する措置命令（第113条第1項、第2項）				
	6 森林組合の信託規程、共済規程及び林地処分事業規程の承認の取消し（第113条第3項）				
	7 解散命令（第114条）				
8 森林組合及び生産森林組合が行った議決又は選挙若しくは当選及び専用契約の取消し（第115条、第116条）					
11 森林国営保険法の施行に関する事務	1 森林国営保険契約及び損害調査に関すること。				
	(1) 森林国営保険契約の締結及び保険証書の交付（第6条、第23条ノ2）				
	(2) 保険証書の再交付及び保険契約の継続（森林国営保険法施行令（以下この部において「政令」という。）第5条、第6条）				
	(3) 保険証書の記載事項の変更の届出の処理（政令第7条）				
	(4) 減額請求に関する手続（政令第10条）				
	(5) 危険増加による保険契約の解除（第19条、第23条ノ2）				
	2 森林国営保険特別会計に属する保険料の歳入の徴収				
12 農林漁業金融公庫法の施行に関する事務（林業政策課以外の課で当該事務を処	1 貸付対象事業の認定（農林漁業金融公庫業務方法書（次項において「業務方法書」という。）第4）				
	2 工事のしゅん工の認定（業務方法書第4）				
	3 公庫資金の需要等の動向調査に係る調査				

理する場合を除く。)	等の提出(調査委嘱規則(昭和50年4月1日付け農林漁業金融公庫規則第3号。次項において「規則」という。)第2条)				
	4 委嘱費に係る書類の提出(規則第5条)				
13 過疎地域自立促進特別措置法の施行に関する事務(林業政策課以外の課で当該事務を処理する場合を除く。)	1 農林漁業の経営改善又は振興のための計画の認定(第26条)				
14 愛媛県農林漁業共同化資金の融通に関する条例の施行に関する事務(林業政策課以外の課で当該事務を処理する場合を除く。)	1 融資機関との利子補給契約(第3条)				
	2 融資目標額の配分				
	3 融資適格の承認				
	(1) 知事が特に必要と認めた資金				
	(2) (1)以外のもの				
15 系統等民間資金を原資とする中山間地域活性化資金の融通に関する措置要綱(平成2年6月7日付け農林水産事務次官通知)の施行に関する事務(林業政策課以外の課で当該事務を処理する場合を除く。)	1 融資機関との利子補給契約(第5、愛媛県中山間地域活性化資金利子補給金交付要綱第3条)				
	2 融資目標額の配分(愛媛県中山間地域活性化資金融資要綱第5)				
	3 利子補給の承認(第4、愛媛県中山間地域活性化資金融資要綱第6)				
	4 利子補給金の打切り(愛媛県中山間地域活性化資金利子補給金交付要綱第7条)				
	5 利子補給金の返還命令(愛媛県中山間地域活性化資金利子補給金交付要綱第7条)				
16 林業改善資金助成法の施行に関する事務	1 期限前償還請求の決定(第9条)				
	2 支払猶予の決定(第10条)				
	3 事務委託契約(第13条)				
	4 貸付けの決定(愛媛県林業改善資金貸付規則(次項において「規則」という。)第8条)				
	5 借受者に対する事業完了報告の徴収及び検査(規則第11条)				
17 林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法の施行に関する事務	1 林業経営基盤の強化並びに木材の生産及び流通の合理化に関する事項についての基本構想(以下この項において「基本構想」という。)に関する事。				
	(1) 基本構想の策定及び変更(第2条の2第1項)				
	(2) 農林水産大臣に対する協議(第2条の2第3項)				
	(3) 基本構想の公表(第2条の2第4項)				

	2 林業経営改善計画の認定及び変更の認定並びに認定の取消し（第3条、林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法施行令（次項において「政令」という。）第1条）				
	3 合理化計画の認定及び変更の認定並びに認定の取消し（第4条、政令第4条）				
	4 森林所有権の移転等のあつせん（第10条）				

組 織 名	事務の種類	事 項	決 裁 区 分			
			知事	専 決 者		
				部長	局長	課長
森 林 整 備 課	1 森林法の施行に関する事務	1 保安林及び保安施設地区の指定及び解除に関すること。				
		(1) 保安林の指定及び解除並びに指定申請書及び解除申請書の進達（第25条の2、第26条の2、第27条）				
		(2) 保安林の指定及び解除に関する県森林審議会への諮問（第25条の2、第26条の2）				
		(3) 保安林予定森林（保安施設地区予定地を含む。以下この部において同じ。）及び解除予定保安林に関する通知の内容の告示（第30条、第30条の2、第44条）				
		(4) 保安林予定森林及び解除予定保安林に関する通知（第30条、第30条の2、第44条）				
		(5) 意見書の受理及び進達（第32条、第44条）				
		(6) 意見の聴取（第32条、第44条）				
		(7) 保安林及び保安施設地区の指定及び解除の通知（第33条、第44条）				
		2 保安林及び保安施設地区の指定施業要件の変更にすること。				
		(1) 指定施業要件の変更及び変更申請書の進達（第27条、第33条の2、第33条の3、第44条）				
		(2) 指定施業要件の変更にする予定の告示（第30条、第30条の2、第33条の3、第44条）				
		(3) 指定施業要件の変更にする予定の通知（第30条、第30条の2、第33条の3、第44条）				
		(4) 意見書の受理及び進達（第32条、第33条の3、第44条）				
		(5) 意見の聴取（第32条、第33条の3、第44条）				
		(6) 指定施業要件の変更にする告示（第33条、第33条の3）				
		(7) 指定施業要件の変更にする通知（第33条、第33条の3、第44条）				
		3 保安林及び保安施設地区における制限に				

	<p>関すること。</p> <p>(1) 保安林予定森林における立木竹の伐採等の禁止（第31条、第44条）</p> <p>(2) 保安林台帳及び保安施設地区台帳の調製及び保管（第39条の2、第46条の2）</p> <p>4 使用権設定に関する認可（第50条）</p> <p>5 水流における工作物の使用等の認可（第66条）</p> <p>6 林地開発許可制度に関すること。</p> <p>(1) 林地開発行為の許可（第10条の2）</p> <p>(2) 林地開発行為に関する監督処分（第10条の3）</p> <p>7 森林保全管理に関すること。</p> <p>(1) 森林保全巡視指導員の委嘱（森林保全管理推進対策事業実施要領（昭和49年6月15日付け林野庁長官通達）第2）</p> <p>8 公有林の経営指導に関すること。</p> <p>(1) 公有林経営計画の樹立及び実行（第11条）</p> <p>(2) 公有林経営の指導（第191条の2）</p>					
2 森林環境保全整備事業実施要領（平成14年3月29日付け林野庁長官通知）の施行に関する事務	1 市町村森林整備事業計画の承認及び変更の承認（第2）					
3 森林居住環境整備事業実施要領（平成14年3月29日付け林野庁長官通知）の施行に関する事務	1 フォレスト・コミュニティ総合整備事業計画の承認及び変更の承認（第5）					
4 愛媛県造林補助事業実施要綱（昭和63年2月1日制定）の施行に関する事務	1 造林事業希望調書及び予定調書の受理（第22、第23）					
	2 造林事業補助計画の策定（第24）					
	3 造林事業補助金の査定（第27）					
5 愛媛県地域森林環境整備事業実施要領（平成3年11月25日制定）の施行に関する事務	1 事業計画の承認及び変更の承認（第7）					
	2 年度計画の承認及び変更の承認（第8）					
6 愛媛県入会林野整備地造林事業実施計画の認定（第3）	1 入会林野整備地造林事業実施計画の認定（第3）					

施行に関する 事務				
7 林業種苗法の施行に関する事務	1 育種母樹及び育種母樹林並びに普通母樹及び普通母樹林（以下この項において「育種母樹等」という。）に関する事。 (1) 育種母樹等の指定及び指定の解除（第3条、第9条） (2) 育種母樹等の保護又は管理のための指示（第6条） 2 生産事業者の登録に関する事。 (1) 生産事業者の登録、登録証の交付及び登録の取消し（第10条、第12条、第15条） (2) 生産事業者講習会の開催及び修了証明書の交付（第11条） (3) 生産事業者の届出等の受理（第13条） 3 配布事業者の届出の受理（第17条） 4 指定採取源からの採取に係る種苗の証明（第20条） 5 監督及び行政処分に関する事。 (1) 表示義務等の違反に対する是正命令（第19条） (2) 指定採取源、生産事業者の事業所、配布事業者の事業所その他に対する立入検査等（第28条） (3) 生産事業者及び配布業者に対する監督処分（第29条） 6 材木育種事業に関する事。			
8 愛媛県山林種苗需給調整要綱（昭和46年12月3日制定）の施行に関する事務	1 山行苗の需給計画の樹立（第12条） 2 幼苗の価格の決定の協議及び山行苗の価格の決定（第8条、第13条） 3 種苗の生産計画の樹立（第4条）			
9 森林病虫害等防除法の施行に関する事務	1 森林病虫害等の駆除命令事項の公表（第3条第5項、第5条第4項） 2 駆除命令書の交付（第3条第9項、第5条第4項） 3 駆除不履行の場合の代執行及びその経費の徴収（第4条、第5条第4項） 4 立入検査（第6条第1項） 5 防除実施基準の策定及び変更に係る意見の具申（第7条の2第4項） 6 県防除実施基準の策定及び変更（第7条の3） 7 高度公益機能森林及び被害拡大防止森林の区域の指定及び変更（第7条の3第3項、第4項、第7条の5） 8 樹種転換促進指針に関する事。 (1) 策定及び変更（第7条の6） (2) 助言、指導及び勧告（第7条の7） (3) 樹種転換を特に促進すべき特定森林の公表（第7条の8）			

	9 地区防除指針の策定及び変更（第7条の6第3項、第4項、第7条の9）				
	10 地区実施計画の策定及び変更に係る協議（第7条の10第3項）				
	11 駆除命令並びに森林害虫防除員が行う指示及び処分による損失補償金の交付（第8条）				
10 緑化推進事業に関する事務	1 計画の樹立及び事業の推進				
	2 事業結果の報告等				
11 治山治水緊急措置法の施行に関する事務	1 治山事業計画の樹立				
	2 治山工事に関すること。				
12 地すべり等防止法の施行に関する事務（林野庁所管に係るものに限る。）	1 地すべり防止区域の指定及び廃止の申請（第3条）				
	2 地すべり防止区域の管理（第7条）				
	3 地すべり防止工事基本計画の作成及び変更（第9条）				
	4 主務大臣又は知事以外の者が施行する地すべり防止工事に関する設計及び実施計画の承認（第11条）				
	5 工事原因者の工事の施行（第14条）				
	6 許可の取消し等の監督処分（第21条）				
	7 知事以外の者の管理する地すべり防止施設に関する監督（第22条）				
13 林地崩壊防止事業実施要綱（昭和41年11月10日付け農林事務次官通達）の施行に関する事務	1 事業計画の策定				
	2 事業の施行区域の決定				
	3 事業の変更の協議				
	4 工事の施越の承認				
14 愛媛県単独治山事業補助金交付規程の施行に関する事務	1 事業の施行箇所の決定				
	2 事業の変更の承認				
15 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の施行に関する事務	1 復旧計画の策定				
	2 復旧工事の施工地区の決定				
	3 応急工事の承認（農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行令第2条第2項）				
16 入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律の施行に関する事務	1 入会林野整備計画の適否の決定及び変更の決定（第6条、第9条）				
	2 異議の申出についての協議命令及び決定（第7条）				
	3 調停案の作成及び受諾勧告（第8条）				
	4 整備計画の認可及び申請の却下並びに金銭の供託（第10条、第11条、第22条）				
	5 整備計画の適否の決定又は認可のための				

	意見の聴取（第6条、第22条）				
	6 入会林野整備計画に係る必要な登記の囑託（第14条）				
	7 森林組合育成対策事業の運用について（平成10年4月8日付け林野庁長官通知）の実施に関する事。				
	(1) 入会林野活用促進計画の策定				
17 愛媛県特別会計条例の施行に関する事務及び県営林経営に関する事務	1 県営林経営計画（5箇年）の承認				
	2 県営林事業計画（単年度）の承認				
	3 県営林材処分の執行				
	4 指名業者の選定				
	5 県営林地の一時的使用の承認				
	6 支障木の除去及び補償				
	7 林道受益者負担額の決定				
	8 県営林事業の完了の確認				
	9 県営林看守人の指揮監督				
	10 県営林事業に伴う林業夫の労働者災害補償保険に関する手続				
	11 県営林事業執行に伴う許可申請、届出、協議等の手続				
	12 森林国営保険契約の申込み				

組 織 名	事務の種類	事 項	決 裁 区 分			
			知事	専 決 者		
				部長	局長	課長
漁 政 課	1 水産行政の総合的な企画及び調整に関する事務	1 水産業に関する基本計画の企画及び連絡調整				
		2 水産振興協議会の開催				
2 水産業協同組合法の施行に関する事務	1 水産業協同組合の指導に関する事。	(1) 水産業協同組合の定款の変更の認可（第48条第2項）				
		(2) 水産業協同組合の設立、解散の議決及び合併の認可（第64条、第68条第2項、第69条第2項）				
		(3) 水産業協同組合の仮理事の選任又は総会の招集（第43条）				
		(4) 水産業協同組合の信用事業規程等の認可（第11条の4第1項、第15条の2第1項）				
		(5) 水産業協同組合の信用事業規程等の変更又は廃止の認可（第11条の4第3項、第15条の2第2項）				
		(6) 代表理事及び常勤役員等の兼職又は兼業の認可（第35条の2第1項）				
		2 水産業協同組合の監督処分に関する事。				
		(1) 水産業協同組合の業務又は会計の状況の検査（第123条）				
		(2) 水産業協同組合に対する監督上必要な措置命令（第123条の2）				
		(3) 水産業協同組合に対する解散命令（第				

	124条の2)				
	(4) 水産業協同組合の決議、選挙、当選及び専用契約の取消し(第125条、第126条)				
3 漁業協同組合合併促進法の施行に関する事務	1 合併及び事業経営計画の認定(第2条、第4条第2項)				
	2 学識経験者の意見の聴取(第4条第1項)				
4 漁業災害補償法の施行に関する事務	1 漁業共済組合の指導に関すること。				
	(1) 漁業災害補償法に基づく加入区の設定(第105条第1項)				
	(2) 漁獲特定漁業者の同意認定の告示(第105条の2第4項、第108条第5項)				
	(3) 漁業共済組合の定款の変更の協議				
5 漁業近代化資金助成法の施行に関する事務	1 融資機関との利子補給契約(愛媛県漁業近代化資金利子補給規程第3条)				
	2 融資目標額の配分				
	3 利子補給の承認(愛媛県漁業近代化資金利子補給規程第6条)				
6 漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法の施行に関する事務	1 融資機関との利子補給契約(愛媛県漁業経営維持安定資金融資要綱(昭和51年10月25日制定。以下この部において「要綱」という。)第9)				
	2 融資目標額の配分(要綱第10)				
	3 漁業経営再建計画の認定(要綱第6)				
	4 利子補給の承認(要綱第6)				
7 沿岸漁業改善資金助成法の施行に関する事務	1 期限前償還請求の決定(第9条)				
	2 支払猶予の決定(第10条)				
	3 事務委託契約(第13条)				
	4 貸付けの決定(愛媛県沿岸漁業改善資金貸付規則(次項において「規則」という。)第8条)				
	5 借受者に対する事業完了報告の徴収及び検査(規則第11条)				
8 農林漁業金融公庫法の施行に関する事務(漁政課以外の課で当該事務を処理する場合を除く。)	1 貸付対象事業の認定(農林漁業金融公庫業務方法書(次項において「業務方法書」という。)第4)				
	2 工事のしゅん工の認定(業務方法書第4)				
	3 公庫資金の需要等の動向調査に係る調書等の提出(調査委嘱規則(昭和50年4月1日付け農林漁業金融公庫規則第3号。次項において「規則」という。)第2条)				
	4 委嘱費に係る書類の提出(規則第5条)				
9 過疎地域自立促進特別措置法の施行に関する事務(漁政課以外の課で当該事務を処理する場合を除く。)	1 農林漁業の経営改善又は振興のための計画の認定(第26条)				
10 愛媛県農林	1 融資機関との利子補給契約(第3条第2				

漁業共同化資金の融通に関する条例の施行に関する事務（漁政課以外の課で当該事務を処理する場合を除く。）	項)				
	2 融資目標額の配分				
	3 融資適格の承認				
	(1) 知事が特に必要と認めた資金				
	(2) (1)以外のもの				
11 系統等民間資金を原資とする中山間地域活性化資金の融通に関する措置要綱（平成2年6月7日付け農林水産事務次官通知）の施行に関する事務（漁政課以外の課で当該事務を処理する場合を除く。）	1 融資機関との利子補給契約（第5、愛媛県中山間地域活性化資金利子補給金交付要綱第3条）				
	2 融資目標額の配分（愛媛県中山間地域活性化資金融資要綱第5）				
	3 利子補給の承認（第4、愛媛県中山間地域活性化資金融資要綱第6）				
	4 利子補給金の打切り（愛媛県中山間地域活性化資金利子補給金交付要綱第7条）				
	5 利子補給金の返還命令（愛媛県中山間地域活性化資金利子補給金交付要綱第7条）				
12 水産物卸売市場に関する事務	1 水産物卸売市場整備計画の策定				
	2 卸売市場法の施行に関すること。				
	(1) 地方卸売市場の開設の許可（第55条）				
	(2) 地方卸売市場の卸売業務の許可（第58条）				
	(3) 地方卸売市場の廃止の許可（第60条）				
	(4) 地方卸売市場の業務規程の変更の承認（第64条）				
	(5) 地方卸売市場の開設及び卸売業務の許可の取消し並びに業務の停止命令（第65条）				
	(6) 地方卸売市場の開設者及び卸売業者の業務等の検査等（第66条）				
	3 愛媛県卸売市場条例の施行に関すること。				
	(1) 卸売業務の廃止の届出の受理（第8条）				
	(2) 許可証の交付及び再交付（第9条）				
	(3) 営業の譲渡し及び譲受け並びに合併の認可（第10条）				
	(4) 相続の認可（第11条）				
	(5) 業務の規制等に係る届出等の受理（第12条、第19条、第20条）				
	(6) 改善措置の勧告及び命令（第22条）				
(7) その他の卸売市場の開設の届出の受理（第23条）					
(8) その他の卸売市場の卸売業務の届出の受理（第24条）					
(9) その他の卸売市場の廃止等の届出の受理及び告示（第25条から第27条まで、第					

		35条)				
		(10) 事業報告書の処理(第21条)				
13	輸出水産業の振興に関する法律の施行に関する事務	1 事業場の登録(第3条第1項)				
		2 届出に係る措置(第3条の4)				
		3 登録証の再交付(輸出水産業の振興に関する法律施行規則第5条第4項)				
		4 登録の取消し及び事業の停止命令(第4条第1項)				
		5 必要な措置の命令(第4条第2項)				
		6 事業場の改善の勧告(第6条)				
		7 報告の徴収(第30条第1項)				

組 織 名	事務の種類	事 項	決 裁 区 分			
			知事	専 決 者		
				部長	局長	課長
水 産 課	1 浅海養殖漁業振興に関する事務	1 浅海養殖振興計画及び指導方針の決定				
	2 栽培漁業に関する事務	1 栽培漁業振興計画の決定及び変更				
	3 内水面漁業の増殖指導に関する事務	1 内水面総合振興計画の決定				
	4 水産業改良普及事業に関する事務	1 水産業改良普及事業実施方針の制定及び変更				
	5 漁業公害等対策事業に関する事務	1 事業実施計画の決定及び変更				
	6 水産資源保護法の施行に関する事務	1 保護水面管理事業計画の決定及び変更				
	7 漁業後継者育成に関する事務	1 青年漁業者育成事業計画の決定				
	8 漁業経営構造改善事業の運用について(平成12年3月24日水産庁長官通知)の施行に関する事務	1 構造改善事業基本方針の策定(第2の1)				
		2 構造改善計画の樹立(第2の2)				
		3 構造改善計画の変更(第2の2)				
4 構造改善事業実施計画の作成及び変更(第5の2)						
9 漁港漁場整備法の施行に関する事務	1 沿岸漁場整備開発構想の作成					
	2 魚礁漁場造成事業実施計画の決定及び変更					
	3 増殖場造成事業実施計画の決定及び変更					
	4 養殖場造成事業実施計画の決定及び変更					
	5 漁場環境保全対策事業実施計画の決定及び変更					
10 沿岸漁場整備開発法の施	1 基本計画の策定及び変更(第7条の2、第7条の3)					

行に関する事務	2 特定水産動物育成事業に関すること。				
	(1) 認可(第8条、第10条)				
	(2) 育成水面の区域の変更等の認可(第12条第1項)				
	(3) 廃止の届出の受理(第12条第2項)				
	(4) 育成水面の区域の変更等に係る勧告(第14条)				
	3 放流効果実証事業に関すること。				
	(1) 放流効果実証事業を実施する者の指定等(第15条)				
	(2) 業務実施計画の認可等(第17条、第18条、第20条)				
	(3) 業務報告書等の受理(第21条)				
	(4) 報告徴収又は改善命令(第22条)				
	(5) 指定の取消し(第23条)				
	4 漁場利用協定に関すること。				
	(1) 締結に関する勧告(第24条)				
(2) 届出の受理(第25条)					
(3) 紛争に係るあつせん(第26条)					
11 水産振興事業に関する事務	1 リマ区域周辺漁業対策事業実施計画の決定及び変更				
	2 種子島周辺漁業対策事業実施計画の決定及び変更				
12 愛媛県漁業調整規則の施行に関する事務	1 漁業の許可(第7条)				
	2 許可等の制限又は条件の付加(第14条)				
	3 許可の内容の変更の許可(第16条)				
	4 許可証の書換え交付及び再交付(第19条)				
	5 起業の認可(第21条)				
	6 許可申請等の棄却(第23条)				
	7 漁業許可等の定数の決定(第25条)				
	8 漁業許可等の取消し、変更又は操業の停止(第30条から第32条まで)				
	9 除害設備の設置又は変更の命令(第34条)				
	10 漁場内の岩礁破碎等の許可(第45条)				
	11 試験研究等のための適用除外の許可(第48条)				
	12 許可等の特例(第27条、第28条)				
	13 違反船舶等に対する措置命令(第49条から第52条まで)				
13 温排水影響調査交付金交付規則に関する事務	1 温排水影響調査事業の実施(第2条、第3条)				
14 漁船法の施行に関する事務	1 登録の取消し(第19条)				
	2 漁船原簿の副本の提出等(第23条)				
15 漁船保険の指導に関する事務	1 加入区の指定及び変更(漁船損害補償法(以下この部において「法」という。)第112条)				

	2 指定漁船調書の確認（法第112条）				
	3 付保義務の発生及び消滅の公示（法第112条の2、第113条の2）				
16 漁業用無線に関する事務	1 漁業指導用海岸局の維持及び管理の委託に関すること。				
17 水産業共同利用施設設置事業に関する事務	1 事業実施計画の受理				
18 愛媛県内水面漁業調整規則の施行に関する事務	1 水産動植物の採捕の許可（第6条）				
	2 許可の内容の変更の許可（第14条）				
	3 許可証の書換え交付及び再交付（第17条）				
	4 許可申請の棄却（第19条）				
	5 許可の取消し、変更又は制限等（第20条から第22条まで）				
	6 除害設備の設置又は変更の命令（第24条）				
	7 試験研究等のための適用除外の許可（第32条）				
19 漁業調整に関する事務	1 隣接県との漁業の調整				
	2 県内漁業の調整				
20 漁業法の施行に関する事務	1 共同申請に係る代表者の指定（第5条）				
	2 漁業権及び入漁権に関すること。				
	(1) 免許の内容等の事前決定（第11条）				
	(2) 漁業の免許（第10条）				
	(3) 漁業権の共有の認可（第14条）				
	(4) 漁業権の分割又は変更の免許（第22条）				
	(5) 漁業権を目的とする抵当権の設定の認可（第24条）				
	(6) 漁業権の移転の認可（第26条）				
	(7) 休業中の漁業の許可（第36条）				
	(8) 漁業権の取消し、変更又は行使の停止命令（第37条から第40条まで）				
	(9) 漁業権、先取特権、抵当権及び入漁権の設定等の登録（第50条）				
	3 漁業権行使規則に関すること。				
	(1) 漁業権行使規則又は入漁権行使規則の制定、変更及び廃止の認可（第8条）				
	4 漁業調整に関すること。				
	(1) 海区漁業調整委員会又は連合海区漁業調整委員会の指示の取消し及び指示に対する服従命令（第67条）				
	(2) 漁場の標識の建設又は漁具の標識の設置の命令（第72条）				
	5 海区漁業調整委員会、連合海区漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会（以下この項において「委員会」という。）に関すること。				
(1) 委員会の監督（第82条、第130条）					
(2) 海区漁業調整委員会の委員の選挙権及					

		び被選挙権を有する者の範囲の拡張又は限定（第86条）				
		(3) 連合海区漁業調整委員会の設置に関する措置（第105条）				
		(4) 委員会の庶務に関すること。				
		(5) 知事選任委員の選任及び解任（第85条、第100条、第106条、第131条）				
	6	土地及び土地の定着物の使用に関すること。				
		(1) 土地の使用等の許可（第120条）				
		(2) 他人の土地における漁業の許可（第121条）				
		(3) 土地立入等の許可（第122条）				
		(4) 土地及び土地の定着物の使用権設定に関する認可並びに土地の形質の変更等の許可（第124条）				
	7	内水面漁業に関すること。				
		(1) 水産動植物の増殖命令（第128条）				
		(2) 遊漁規則の制定及び変更の認可（第129条）				
	8	指定漁業の許可等に関する副申（第52条、第65条）				
21	海洋水産資源開発促進法の施行に関する事務	1 沿岸水産資源開発に関すること。				
		(1) 沿岸水産資源開発区域の指定、変更及び指定の解除（第5条、第6条）				
		(2) 沿岸水産資源開発計画の作成及び変更（第7条、第8条）				
		(3) 開発区域内における行為に対する勧告（第9条）				
		(4) 指定海域における行為に対する勧告（第12条）				
22	漁業と港湾法の施行との調整に関する事務	1 漁業と開発保全航路の指定との調整				
		2 漁業と港湾計画作成との調整				
23	遊漁船業の適正化に関する法律の施行に関する事務	1 遊漁船業者に関すること。				
		(1) 業務改善命令（第18条）				
		(2) 登録の取消し又は停止（第19条）				
		2 遊漁船業団体に関すること。				
		(1) 指定（第20条）				
		(2) 改善命令（第22条）				
		(3) 指定の取消し（第23条）				
		(4) 報告の徴収及び立入検査（第24条第1項）				
		3 遊漁船業務主任者を養成するための講習会の実施（遊漁船業の適正化に関する法律施行規則第10条第1項第3号）				
24	海洋生物資源の保存及び管理に関する法律の施行に関する事務	1 県計画の策定及び変更（第4条第1項、第3項から第5項まで、第7項から第10項まで）				
		2 県計画の実施の効果の確保に関する農林水産大臣又は関係県知事への措置要請（第				

		6条)				
		3 採捕の数量又は漁獲努力量等の公表(第8条第2項)				
		4 採捕の数量又は漁獲努力量等の公表後の助言、指導又は勧告(第9条第2項)				
		5 採捕の停止等の命令(第10条第2項)				
		6 漁獲量の限度の割当て(第11条第1項、第2項、第4項)				
		7 停泊命令(第12条第2項)				
		8 協定の認定等(第13条第2項、第14条)				
		9 協定への参加のあつせん(第15条)				
		10 漁業法等による措置(第16条)				
		11 採捕の数量又は漁獲努力量等の報告の受理(第17条第3項、第4項)				
25 持続的養殖生産確保法の施行に関する事務	1 漁場改善計画に関すること。					
	(1) 漁場改善計画の認定及び変更認定(第4条第1項、第5条第1項)					
	(2) 漁場改善計画の認定の取消し(第5条第2項)					
	(3) 他県知事が管轄する水域を含む漁場改善計画の認定及び変更認定についての関係県知事に対する協議(第4条第4項、第5条第3項)					
	(4) 養殖漁場の改善勧告等の措置(第7条)					
	2 魚類防疫に関すること。					
	(1) 特定疫病のまん延防止のための措置命令(第8条第1項)					
	(2) 特定疫病のまん延防止のための措置命令の実施状況等についての報告及び通報(第8条第2項)					
	(3) 養殖水産動植物の伝染性疾病予防のための立入検査、質問及び集取(第10条第1項)					
	(4) 養殖水産動植物の伝染性疾病予防のための報告の徴取(第11条)					
	(5) 特定疾病等の発生の届出(第12条)					
	(6) 魚類防疫協力員の委嘱(第13条第2項)					
26 その他漁業に関する事務	1 委任漁業の補償					
	2 規制水域出漁の調査及び指導					
	3 漁場利用調整協議会の運営					

組 織 名	事務の種類	事 項	決 裁 区 分		
			知事	専 決 者	
				部長	局長
漁 港 課	1 漁港漁場整備法の施行に関する事務	1 漁港の指定に関すること(第6条)。			
		2 漁港漁場整備長期計画の案又は変更の案に関する意見の具申(第6条の3第4項、第7項)			
		3 特定漁港漁場整備事業に関すること。			
		(1) 特定漁港漁場整備事業計画の作成、変			

	更等（第17条第1項から第11項まで、第18条第3項、第19条第2項、第19条の3第3項）				
	(2) 特定漁港漁場整備事業の廃止等（第17条第12項、第13項）				
	(3) 特定漁港漁場整備事業計画の策定及び変更のための他人の土地又は水面の測量等（第19条の2第1項、第4項）				
	(4) 兼用工作物の工事の費用の負担に係る協議（第20条の2）				
	(5) 特定漁港漁場整備事業の施行のための他人の土地又は水面への立入り又は使用の許可（第24条、第44条）				
	4 漁港の維持管理に関すること。				
	(1) 漁港管理者の指定及び指定の取消し（第25条、第44条）				
	(2) 漁港管理規程の制定又は変更の届出の受理（第34条第2項、第44条）				
	(3) 漁港管理規程についての助言及び勧告（第34条第3項、第44条）				
	(4) 漁港の維持管理のための他人の土地又は水面への立入り又は使用及び非常災害のための土地等の使用又は土石等の収用（第36条）				
	(5) 漁港施設の処分の許可及びこれに伴う措置命令（第37条）				
	(6) 漁港施設の利用方法及び料率の制定及び変更の認可（第38条）				
	(7) 漁港水域における工作物の建設、土砂の採取、汚水の放流、汚物の放棄、水面の一部占用等の許可等（第39条第1項から第4項まで）				
	(8) 漁港区域内において捨て又は放置してはならない物件及び区域の指定又は廃止（第39条第5項から第7項まで）				
	(9) 漁港区域内における公有水面埋立ての同意（第39条第8項）				
	(10) 監督処分（第39条の2）				
	5 その他の事項に関すること。				
	(1) 報告若しくは資料の提出の要求、立入り、測量、検査又は質問（第41条、第44条）				
	(2) 国土交通大臣に対する協議（第42条）				
2 愛媛県漁港管理条例の施行に関する事務	1 維持運営計画の策定（第3条）				
	2 陸揚輸送等のための区域の指定（第7条第1項）				
	3 利用の届出を要する輸送施設及び漁港環境整備施設の指定（第8条）				
	4 占用等の許可等（第9条）				
	5 使用の許可等（第10条）				
	6 一時停係泊施設の指定（第11条第2項）				
	7 一時停係泊の届出の受理（第11条第2項）				

	8 占用料の後納の承認並びに減免、分納及び還付の認定（第13条）				
	9 土砂採取料等の後納の承認並びに減免、分納及び還付の認定（第13条、第14条）				
	10 違反行為者等に対する監督処分（第16条）				
	11 公益上の必要による許可の取消し等（第17条）				
	12 管理の委託（第18条）				
3 海岸法の施行に関する事務	1 海岸保全区域の管理に関すること。				
	(1) 海岸保全区域の指定及び廃止並びに農林水産大臣への報告（第3条）				
	(2) 海岸保全区域の指定についての協議（第4条）				
	(3) 市町村長を海岸管理者とする場合の処理（第5条）				
	(4) 海岸保全区域の占用の許可（第7条）				
	(5) 海岸保全区域における行為の許可（第8条）				
	(6) 海岸保全区域における違反行為者等に対する監督処分（第12条）				
	(7) 海岸管理者以外の者の施行する工事の承認（第13条）				
	(8) 兼用工作物の工事の施行及び保全施設の維持の協議（第15条）				
	(9) 土地等の立入り及び一時使用（第18条）				
	(10) 海岸管理者以外の海岸保全施設の管理者に対する報告等の徴収又は立入検査（第20条）				
	(11) 海岸管理者以外の管理者に対する改良等の措置命令（第21条）				
	2 海岸保全区域に要する費用に関すること。				
	(1) 海岸保全施設の新設又は改良に関する工事の施行の承認申請（第27条）				
4 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令の施行に関する事務（漁港課以外の課で当該事務を処理する場合を除く。）	1 公共土木施設災害復旧事業の執行に関すること。				
	(1) 県工事関係				
	ア 災害報告（第5条）				
	イ 国庫負担申請（第6条第1項）				
	ウ 設計単価及び歩掛についての主務大臣への協議（第6条第2項）				
	エ 設計の変更についての主務大臣への協議（第7条第2項）				
	オ 事業の廃止報告（第7条第3項）				
	カ 成功認定の申請（第11条）				
	キ 国庫負担金交付の申請（公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行規則第8条）				
	(2) 市町村工事関係				
	ア 市町村災害復旧事業の監督（第8条）				

	設災害復旧事業費国庫負担法施行規則 第8条)				
	(2) 市町村工事関係				
	ア 市町村災害復旧事業の監督(第8条)				
	イ 市町村の災害復旧事業費に関する事務				

別表第2水資源対策課の表を次のように改める。

組 織 名	事務の種類	事 項	決 裁 区 分		
			知事	専 決 者	
				部長	局長
水 資 源 対 策 課	1 総合水需給対策の総合企画、総合調整及び推進に関する事務	1 総合水需給対策の総合企画、総合調整及び推進			
	2 節水型水利用の促進に関する事務	1 節水型水利用の調査及び推進			
		2 節水型水利用の促進のための市町村等との連絡調整			
		3 節水型水利用の普及啓発			
	3 広域的な用水対策の調整に関する事務	1 広域的な用水対策の調整に関すること。			
	4 既存水源の活用方策に関する事務	1 地下水の利用適正化対策及び保全対策			
		2 既存水源の活用方策に関すること。			
		3 既存水源の利用状況調査に関すること。			
	5 新規水源に関する事務	1 新規水源に関すること。			
6 ダムに関する事務	1 ダムの維持管理に関すること。				
	2 湧水調整に関すること。				
	3 直轄ダムに係る連絡調整に関すること。				
7 山鳥坂ダムの建設促進に関する事務	1 山鳥坂ダムの建設促進に関すること。				
8 水源地域対策特別措置法の施行に関する事務	1 水源地域の指定及び変更の申出に関すること(第3条第1項、第2項、第4項)。				
	2 水源地域整備計画案及び同計画の変更案の作成に関すること(第4条第1項、第2項、第5項)。				
9 河川総合開発に関する事務	1 河川総合開発計画の策定に関すること。				
	2 河川総合開発事業の実施に関すること。				
	3 水資源の調査に関すること。				

別表第2港湾海岸課の表決裁区分の欄を次のように改める。

決 裁 区 分			
知事	専 決 者		
	部長	局長	課長

組 織 名	事務の種類	事 項	決 裁 区 分			
			知事	専 決 者		
				部長	局長	課長
道 路 維 持 課	1 道路法の施行に関する事務	1 道路の認定等に関すること。				
		(1) 県道の路線の認定（第7条、第9条）				
		(2) 県道の路線の廃止又は変更（第10条）				
		(3) 路線が重複する場合の措置（第11条）				
		2 道路の管理に関すること。				
		(1) 県の境界に係る指定区間外国道の修繕等の協議（第13条）				
		(2) 道路の区域の決定及び供用の開始等（第18条）				
		(3) 境界地の道路の管理（第19条）				
		(4) 兼用工作物の管理（第20条）				
		(5) 他の工作物の管理者に対する工事施行命令（第21条）				
		(6) 工事原因者に対する工事施行命令（第22条）				
		(7) 道路台帳の整備（第28条）				
		(8) 道路と鉄道の交差に関する協議等（第31条）				
		3 道路の保全等に関すること。				
		(1) 特殊な車両の通行許可（第47条の2）				
		4 自動車専用道路に関すること。				
		(1) 自動車専用道路の指定（第48条の2）				
		5 自転車専用道路に関すること。				
		(1) 自転車専用道路等の指定（第48条の7）				
		6 監督等に関すること。				
		(1) 市町村道の道路管理者に対する法令違反等に関する指示等（第75条第2項）				
	7 雑則					
	(1) 国有財産の借受け又は譲与（第90条第2項）					
	(2) 不用物件の交換（第92条第4項）					
	(3) 不用物件の他の道路への引渡し（第93条）					
	(4) 不用物件の返還譲与等（第94条）					
	2 地方道路公社法の施行に関する事務	1 道路公社に対する出資の総務大臣への協議（第4条）				
		2 定款の変更（第5条）				
		3 副理事長及び理事の任免の承認（第13条、第16条）				
		4 予算等の承認（第24条）				
		5 道路公社に対する債務保証（第28条）				
		6 給与及び退職手当の支給の基準の承認（第32条）				
		(1) 役員に係るもの				
(2) 職員に係るもの						
3 軌道法の施	1 運輸事業の開始の認可（第10条）					

	国土利用計画審議会及び市町村長からの意見聴取（第7条）				
3	県計画の策定及び計画の変更についての議会への付議（第7条）				
4	県計画の策定及び計画の変更された場合の国土交通大臣への報告及び公表（第7条）				
5	県計画の策定及び計画の変更について国土交通大臣より助言又は勧告があつた場合の措置（第7条）				
6	市町村計画の策定及び計画の変更についての国土利用計画審議会からの意見聴取及び市町村に対する助言又は勧告（第8条）				
7	土地利用基本計画についての国土交通大臣への協議（第9条第10項）				
8	土地利用基本計画の策定及び計画の変更についての国土利用計画審議会の意見聴取（第9条第10項）				
9	土地利用基本計画の策定及び計画の変更についての市町村長の意見聴取及び調整（第9条第10項）				
10	土地利用基本計画の策定及び計画の変更についての公表（第9条第13項）				
11	規制区域指定のための準備調査				
12	規制区域の指定（区域の減少を含む。）及び公告（第12条第1項、第3項）				
13	規制区域の指定の公告を行つた場合における国土交通大臣への報告及び関係市町村長への通知（第12条第5項）				
14	規制区域の指定の公告を行つた場合における土地利用審査会に対する確認要求（第12条第6項）				
15	土地利用審査会の確認が得られなかつた場合における国土交通大臣への報告及び公告（第12条第8項）				
16	規制区域内の地価の動向及び土地取引の状況の調査（第12条第10項）				
17	規制区域の解除の場合における関係市町村長の意見聴取（第12条第13項）				
18	規制区域の解除の場合における土地利用審査会に対する確認要求（第12条第13項）				
19	規制区域の解除及び公告（第12条第12項）				
20	土地に関する権利の移転等の許可（第14条第1項、国土利用計画法施行令（以下この部において「政令」という。）第13条）				
21	国、地方公共団体等が行う土地売買等の許可の特例措置（第18条）				
22	規制区域内の土地の買取り措置（第19条）				
23	規制区域を指定した場合の適正かつ合理的な土地利用の確保の措置（第22条）				
24	届出に係る土地の土地利用審査会の意見聴取及び勧告（第24条第1項、第27条の5）				

第1項、第27条の8第1項)				
25 3週間以内に勧告できない場合における延長する期間及び理由の通知(第24条第3項)				
26 届出に係る土地の不勧告通知(第27条の5第3項、第27条の8第2項)				
27 確認申請に係る土地の価額の確認(政令第17条の2第1項第3号から第5号まで、第2項)				
28 6週間以内に確認できない場合における延長する期間及び理由の通知(政令第17条の2第3項)				
29 土地の利用目的の変更、土地売買等の中 止及びその他必要な措置の勧告に基づき講 じた措置についての報告の徴収(第25条、 第27条の5第4項、第27条の8第2項)				
30 勧告に従わない場合の公表(第26条、第 27条の5第4項、第27条の8第2項)				
31 勧告に応じた場合の土地に関する権利の 処分のあつせん(第27条、第27条の5第4 項、第27条の8第2項)				
32 届出に係る土地の利用目的に関する助言 (第27条の2)				
33 注視区域又は監視区域の指定及び公告(第12条第3項、第27条の3第1項、第3項 、第27条の6第1項、第3項)				
34 注視区域又は監視区域の指定の場合にお ける土地利用審査会及び関係市町村長の意 見聴取(第27条の3第2項、第27条の6第 2項)				
35 注視区域又は監視区域の指定の公告を行 った場合における国土交通大臣への報告及 び関係市町村長への通知(第12条第5項、 第27条の3第3項、第27条の6第3項)				
36 注視区域内又は監視区域内の地価の動向 及び土地取引の状況の調査(第12条第10項 、第27条の3第3項、第27条の6第3項)				
37 注視区域又は監視区域の解除(区域の減 少を含む。以下同じ。)及び公告(第12条 第12項、第27条の3第3項、第5項、第27 条の6第3項、第5項)				
38 注視区域又は監視区域の解除の場合にお ける土地利用審査会及び関係市町村長の意 見聴取(第27条の3第2項から第5項まで 、第27条の6第2項から第5項まで)				
39 注視区域又は監視区域の解除の公告を行 った場合における国土交通大臣への報告及 び関係市町村長への通知(第12条第5項、 第27条の3第4項、第27条の6第4項)				
40 届出対象面積の決定及び変更の場合にお ける土地利用審査会及び関係市町村長の意 見聴取(第27条の6第2項、第27条の7第 4項)				
41 監視区域内での土地売買等の契約及び当 該契約に係る土地の利用についての報告の				

	徴収（第27条の9）				
	42 遊休土地である旨の通知（第28条）				
	43 遊休土地の利用又は処分に関する計画の届出に係る必要な助言（第30条）				
	44 土地利用審査会の意見聴取及び計画変更の勧告（第31条）				
	45 遊休土地の買取りの協議の通知（第32条）				
	46 立入検査等（第41条）				
	47 土地の権利に関する書類の閲覧（第43条）				
	48 違反者に対する措置（第46条から第50条まで）				
3 大規模開発行為に関する指導要綱（昭和54年3月16日制定）の施行に関する事務	1 開発行為の事前協議の処理（第4、第6）				
	2 知事と事業者の開発協定の締結（第8）				
4 愛媛県屋外広告物条例の施行に関する事務	1 広告景観モデル地区の指定、変更及び廃止（第19条の2第1項、第6項、第7項）				
	2 広告景観指針の決定、変更及び廃止（第19条の2第1項、第6項、第7項）				
	3 広告物を表示する者等に対する指導、助言及び勧告（第19条の4）				
	4 屋外広告業の届出の受理（第20条）				
	5 屋外広告業届出済証の交付（屋外広告物条例施行規則（以下この部において「規則」という。）第12条）				
	6 講習会修了証明書の交付（規則第16条）				
	7 講習会修了者と同程度である者の認定（第22条第1項第3号、規則第17条第3項）				
	8 愛媛県屋外広告物審議会への付議（第24条）				
5 不動産の鑑定評価に関する法律の施行に関する事務	1 不動産鑑定業者の登録（第24条、第27条）				
	2 不動産鑑定業者の登録の拒否、登録換え及び削除（第25条、第26条、第30条）				
	3 不動産鑑定業者の報告及び検査（第45条）				
6 公有地の拡大の推進に関する法律の施行に関する事務	1 土地を譲渡しようとする場合の届出及び地方公共団体等に対する土地の買取り希望の申出（第4条第1項、第5条第1項）				
	2 土地買取り協議等の通知（第6条第1項、第3項）				
7 都市計画法の施行に関する事務	1 都市計画区域の指定、変更及び廃止（第5条第1項、第2項、第6項）				
	2 都市計画区域の指定、変更及び廃止に関する市町村の意見の聴取（第5条第3項、第4項、第6項）				
	3 都市計画区域の指定、変更及び廃止に関する国土交通大臣への協議（第5条第3項）				

、第6項)				
4 都市計画の決定及び変更に関すること(第18条第1項、第21条第1項)				
(1) 市街化区域及び市街化調整区域に関するもの				
(2) 国土交通大臣の同意を要するもの(1)を除く。)				
(3) (2)のうち軽易なもの				
(4) 国土交通大臣の同意を要しないもの				
5 都市計画の決定及び変更に関する国土交通大臣への協議(第18条第3項、第21条第2項)				
6 市町村が定める都市計画の同意(第19条第3項)				
7 都市計画の決定及び変更に関する関係行政機関等への協議(第23条第1項、第6項)				
8 都市計画の決定及び変更に関する市町村への指示(第24条第6項)				
9 調査のための土地立入り及び土地の試掘等の許可(第25条、第26条)				
10 市街化調整区域に係る第34条第10号に規定する開発行為の許可に関すること(第29条第1項)。				
(1) 開発区域の面積が5ヘクタール以上のもの				
(2) (1)以外のもの				
11 都市計画法施行令(以下この部において「政令」という。)第19条による規模の決定(第29条第1項第1号)				
12 開発行為の変更の許可(知事が許可した開発行為に係るものに限る。)(第35条の2第1項)				
13 開発行為の軽微な変更の届出の受理(知事が許可した開発行為に係るものに限る。)(第35条の2第3項)				
14 開発行為の廃止の届出の受理(知事が許可した開発行為に係るものに限る。)(第38条)				
15 開発許可を受けた土地における予定建築物以外の建築物の建築の許可(知事が許可した開発行為に係るものに限る。)(第42条第1項ただし書)				
16 開発許可を受けた土地における建築等の制限で国が行う行為についての協議(知事が許可した開発行為に係るものに限る。)(第42条第2項)				
17 政令第36条第1項第3号ホに規定する建築物に係る許可(第43条第1項)				
18 都市計画施設の区域内における建築禁止区域の指定(第55条第1項)				
19 土地の買取りの申出及び有償譲渡の届出の相手方の指定(第55条第3項)				
20 事業予定地区内における土地の有償譲渡				

	期限の周知措置（第57条第1項）				
	21 都市計画事業の認可（第59条第1項、第4項）				
	22 都市計画事業の認可に対する用排水施設管理者等の意見の聴取（第59条第6項）				
	23 事業計画変更の認可に関すること（第63条第1項）。				
	(1) 事業施行についての周知措置を伴うもの				
	(2) (1)以外のもの				
	24 監督処分（第81条第1項、第4項）				
	25 監督処分のための立入検査（第82条第1項）				
8 都市計画事業に関する事務	1 都市計画事業の認可の申請（第59条第2項）				
	2 事業計画変更の認可の申請に関すること（第63条第1項）。				
	(1) 事業施行についての周知措置を伴うもの				
	(2) (1)以外のもの				
	3 事業施行についての周知措置（第66条）				
9 都市緑地保全法の施行に関する事務	1 標識の設置等（第4条第1項）				
	2 原状回復命令等（第6条第1項、第3項）				
	3 報告及び立入検査等（第11条第1項、第2項）				
10 駐車場の施行に関する事務	1 路上駐車場の設置計画の承認及び県公安委員会の意見聴取（第4条）				
11 土地区画整理法の施行に関する事務	1 事業の施行及び事業計画等の認可に関すること。				
	(1) 個人施行及び組合の設立の認可（第4条、第14条）				
	(2) 個人施行及び組合の規準、規約、定款及び事業計画の変更の認可（第10条、第11条、第39条）				
	(3) 市町村又は市町村道施行の施行規程及び設計の概要の決定及び変更の認可（第52条、第55条）				
	(4) 個人施行事業の廃止又は終了の認可（第13条）				
	(5) 事業計画等に対する意見書の処理（第20条、第55条）				
	(6) 賦課金等の滞納処分の認可（第41条）				
	(7) 組合の解散の認可（第45条）				
	(8) 組合の決算報告の承認（第49条）				
	(9) 換地計画の決定及び変更の認可（第86条、第97条）				
	2 監督処分に関すること。				
	(1) 施行者に対する勧告、助言又は報告の徴収（第123条）				
	(2) 個人施行者及び組合に対する監督（第				

	124条、第125条)				
12 都市再開発法の施行に関する事務（市街地開発組合に係るものを除く。）	1 事業計画中の設計の概要の認可（第51条第1項、第56条）				
	2 権利変換計画の決定及び変更の認可（第72条第1項、第2項）				
	3 施行者に対する勧告、助言又は報告の徴収（第124条第1項）				
	4 市町村に対する是正の要求（第126条第1項）				
	5 施設建築物及び施設建築敷地の管理又は使用に関する管理規約の認可（第133条）				
13 宅地造成等規制法の施行に関する事務	1 宅地造成工事規制区域の指定（第3条第1項、第3項）				
	2 市町村長の意見の聴取（第3条第1項）				
	3 測量又は調査のための土地の立入り（第4条第1項）				
	4 土地の試掘等の許可（第5条第1項）				
	5 土地所有者等に対する意見を述べる機会の付与（第5条第1項）				
14 環境影響評価法の施行に伴う都市計画決定権者としての事務	1 第2種事業の判定に関すること。				
	(1) 判定を受けるための書面の届出（第4条第1項、第4項、第39条）				
	(2) 判定を受けることなく環境影響評価その他の手続を行うこととした旨の通知（第4条第6項、第39条）				
	2 環境影響評価方法書に関すること。				
	(1) 作成（第5条第1項、第40条）				
	(2) 市町村長等への送付（第6条第1項、第40条）				
	(3) 公告及び縦覧（第7条、第40条）				
	(4) 意見書の受理（第8条第1項、第40条）				
	(5) 市町村長等への意見の概要の送付（第9条、第40条）				
	3 環境影響評価の実施に関すること。				
	(1) 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法の選定（第11条第1項、第40条）				
	(2) 技術的な助言を記載した書面の交付を受けたい旨の申出（第11条第2項、第40条）				
	4 環境影響評価準備書に関すること。				
	(1) 作成（第14条第1項、第40条）				
	(2) 市町村長等への送付（第15条、第40条）				
	(3) 公告及び縦覧（第16条、第40条）				
	(4) 説明会の開催（第17条第1項、第40条）				
	(5) 説明会の日時、場所等の公告（第17条第2項、第40条）				
	(6) 説明会の日時及び場所についての関係県知事の意見の聴取（第17条第3項、第				

	40条)				
	(7) 説明会を開催することができない場合の記載事項の周知(第17条第4項、第40条)				
	(8) 意見書の受理(第18条第1項、第40条)				
	(9) 市町村長等への意見の概要等の送付(第19条、第40条)				
	(10) 関係県知事からの意見の受理(第20条第1項、第40条)				
	5 環境影響評価書に関すること。				
	(1) 準備書の記載事項の修正のための措置(第21条第1項、第40条)				
	(2) 作成(第21条第2項、第40条)				
	(3) 免許等を行う者等への送付(第22条第1項、第40条)				
	(4) 評価書の記載事項の修正のための措置(第25条第1項、第40条)				
	(5) 評価書の補正(第25条第2項、第40条)				
	(6) 免許等を行う者等への評価書の送付(第25条第3項、第40条)				
	(7) 県都市計画審議会への付議(第25条第3項、第40条)				
	(8) 公告及び縦覧(第27条、第40条)				
	6 対象事業の廃止等に関すること。				
	(1) 市町村長等への通知(第30条第1項、第40条)				
	(2) 公告(第30条第1項、第40条)				
	7 事業者等への協力の要請(第46条)				
15 愛媛県環境影響評価条例の施行に伴う都市計画決定権者としての事務	1 環境影響評価方法書に関すること。				
	(1) 作成(第5条第1項、第41条、愛媛県環境影響評価条例施行規則(以下この部において「規則」という。)第52条)				
	(2) 市町村長等への送付(第6条、第41条、規則第52条)				
	(3) 公告及び縦覧(第7条、第41条、規則第52条)				
	(4) 意見書の受理(第8条第1項、第41条、規則第52条)				
	(5) 市町村長等への意見の概要の送付(第9条、第41条、規則第52条)				
	2 環境影響評価の実施等に関すること。				
	(1) 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法の選定(第11条第1項、第41条、規則第52条)				
	(2) 技術的な助言を記載した書面の交付を受けたい旨の申出(第11条第2項、第41条、規則第52条)				
	3 環境影響評価準備書に関すること。				
	(1) 作成(第13条第1項、第41条、規則第52条)				

(2) 市町村長等への送付（第14条、第41条、規則第52条）			
(3) 公告及び縦覧（第15条、第41条、規則第52条）			
(4) 説明会の開催（第16条第1項、第41条、規則第52条）			
(5) 説明会の日時、場所等の公告（第16条第2項、第41条、規則第52条）			
(6) 説明会の日時及び場所についての知事の意見の聴取（第16条第3項、第41条、規則第52条）			
(7) 説明会を開催することができない場合の記載事項の周知（第16条第4項、第41条、規則第52条）			
(8) 意見書の受理（第17条第1項、第41条、規則第52条）			
(9) 市町村長等への意見の概要等の送付（第18条、第41条、規則第52条）			
(10) 意見の概要等の公告及び縦覧（第19条、第41条、規則第52条）			
(11) 公述の要請（規則第27条第3項、第56条）			
4 環境影響評価書に関すること。			
(1) 準備書の記載事項の修正のための措置（第21条第1項、第41条、規則第52条）			
(2) 作成（第21条第2項、第41条、規則第52条）			
(3) 市町村長等への評価書等の送付（第22条、第41条、規則第52条）			
(4) 県都市計画審議会への付議（第22条、第41条、規則第52条）			
(5) 公告及び縦覧（第23条、第41条、規則第52条）			
5 対象事業の廃止等に関すること。			
(1) 市町村長等への通知（第25条第1項、第41条、規則第52条）			
(2) 公告（第25条第1項、第41条、規則第52条）			
6 事業者への協力の要請（第42条）			
7 市町村等への協力の要請（第45条）			

別表第2都市整備課の表決裁区分の欄を次のように改める。

決 裁 区 分			
知事	専 決 者		
	部長	局長	課長

別表第2 建築住宅課の表を次のように改める。

組 織 名	事務の種類	事 項	決 裁 区 分		
			知事	専 決 者	
				部長	局長
建 築 住 宅 課	1 建築基準法の施行に関する事務	1 建築主事及び建築審査会に関すること。			
		(1) 市町村に建築主事を置く場合の同意（第4条）			
		(2) 建築審査会に対する諮問に係る措置（第3条第1項第3号、第4号、第42条第6項、第44条第2項、第46条第1項、第47条、第48条第13項、第52条第9項、第54条の2第1項第2号、第55条第4項、第56条の2第1項、第59条第5項、第59条の2第2項、第68条の4第5項、第68条の5第3項、第68条の7第2項、第6項）			
		2 違反建築物の措置に関すること。			
		(1) 違反建築物に対する措置（第9条、第9条の3）			
		(2) 保安上危険又は衛生上有害である建築物に対する措置（第10条）			
		(3) 公益上著しく支障がある建築物に対する措置（第11条）			
		(4) 報告、検査等（第12条）			
		3 建築物の敷地、構造及び建築設備に関すること。			
		(1) 保存建築物の指定及び国宝、重要文化財等の建築物の再現に係る認定（第3条第1項第3号、第4号）			
		(2) 都道府県知事又は国土交通大臣の勧告、助言及び援助（第14条）			
		(3) 建築統計の作成及び送付（第15条）			
		(4) 国土交通大臣又は都道府県知事への報告（第16条）			
		(5) 特定行政庁等に対する指示等（第17条第3項）			
(6) 道路内の建築制限許可（第44条）					
(7) 私道の変更又は廃止の禁止及び制限に係る措置（第9条第2項、第4項、第5項、第45条）					
(8) 壁面線の指定（第46条）					
(9) 壁面線による建築制限許可（第47条）					
(10) 用途地域内の建築制限許可（第48条、都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律（平成4年法律第82号）附則第4条の規定によりなおその効力を有する					

	ものとされる同法第2条の規定による改正前の建築基準法（以下この項において「旧法」という。）第48条）				
	(11) 卸売市場等の用途に供する特殊建築物の許可（第51条）				
	(12) 延べ面積の敷地面積に対する割合（以下この項において「容積率」という。）の制限許可（第52条第6項から第8項まで）				
	(13) 第1種低層住居専用地域及び第2種低層住居専用地域内における容積率の制限許可（第54条の2第1項）				
	(14) 第1種低層住居専用地域及び第2種低層住居専用地域又は第1種住居専用地域内における建築物の高さの制限許可（第55条、旧法第55条）				
	(15) 自影による中高層建築物の高さの制限許可（第56条の2）				
	(16) 高架の工作物に設ける建築物等に対する高さの制限に係る適用除外の認定（第57条第1項）				
	(17) 高度利用地区における制限許可（第59条）				
	(18) 敷地内に広い空地を有する建築物の容積率、高さの制限許可（第59条の2）				
	(19) 地区計画区域内における容積率の特例認定（第68条の3第1項）				
	(20) 住宅地高度利用地区計画区域内の制限に係る適用除外の認定及び許可（第68条の4第1項から第4項まで）				
	(21) 再開発地区計画区域内の制限に係る適用除外の認定及び許可（第68条の5第1項、第2項）				
	(22) 予定道路の指定（第68条の7第1項）				
	(23) 予定道路を前面道路とみなす建築物の許可（第68条の7第5項）				
	(24) 建築協定に係る措置（第73条第1項、第2項、第74条、第74条の2第2項、第3項、第76条、第76条の3第2項、第3項、第5項）				
	(25) 被災市街地における建築制限（第84条）				
	(26) 災害があつた場合において建築する仮設建築物に対する特例許可（第85条第3項）				
	(27) 総合的設計による一団地の建築物の措置（第86条）				
2 建築基準法施行令の施行に関する事務	1 改良便所及び水洗便所のし尿浄化槽の承認（第31条、第32条）				
	2 学校の木造校舎の構造強度に対する承認（第48条）				
	3 鉄骨加工工場の認定（第90条、第92条）				
	4 用途又は構造が特殊な建築物に設ける昇降機等の承認（第129条の3）				

	5 前面道路とみなす道路等の指定（第131条の2）				
3 高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律の施行に関する事務	1 特定建築物に関すること。				
	(1) 計画の認定及び変更認定（第6条第1項、第7条第1項）				
	(2) 特定建築物の計画の建築主事への通知（第6条第5項、第7条第2項）				
	(3) 改善命令（第11条）				
	(4) 計画の認定の取消し（第12条）				
4 建築物の耐震改修の促進に関する法律の施行に関する事務	1 建築物の耐震改修に関すること。				
	(1) 計画の認定及び変更認定（第5条第1項、第6条第1項）				
	(2) 改善命令（第8条）				
5 エネルギーの使用の合理化に関する法律の施行に関する事務	1 建築物に係る指導及び助言（第15条第1項）				
	2 特定建築物に関すること。				
	(1) 届出の受理及び指示（第15条の2第1項、第2項）				
	(2) 公表（第15条の2第3項）				
	3 報告の徴収及び立入検査（第25条第4項）				
6 建築士法の施行に関する事務	1 二級建築士又は木造建築士の免許に関すること。				
	(1) 免許の登録（第5条、建築士法施行細則（以下この部において「細則」という。）第5条）				
	(2) 登録事項の変更に係る措置（細則第7条第2項）				
	(3) 免許証の再交付（細則第8条第2項）				
	(4) 免許の取消しに係る措置（第9条、細則第10条）				
	(5) 申請書及び届出書の受理（第5条の2第1項、第2項、第9条、細則第4条、第7条第1項、第8条第1項、第9条第1項から第3項まで）				
	(6) 懲戒処分（第10条第1項、第4項、細則第12条）				
	2 二級建築士試験又は木造建築士試験に関すること。				
	(1) 試験の実施（第13条、第15条の15第1項、第2項、第15条の17第5項、細則第17条、第18条第1項）				
	3 県指定試験機関に関すること。				
	(1) 指定の申請の受理（第15条の17第2項、細則第18条の2）				
	(2) 指定（第15条の4第1項、第15条の17）				
	(3) 名称等の変更の届出の受理（第15条の4第2項、第15条の17第5項、細則第18条の3）				
	(4) 名称等の変更に係る公示（第15条の4				

第3項、第15条の17第5項)				
(5) 役員の選任及び解任の認可の申請の受理(第15条の5第1項、第15条の17第5項、細則第18条の4)				
(6) 役員の選任及び解任の認可(第15条の5第1項、第15条の17第5項)				
(7) 役員の解任命令(第15条の5第2項、第15条の17第5項)				
(8) 試験委員の選任及び解任の届出の受理(第15条の6第3項、第15条の17第5項、細則第18条の5)				
(9) 試験委員の解任命令(第15条の5第2項、第15条の6第4項、第15条の17第5項)				
(10) 試験事務規程の認可及び変更認可の申請の受理(第15条の8第1項、第15条の17第5項、細則第18条の6)				
(11) 試験事務規程の認可及び変更認可(第15条の2第3項、第15条の8第1項、第3項、第15条の17第5項)				
(12) 試験事務規程の変更命令(第15条の2第3項、第15条の8第2項、第3項、第15条の17第5項)				
(13) 事業計画等の認可及び変更認可の申請の受理(第15条の9第1項、第15条の17第5項、細則第18条の7)				
(14) 事業計画等の認可及び変更認可(第15条の9第1項、第15条の17第5項)				
(15) 事業報告書及び収支決算書の受理(第15条の9第2項、第15条の17第5項)				
(16) 監督命令(第15条の11、第15条の17第5項)				
(17) 報告の徴収及び立入検査(第15条の12第1項、第15条の17第5項)				
(18) 身分証明書の交付(第15条の12第2項、第15条の17第5項)				
(19) 試験事務の休廃止の許可申請書の受理(第15条の13第1項、第15条の17第5項、細則第18条の9)				
(20) 試験事務の休廃止の許可(第15条の13、第15条の17第5項)				
(21) 指定の取消し等(第15条の2第3項、第15条の14、第15条の17第5項)				
(22) 受験者の不正行為に対する措置の報告の受理(細則第18条第3項)				
(23) 実施結果の報告の受理(細則第18条の8)				
4 建築士の業務に関すること。				
(1) 知識及び技能の維持向上に関する措置(第22条第2項)				
5 建築士事務所に関すること。				
(1) 登録及び登録の拒否(第23条の3、第23条の4)				
(2) 登録の変更(第23条の5)				

	(3) 登録の抹消(第23条の7)				
	(4) 登録簿の閲覧(第23条の8)				
	(5) 監督処分(第26条第1項、第2項)				
	(6) 報告の徴収及び立入検査(第26条の2第1項)				
7 宅地建物取引業法の施行に関する事務	1 宅地建物取引業者の免許に関すること。				
	(1) 免許に係る措置(第3条第1項、第5条第2項、宅地建物取引業法施行規則(以下この部において「省令」という。))第4条の5第2項)				
	(2) 免許証の交付(第6条)				
	(3) 免許証の書換え交付(省令第4条の2第1項)				
	(4) 免許証の再交付(省令第4条の3第1項)				
	(5) 宅地建物取引業者名簿(以下この部において「名簿」という。)への登載(第8条)				
	(6) 変更の届出の受理(第9条、愛媛県宅地建物取引業法施行細則第3条)				
	(7) 名簿等の閲覧(第10条)				
	(8) 名簿の訂正(省令第5条の4)				
	(9) 廃業等の届出の受理(第11条第1項)				
	(10) 名簿の消除(省令第6条第1項)				
	2 宅地建物取引主任者資格試験に関すること。				
	(1) 試験の実施(第16条、第16条の17第1項、第3項、第17条第1項、省令第10条第2項、第11条第1項、第12条第1項、第13条)				
	(2) 試験事務の委任(第16条の2第1項、第16条の5第1項)				
	(3) 試験事務の委任の撤回(第16条の16)				
	3 指定試験機関に関すること。				
	(1) 変更の届出に係る措置(第16条の5第2項、第3項)				
	(2) 試験事務規程の変更についての意見の通知(第16条の9第2項)				
	(3) 事業計画及び収支予算についての意見の通知(第16条の10第2項)				
	(4) 事業報告書及び収支決算書の受理(第16条の10第3項)				
(5) 試験事務の実施結果の報告の受理(省令第13条の11)					
(6) 合格の取消し等の報告の受理(省令第13条の14)					
(7) 必要な措置の指示(第16条の12第2項)					
(8) 報告の徴収及び立入検査(第16条の13第2項)					
(9) 身分証明書の交付(第16条の13第3項)					
(10) 試験事務の休廃止の国土交通大臣の許					

可についての意見の具申（第16条の14第3項）				
4 宅地建物取引主任者資格登録に関すること。				
(1) 登録に係る措置（第18条、省令第14条の4）				
(2) 登録の移転に係る措置（第19条の2、省令第14条の6）				
(3) 変更の登録に係る措置（第20条、省令第14条の7第2項）				
(4) 死亡等の届出の受理（第21条）				
(5) 登録の消除に係る措置（第22条、省令第14条の8）				
5 宅地建物取引主任者証に関すること。				
(1) 交付（第22条の2第1項、第5項）				
(2) 指定講習の指定（第22条の2第2項）				
(3) 書換え交付（省令第14条の13）				
(4) 再交付（省令第14条の15第1項から第3項まで）				
(5) 有効期間の更新（第22条の3第1項）				
6 営業保証金に関すること。				
(1) 供託の届出の受理（第25条第4項、第26条第2項、第28条第2項、第64条の15、第64条の23）				
(2) 供託の届出の催告（第25条第6項）				
(3) 保管替え等の届出の受理（省令第15条の4第1項）				
(4) 変換の届出の受理（省令第15条の4の2第1項）				
(5) 供託金の還付による不足額の通知（宅地建物取引業者営業保証金規則（以下この項において「営則」という。）第3条）				
(6) 申出書の受理（営則第8条第1項第3号、第2項第3号）				
(7) 公告の届出の受理（営則第8条第3項）				
(8) 証明書等の交付（営則第9条）				
7 宅地建物取引業者の業務に関すること。				
(1) 業務を行う場所の届出の受理（第50条第2項）				
8 宅地建物取引業保証協会に関すること。				
(1) 社員の加入等の報告の受理（第64条の4第2項）				
(2) 弁済業務保証金の供託の届出の受理（第25条第4項、第64条の7第3項、第64条の8第4項）				
(3) 社員である旨等の証明（宅地建物取引業保証協会弁済業務保証金規則第5条各号）				
9 監督に関すること。				
(1) 指示及び業務の停止命令（第65条、第70条第1項、第2項）				

	(2) 免許の取消し(第25条第7項、第66条、第67条、第70条第1項)				
	(3) 宅地建物取引主任者の事務の禁止及び登録の消除(第68条、第68条の2、第70条第3項)				
	(4) 業務の指導、助言及び勧告(第71条)				
	(5) 報告の徴収及び立入検査(第72条第1項、第2項)				
	(6) 違反容疑の通知(省令第28条)				
	10 経由書類の進達に関する事。(第4条第1項、第19条の2、省令第4条の2第2項、第4条の3第3項、第4条の4第3項、第4条の5、第5条の3第3項、第15条の3、第26条の4の2)				
8 積立式宅地建物販売業法の施行に関する事務	1 積立式宅地建物販売業者の許可に関する事。				
	(1) 許可に係る措置(第3条、第7条)				
	2 積立金等保全措置についての権利の実行に関する事。				
	(1) 権利の調査、確認書の交付、配当表の作成に関する措置(第31条)				
	3 監督に関する事。				
	(1) 改善命令(第42条)				
	(2) 契約の締結の禁止命令(第43条)				
	(3) 業務の停止及び許可の取消し(第44条、第45条)				
	(4) 業務の指導、助言及び勧告(第48条)				
(5) 報告の徴収及び立入検査(第50条、第51条)					
9 不動産特定共同事業法の施行に関する事務	1 不動産特定共同事業の許可に関する事。				
	(1) 許可(第3条第1項)				
	(2) 許可条件の変更(第4条第4項)				
	(3) 主務大臣への許可申請書の進達(第5条第1項、第8条第1項)				
	2 業務の種別及び不動産特定共同事業契約約款の変更等並びに事務所の追加設置の認可(第9条)				
	3 許可申請書記載事項の変更の届出及び廃棄等の届出の受理(第10条、第11条第1項)				
	4 監督に関する事。				
	(1) 事業報告書の受理(第33条)				
	(2) 指示、業務の停止命令及び業務管理者の解任命令(第34条第1項、第2項、第35条第1項、第2項、第37条第1項、第2項、第38条)				
	(3) 主務大臣又は他の都道府県知事への報告又は通知(第34条第3項、第35条第3項、第37条第3項)				
	(4) 許可の取消し(第36条、第38条)				
	(5) 業務の指導、助言及び勧告(第39条)				
	(6) 報告の徴収及び立入検査(第40条第1				

	項)				
10 愛媛県持家住宅建設資金貸付けに関する事務	1 貸付原資の預託に関すること。				
11 住宅地区改良法の施行に関する事務	1 改良地区の指定申請に係る意見及び進達(第4条)				
	2 地区内の建築行為等の制限許可(第9条)				
	3 測量及び調査のための土地の立入り(第20条)				
	4 土地の試掘等の許可(第21条)				
	5 損失の補償に関する協議(第23条)				
	6 市町村に対する勧告等(第34条)				
12 公営住宅法の施行に関する事務	1 公営住宅の計画的な整備(第6条)				
	2 公営住宅監理員の任命(第33条第2項)				
	3 公営住宅建替計画の作成(第37条)				
	4 公営住宅又は共同施設の処分(第44条第1項から第3項まで)				
	5 事業主体の変更(第46条第1項)				
	6 公営住宅及び共同施設の整備、管理等について事業主体に対する指導監督(第48条)				
13 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律の施行に関する事務	1 供給計画に関すること。				
	(1) 認定(第2条第1項、第4条)				
	(2) 変更の認定(第4条、第5条)				
	(3) 認定の取消し(第4条、第11条)				
	2 認定事業者に関すること。				
	(1) 助言及び指導(第7条)				
	(2) 報告の徴収(第8条)				
	(3) 改善命令(第10条)				
	3 賃貸住宅の建設(第18条第1項)				
14 愛媛県営住宅管理条例の施行に関する事務	1 県営住宅の設置(第2条の2)				
	2 入居者の募集(第3条、第23条の16)				
	3 家賃の決定及び変更(第9条、第21条の6、第21条の7、第23条の14)				
	4 敷金等の運用(第14条、第23条の16)				
	5 県営住宅の明渡し請求(第21条の2、第21条の5、第23条、第23条の16)				
	6 不正行為により家賃徴収を免れた者に対する処分(第26条)				
15 愛媛県営住宅管理条例施行規則の施行に関する事務	1 愛媛県営住宅管理条例第9条第2項の知事の定める数値の告示(第8条)				
	2 特定公共賃貸住宅の家賃の告示(第12条の2)				
	3 立入検査証の発行(第14条)				
16 都市再開発法の施行に関する事務(市街地再開発組合に係るもの)	1 規準又は規約及び事業計画の認可(第7条の9第1項)				
	2 規準若しくは規約又は事業計画の変更の認可(第7条の16第1項)				
	3 施行者の変動の認可(第7条の17第3項)				

に限る。))					
	4 第1種市街地再開発事業の終了の認可(第7条の20第1項)					
	5 市街地再開発組合の設立認可(第11条第1項)					
	6 市街地再開発組合の設立認可についての市町村長の意見聴取(第11条第2項)					
	7 権利者からの意見書による事業計画の修正命令又は不採択の場合の通知(第16条第3項、第38条第2項)					
	8 定款又は事業計画の変更の認可(第38条第1項)					
	9 賦課金滞納処分の認可(第41条第3項)					
	10 解散の認可(第45条第3項)					
	11 決算報告書の承認(第49条)					
	12 測量及び調査のための立入り等の許可(第60条第1項)					
	13 権利変換計画の決定及び変更の認可(第72条第1項、第3項)					
	14 事業代行開始の決定(第112条)					
	15 事業代行者の決定(第114条)					
	16 知事が事業代行者であつた場合の組合の財産の処分及び債務の弁済に関する計画の承認(第117条第3項)					
	17 勧告、助言又は報告の徴収及び措置命令(第124条)					
	18 事業又は会計の状況の検査及び当該検査に基づく措置命令(第124条の2第1項、第125条第1項から第3項まで)					
	19 認可の取消し(第124条の2第2項、第125条第4項)					
	20 総会の招集、組合員投票の付与及び総会等の議決、選挙又は投票の取消し(第125条第6項から第8項まで)					
	21 建物の区分所有等に関する管理規約の認可(第133条第1項)					
	17 地方住宅供給公社法の施行に関する事務	1 定款及び業務方法書の変更認可(第5条、第26条)				
		2 事業計画及び資金計画の承認(第27条)				
3 積立分譲住宅の譲渡の対価の承認(地方住宅供給公社法施行規則(以下この部において「省令」という。))第6条第2項)						
4 一般分譲住宅の譲渡の対価の承認(省令第11条)						
5 宅地の譲渡の対価の承認(省令第20条第3項)						
18 住宅建設計画法の施行に関する事務	1 住宅建設5箇年計画の作成(第6条)					

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

